


603-205



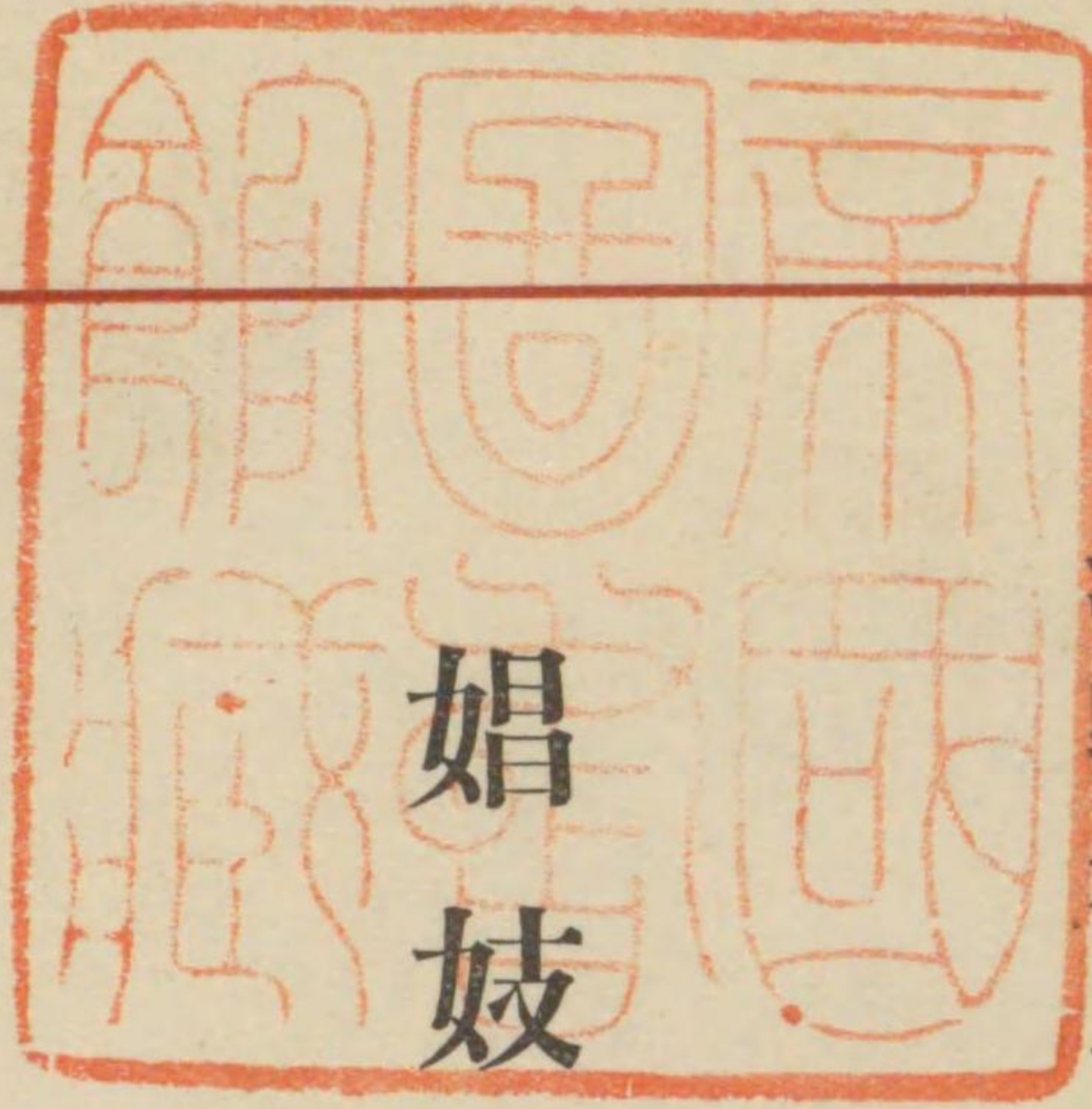
1200501531027

603

205



21587



沖野岩三郎著

娼妓解放哀話

中央公論社



津市中新町
 余子
 岩崎英定意
 紙の女とさ原藤
 七月三日
 藤原英定

紙手の女とさ原藤





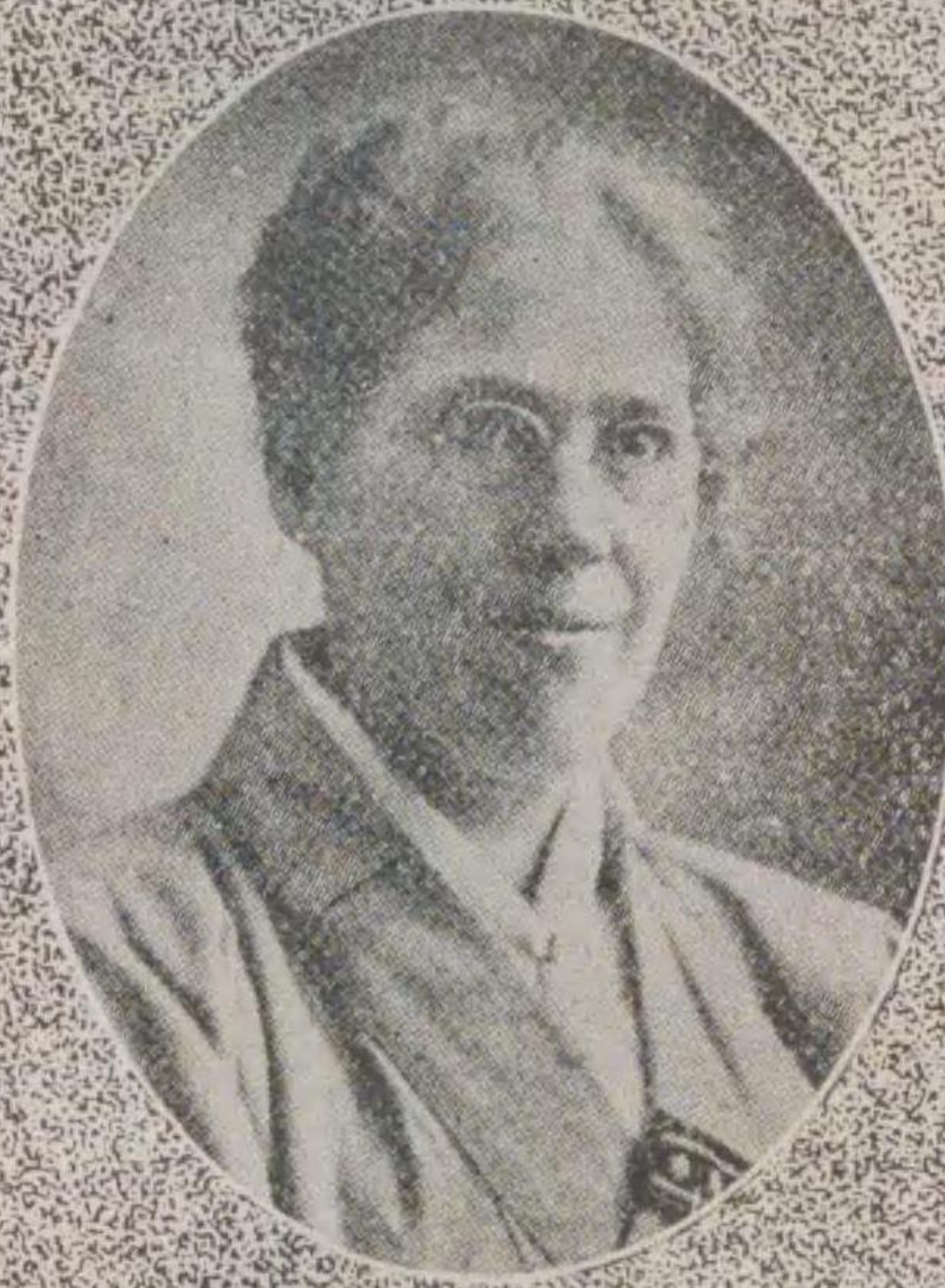
妻夫氏室山の代時校中と將大ヌーブ



紙手の女みふ間久佐

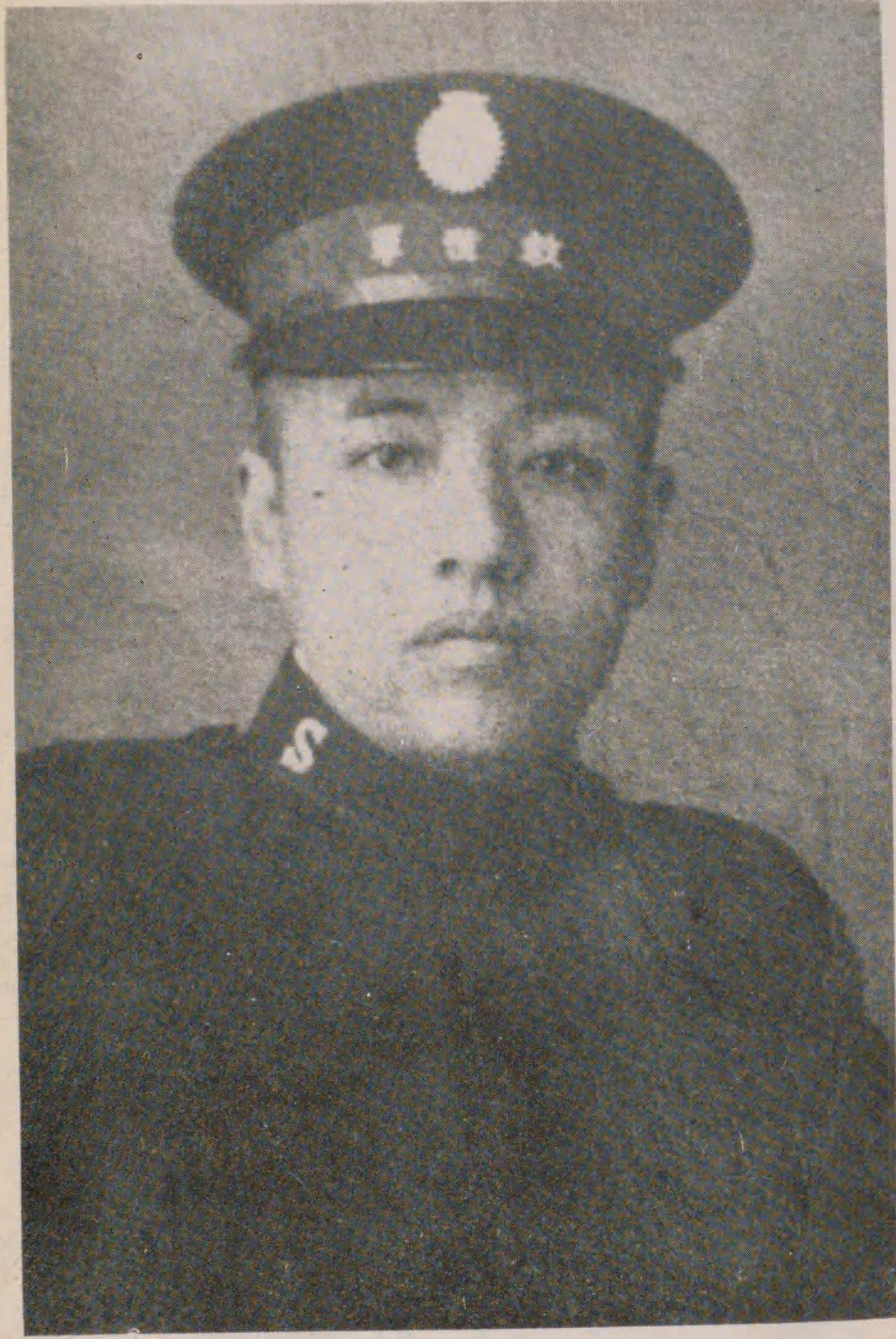


熊本東雲樓の庭園



救世軍傳道のモットーは「^{アダプテーション}適合」である、即ち郷に入りては郷に従ひ、そしてそこに道を開かうといふのである。でデュース少佐夫妻は身には和服を纏ひ、日本食を常食として疊の上で日本人と同じ生活を始めた。

和服の姿のデュース少佐夫妻と矢吹大尉



故伊藤富雄氏



婦人救済所女士官と最初に救はれたる女達

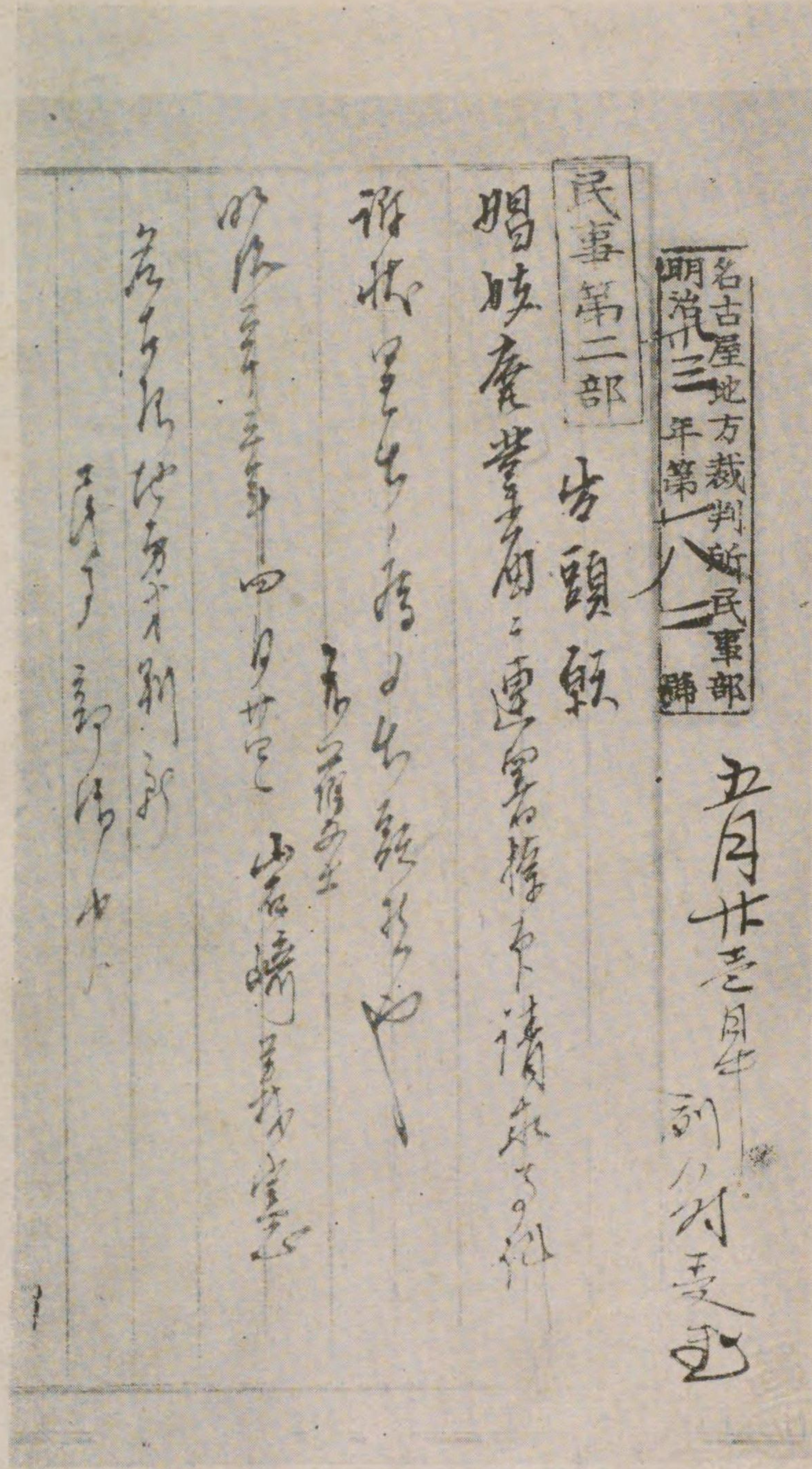
603-205

序に代へて

日本民権史の一部として娼妓自廢の歴史を書いてみたいと思ひ出したのは、もう十年も以前の事で、亡くなられた伊藤富士雄君が私を三田四國町惟一館に訪ねて來られた時からである。伊藤富士雄君は、救世軍士官として娼妓の自由廢業に一身を捧げた闘士であつた。同君は凡そ一千二百名の娼妓から自由廢業の相談を受け、其の中の九百八十七名を完全に廢業せしめたのである。

昭和五年一月から四月までの中央公論に、私は『娼妓自廢九百八十七人』と題して、伊藤君から聞いた自廢娼妓の境遇やエピソードを讀物風に書いた。ところが此の讀物は意外に反響があつた。で、これを纏めて單行本にしようといふ話が、中央公論社の出版部と私との間にまつまつた。

私の計畫は伊藤富士雄君のなした仕事を中心にして、日本に於ける娼妓の自由廢業は、如何にして起り、如何なる影響を社會に與へたかを研究するにあつた。しかし、書きかけてみると



娼妓廢業に關する書類の一部

それは大變な難事業だと知れた。

明治三十二年頃、名古屋市で其の火蓋を切つたモルフイ氏の事も、モルフイ氏に救はれた娼妓たちの事も、殆ど文献の徴すべきものがない。「東雲のストライキ」といふ言葉は知つてゐるが、其の起源がわからない。私は熊本、名古屋の知人たちに幾たびか手紙を出して聞き合せてたが、もはや三十年以前のこととて、其の返事は悉く私を失望させた。

私はこれ以上施す術が無いので、遺憾と不満を包んだまゝ不完全な一冊子を公にしななければならぬと観念しながら、原稿の完了を急いでゐる時、不思議な事が湧起つた。それは本當に湧起つた事件であつた。

五月七日であつた。私の家は大掃除をした。そして古本や古雑誌の不用なものを屑屋に賣るべく整理してゐるうち、一冊のノートブックを發見した。中を開いて見ると、其の第一ページに「佐伯二十歳、上條りよう八十三歳、八十二圓、岩崎義憲、洋行、結婚、辯護」と書いてあつた。私は最初それが何の心覚えであつたか、自分で書きながら、すっかり忘れてゐたが、繰返し繰返し記憶の扉をたゞいてゐるうちに、佐伯好郎君の事を想ひ出した。佐伯君がまだ高等

工業の學監時代、信州の千ヶ瀧で自由廢業運動の事について話し合つたやうに思はれるので、早速電話帳を繰つて、問ひ合せてみると、「岩崎といふのは僕の妻の父ですよ。日本に於ける最初の自廢娼妓の辯護士です。岩崎はもう亡くなつたが、其の書類はすつかり私の手許にあるから、今からそれを持つて君の所に行く」との返事。天祐とは此の事だと私は思つた。

程なく佐伯君は來られた。机の上に一杯擴げた書類について詳しい説明をきいた私は、其の晩から、すつかり原稿のプランを立て替へて、また最初から書き直した。

先づこれで稍完全な自廢運動史が出來たとは思つたが、「東雲のストライキ」の起原の正確な文献が無い。で、これだけは後から補正するつもりで簡単な説明だけで原稿を締切つてしまつた。そして、將に發送せんとする時、届けられた郵便物の中から、江藤幸一君の書翰を發見した。江藤君は明治五年に娼妓解放令を發布した一人である司法卿江藤新平氏の令孫で、明治學院の出身である。急いで披いてみると、それは「東雲のストライキ」に關する詳しい調査であつた。私は涙を浮べて喜んだ。

此の小著が若しも、日本民權史の一部女性解放史としての價値を認められるとするならば、

それは故伊藤富士雄君の記録と、救世軍本營の山室、矢吹、瀬川、羽柴、柴田等の諸君が好意に充てる助言と、佐伯、江藤二君の助力が其の大半の功を荷ふべきものであることをこゝに明記して置く。

昭和五年六月二日

著者しるす

娼妓解放哀話 (目次)

- 一、自由廢業の由來……………三
 - 其の一、吉原と新吉原……………
 - 其の二、吉原掟と女衒……………
 - 其の三、解放令の出るまで……………
- 二、初期の公娼廢止運動と無公娼縣……………二
- 三、自由廢業と米人モルフイ氏……………七
- 四、自由廢業可能の判決例……………三
- 五、司法權と行政權との衝突……………七
 - 其の一、自廢専門の辯護士……………
 - 其の二、婦人矯風會……………

六、日本婦人の觀た公娼と外國人の觀た公娼……………四
 七、輿論の喚起……………五
 八、モルフイ氏の實際運動……………五

其の一、愛之助事件 其の二、蓬萊屋事件 其の三、綾絹事件 其の四、知事を相手に 其の五、最後の一戦 其の六、不思議なる訪問者

九、ウキリヤム・ブース氏と救世軍……………八一
 十、救世軍の第一戦……………八四

其の一、八月の卷 其の二、九月の卷 其の三、十月の卷

十一、東雲のストライキ……………一三〇

十二、再び來れる困難時代……………一三五
 十三、娼妓自廢九百八十七人……………一四〇

其の一、一日四厘九毛弱の稼ぎ高 其の二、娼妓優待請願
 其の三、悲劇と喜劇 其の四、二貫目の下駄 其の五、泣いた婆アさん 其の六、最後の五圓札 其の七、學校の表と白の筒 其の八、久米仙の宙返り 其の九、さすがの名譽職も 其の十、六十圓の生命 其の十一、麻痺性痴呆症 其の十二、私娼屋の氣焰と憐れな少女 其の十三、大正千兩幟 其の十四、鈴木主水の歌にも 其の十五、小野小町と同郷 其の十六、どうしてもわかつてくれない！ 其の十七、兵糧攻め 其の十八、無斷外出御免の新案 其の十九、奇問奇答 其の廿、救世軍士官と花柳病の奇問 其の廿一、粹な赤星知事さん 其

の廿二、弱し商賣 其の廿三、頭がよし? 其の廿四、馬鹿
につけた薬 其の廿五、考へた誘拐法 其の廿六、考へた宣
傳法

十四、日本に於ける救世軍……………二六

其の一、その發達 其の二、救世軍と山室軍平 其の三、救
世軍の事業

十五、文 献……………二六

其の一、とさのころ 其の二、モルフイ氏のパンフレット
其の三、藤原さと事件書類 其の四、大橋ひさ事件書類(一)
其の五、大橋ひさ事件書類(二) 其の六、大熊さん外二名上告
事件判決

娼妓解放哀話

一、自由廢業の由來

其の一、吉原と新吉原

娼妓の自由廢業といふ事は、かなり古い歴史をもつてゐる。今年昭和五年から二百八十五年前、江戸吉原が出来てから二十八年目の正保二年十一月に、元吉原遊廓並木屋の遊女佐賀穂といふのが、自分の愛人と結婚したさに、遊廓を脱け出して町奉行朝倉石見守に訴へ出て無事に廢業を遂げたのが、日本の文献に於ける自由廢業の嚆矢であると云つてもよからう。さて、此の話を進めるに先だつて、吉原と新吉原との區別を簡単に説明して置く必要がある。

江戸には慶長の初年まで遊廓といふものは無かつた。今の麴町八丁目邊と鎌倉河岸と柳町とに合計五十軒ばかりの遊女屋があつただけである。ところが慶長十年に江戸城修繕の際、常盤御門内の柳町にある二十軒ばかりの遊女屋に立退を命じた。そこで三ヶ所の遊女屋が合同して、一定の場所に遊廓を設けたいと願ひ出でたが、徳川幕府ではこれを許可しなかつた。其の後慶長十七年十二月相州小田原藩の武士であつた庄司甚右衛門といふ男が、遊廓設置の願書を出した。其の理由は刑事

上の罪人捕縛に便宜であり、浮浪者の吟味取締に好都合だといふのであつた。當時豊臣家が滅びて間も無き際として、諸國の浪人共の江戸に入り込む者が多く、幕府にも其の取締りに困難してゐた折柄であつたが爲、出願者庄司甚右衛門は町奉行米津勘兵衛の評定所に呼び出され、本多佐渡守正信立會の上、詳しく取調べがあつて、元和三年三月に、左の五ヶ條、即ち、

- 一、傾城町の外傾城屋商賣致すべからず。
 - 二、傾城買ひ遊び候者は一日一夜の外長留り致す間敷候事。
 - 三、傾城の衣類縫金銀の摺箔等一切着させ申す間敷候、何地にても紺屋染を用ひ申すべく候事。
 - 四、傾城屋家作普請美麗に致すべからず。町役等は町々の格式通り屹度相勤め申すべき事。
 - 五、武士町人體の者に限らず、出所吟味致し不審に相見え候者は奉行所へ訴へ出づべき事。
- を嚴守せしむる事を交換條件に、今の日本橋區泉町高砂町住吉町浪花町のあたり二町四方の土地を下附して、そこに集娼地を造らしめたのである。當時あの邊を葺屋町と云つて、葺が蓬々と生え茂つた沼地があつたので、其の沼地を埋め立てさせ、翌年十一月にはすつかり工事が竣成した。今の長谷川町と富澤町の角から東南へ入つた所に大門があつて、中央の大通りを中之町、最初の右手の門を入れば江戸町一丁目、其の左手が江戸町二丁目、次の左手の門を入ると角町、第三の右

手の門内が京町一丁目、左手が京町二丁目であつた。總體の名を吉原といつた。葺の生えてゐた所だから葺原といつたのであらうが、後に芳原といひ、更に吉原といふやうになつた。西村藐菴の花街漫録に、「もとより此の地は芳多く生茂りたる所を刈捨て地形つき立し故に芳原といへるを後、吉といふ文字の奇瑞なり」として吉原と書替けるぞいとめでたし。」とある。

出願者の庄司甚右衛門は吉原遊廓の名主を命ぜられ、大門を入つた第一の右角に、大きな妓樓を立て、盛んに營業をしたらしい。

其の後、江戸が日本の中心となつて、段々繁昌して來たので、以前葺や葦の生え茂つてゐた吉原邊は江戸の中心になつてしまつた。そこで將軍家綱の時になつて、江戸市の眞中にかゝる遊廓地の存在するのは風教上宜しくないといふので、明暦二年十月九日に、本所淺草二ヶ所に移轉候補地を指定して、其の何れかに移轉すべき命令を下した。

此の命令が下つて、遊廓側でまだ評定中の明暦三年正月十八日に有名な振袖火事が本郷丸山の本妙寺から出、江戸市を大半焼き盡したので、吉原遊廓も其の火事に追ひ立てられて、日本堤と淺草寺との間、千束村に接した所に二町四面の地をトして建設したのが、今日存在する所の新吉原なのである。最初の設計は日本堤から大門まで五十間の道路を眞直につけてあつたが、神尾備前守

がそれでは風教上面白くないといふので、見返り柳の所から三折して、大門に達するやうに道路を曲げてしまつたのである。つまり酔ひどれの痴態が大つぴらに見られないやうにしたのであらう。そこへ遊びに行く連中も、さすがに顔を見らるゝのを愧ぢて、編笠茶屋で深編笠を買つて、それを被つて新吉原へ入つたのである。

幕府は此の新吉原の建設に對して金一萬五千兩を補助した。それは刑事政策もあつたが一つは江戸中に散在してゐる賣笑婦を、みな此の新吉原へ集中せしめんが爲でもあつた。だから新吉原の出来た後は、江戸市中の賣笑婦は見つけ次第召捕り、新吉原に送つて、終身そこを一步も出さなかつたのである。一人の私娼が捕へられて新吉原へ送られた時、「果しなき浮世の端に墨田川流れの末をいつまでか汲む」と詠んだ和歌を見た大岡越前守が、それは如何にも可愛さうだと云つて、爾來市中で捕はれた賣笑婦は三ヶ年間だけ新吉原で働けばよいことにしたといふ話がある。

其二、吉原掟と女衛

さて、此の新吉原には、「吉原掟」といふものがあつた。それは、

一、遊女勤めの儀は、第一に偽を専とし、かりそめにも、誠の心あるまじき事。

一、美男、大通、心意義の面白き客たりとも、惚れる事は停止致し置候段、此の儀は屹度相愼み申すべきこと。

一、醜男、ひげ武者、老人、又は梅毒かきのお客なりとも、金澤山の方は惚れる體に見せかけること。……

一、朝夕の食事は控へ目に致し、客のものをたんと食べ候やう心掛ける事。

一、客人歸りて後は無益の酒をのみ事は停止いたし候こと。

一、召抱への砌、代金相渡せる上は年明の日まで、主人より一錢の合力もこれなき間、左様心得精々主人方へ金を過分に取り入れるやう心掛けること。

一、衣類夜具頭のもの其の外諸道具残らず拵へかた致し候に就いては、萬事客人にねだり掛け、朋輩にまけぬやう氣をつけ、借金出来候ことは毛頭考へ出すまじき事。

一、定め通りの仕着せは地合あしく、値段の安い品を興へる故なるだけ、自分の力で、上等の衣類を拵へ申すべく、仕着せは安物故使用致すを恥と心得、早速除け候こと勝手たるべきこと。

外數ヶ條で、これはいつ頃書かれたものか其の時代は明確でないが、此の吉原掟の内容は、日本全國の遊廓を通じて長く實行されてゐたものである。こんなに悲惨極る掟のある遊廓へ賣られる女は、

水金といふ手付金を貰つて、それで支度をしたものらしい。昔の年期證文の一例を擧ぐれば、

何某と申す者、某の娘にて貴殿方へ二十五歳一杯の曉まで金子何兩にてお抱へ下され水金として金何兩御渡し下され慥に請取申候跡金の儀は人別と引換に致すべく候此者勤め申横合より彼これ申す者これあり候はゞ我等罷り出で埒あけ申すべく貴殿に對し少しも御迷惑かけ申す間敷候年期證文後日の爲め依而如件

といふので、中には「宗旨の儀は代々何宗にて、寺は何々寺に紛れこれなく候」と書いたものもある。死んだ時の用意か、それとも逃げ出さないやうに説教を頼む爲であつたか、それは明かでない。まさか切支丹で無い事の證明ではあるまい。吉原、新吉原時代には、娼妓の年齢は大抵十六歳から二十五歳一杯の曉まで十年間で、その身代金は百兩が相場であつたといふことである。けれども水金五兩なり十兩なり取つた後に、いよく人別と引換といふ段になつた時、女衞（女見）といふ世話人から其の五割位を手數料として奪はれ、實際親元へは三四十兩しか渡らなかつたのである。さうなると昔の女郎は大抵一ヶ年五兩弱の年給で十ヶ年間稼いだものである。

東北の或地方では他人の妻君の年齢を二十九歳であるかと問ふことを慎まなければならぬ所があつた。それは雪の國から賣られて來る娘は十八歳で、十年間無事に勤めて、二十九歳で故郷へ歸つて結婚する例になつてゐたからである。

此の女衞は今日の周旋人で、随分ひどい事をしたらしいが、今日の周旋人だつて大差は無からう。今は身代金とは云はず前借金といふが、年限は普通六ヶ年で六七百圓が普通で、偶には千圓以上二千圓位のものもある。假りに二千圓で六ヶ年間の契約をしたとする。其の割の二百圓が手數料として差引かれ、公正證書作製費、旅費、雜費などに少くとも百圓はいる。それから本人の身付金として、衣服、鏡臺、手廻り品代として百四五十圓は差引かれる。結局手取りは千五百圓そこ〜である。これが五百圓で契約したとするなら、二百四五十圓しか受取る事は出来なくなる。甚だしい悪周旋屋の手にかゝると、僅々七八十圓の金子の爲に六ヶ年間苦海に身を沈めなければならない憐れな者さへある。

今の周旋人は、娼妓になる婦人の親権者から左の如き委任狀を取つてゐる。

拙者儀何某を以て代理人と定め左記權限の行爲を處理せしめ候

一金何百圓也

一右金員を何某（樓主）より連滞借用の件

一辨濟期限及利息を定むる事

- 一 強制執行を認諾する事
 - 一 其の他附隨の條件を定むる事
 - 一 以上の契約を公正證書を以て締結する一切の全權
 - 一 臨時副代理人を選任することを得
- 此の署名者は三名で、此の委任状を渡したが最後、前借金の返済期限も其の利息も、勝手に定められた上、其の結果に對して強制執行を認諾する事も、悉く代理人の權限内に屬する事となるのである。そして連滞借用證書といふのは、
- 一金何百圓也

但、利子の儀は年一割五分の事

前記金額自身共必要に差迫り據なく貴殿より連滞借用候處實證也就ては返済の儀は何年何月何日附を以て締結せる娼妓稼業契約證書に依る稼業人の所得金を以て同契約書第三項の通り別紙連滞借用金に先んじ御返済申すべく後日の爲金圓連滞借用證書依而如件といふので、これが昔の年期證文で、契約證書は左の如きものである。

契約證書

私儀今般貴殿方に於て娼妓稼業致候に付左記の通り結約致候

一、娼妓名簿登録の年限内は必ず貴殿方にて御家則其他一切の習慣を遵守し誠實に業務に従事可致事

二、前項稼業中は以下各項の定めに依り揚代金の幾部を以て別途借用金元利の償却に充當すべきに付一時皆済の御請求は御猶豫可被下候事

三、揚代金は金何圓と定め内金何程は席料食費借物損料其他營業上必要の費用として又金何程は負債償却資金として日々貴殿へ御引去可被下候事

四、病院入院中の費用休業中の諸費及藥價の類は負債償却資金の中より第一に先取を以て御引去可被下候事

五、負債消却資金中前項の金額控除の残額は直ちに別途借用金の辨償に充當可致に付先づ利息を引去り被下次に元金を御引去可被下候事

六、揚代金の外酒肴飯等の利益には一切關係致す間敷候事

七、萬一稼業年限中他の貸座敷へ稼ぎ換へ又は廢業の節は一切の借用金を即日完済可致事

八、前項に違背したる時は勿論無斷他出を致し三日以内に歸寓せざる時其他誠實を缺くと認めら

れたる時は總て違約とし前記第二項の御猶豫を受くる特權を失ふべく又私所有の物品全部を貴殿に於て任意占有下され直に賣却の上其代金を以て借金の辨済に充てらるるとも決して異議故障なきことを特約仕候事

九、本人に於て以上の結約事項に違背し借金の辨済を怠りたる時は連署者一同連帯を以て其辨済の責に任すべきことを特約し且連署者の全部又は幾部のみに對し同時若しくは各別に御請求相成候とも更に異議無之候事

十、本結約事項に關する訴訟の起る時は本人及連署者一同貴殿在住地の裁判所を以て管轄裁判所とすることを合意致候事
右結約書爲後日仍て如件

其三、解放令の出るまで

こんな契約書に娼妓の實印まで添へて樓主に渡してあるのだからたまらない。六年の期限が來たつて借金は依然として元のまゝである。しかも、契約書第一項に「御家則其他の一切の習慣を遵守」する事を歌はせてあるのは、昔の「吉原掟」をそのまゝ守らせようといふのである。つまり慶長元

和以來の廓の習慣によつて、樓主は金錢でもつて人間を買ひ受け、これに淫を嚮がしめても差支の無い事であり、買はれた女も「身代金」を受取つた以上、苦しからうが悲しからうが、身體が碎けて死んでしまはうが、買主の命令に絶対服従しなければならぬのだと信じ込ませようとするのである。だから偶々娼妓が遊廓を逃げ出すと、これを捕へた時他の娼妓たちへの見せしめだと云つて残忍な折檻をするのは、昔も今も少しも變りはない。だから一旦此の社會へ身を沈めた以上何としたりつて浮む瀬が無い。そこで此の運命を悟つた者は「心中」といふ名目の下に遊客と一緒に死んでしまふか、心中も出來ない者は生きながらの地獄に、泣きの涙で病死を待つより外に方法が無い。こゝに自由廢業といふ唯一つの抜道が出來たのである。

かりそめの世のわかれ路は何ならす

たのしき國のながきちぎりに

これは自由廢業の元祖ともいふべき遊女佐賀穂の詠んだ和歌である。これだけ愛する男を慕つてゐた彼女は斷然吉原を脱け出して、戀愛を成就したのである。これだけの教養と熱烈さがあつたればこそ、彼女は自分で自分を救ふことが出來たのである。けれども、そんな教養の無い者は外部から手を貸してやらなければならぬ。佐賀穂の自由廢業は戀愛の爲であつたが、其の他の大多數は

生命といふ大問題の爲に、尙此の苦境から脱出し得ないでゐるのである。そこで此の窮状を見かねた米澤の城主上杉鷹山侯は領内湯野村の遊女を悉く解放してしまつた。これが日本に於ける娼妓解放の最初であらう。それから伊井直弼侯がまた彦根に居た頃、領内佐野の遊廓に居る遊女を全部解放した。明治維新の際、佐賀藩では藝娼妓に自由廢業を斷行させた事があり、越後の長岡では有名なる志士河井繼之助が、自ら娼妓の悲惨なる生活を實地に調査して、これが解放運動を起して成功したといふ話がある。けれども日本全國の津々浦々所に根を張つてゐる遊廓に對して、二ヶ所や三ヶ所に解放の實例があつたとしても、其の意味は全體に徹底する筈はなかつた。ところが、ここに不思議な一事件が突發して來た。

時は明治五年六月の事である。横濱沖に碇泊した一艘の外國船があつた。船には多勢の支那人が乗つてゐた。或日その支那人の一人が、船員の眼を忍んで同港に碇泊中の英國軍艦アイロン・デウク號に泳ぎついた。其の支那人の名はアタクとだけで、どんな漢字を書くのか解らないが、其のアタクが、アイロン・デウク號の艦長に對つて、『私共は支那の者ですが、先月南米ペルーの汽船マルヤ・ルイズ號が上海に來て、いゝ仕事があるから船に働きたり來ないかと云ふので、船中に適當な仕事でもあるのだらうと思つて、二百三十人が傭はれて乗込んでみると、私共は悉く船底に

追込まれて祿々食物もくれません。水が飲みたいからくれろと云つても鞭でひつぱたかれるといふ始末です。聞けば私共は南米へ伴れて行かれ、そこで鑛山の仕事をさせる爲に、奴隷に賣られるのだといふ話です。何とかして私共一同をお助け下さるまいか」と訴へた。そこで艦長から此の事を東京に駐劄してゐる公使オール・シー・ワットソン氏に通知すると、ワットソン公使は取敢ずマルヤ・ルイズ號の艦長に忠告して、二百三十人の支那人を解放せよとしたが、艦長は一言のもとにこれを斥けたので、已むを得ずワットソン公使から外務卿へ通牒があつた。時の外務卿副島種臣氏は果斷に富んだ人であつたから、直ちに神奈川權令大江卓氏に命令して横濱で其の裁判を開かしめアメリカ人ビール氏を其の顧問とした。そして「マルヤ・ルイズ號船長の行爲は奴隷賣買にて國際公法の禁を犯すものなり」と判決して其の支那人二百三十人を日本政府から支那へ送還してしまつた。ところがペルー政府は此の大江卓氏の判決に不服だと云つて、カルミヤを特派全權公使として日本政府に抗議を申し込んで來た。そこでロシアのニコラス皇帝を仲裁裁判長として、裁判のやり直しをする事になり、日本政府の委員六名とペルーのカルミヤ公使と共にロシアに出張して判決を受けるところ、ロシア皇帝は日本の行爲を是としペルーの申立を非と判決されたのである。此の事件の裁判中、ペルー政府から依頼された辯護人のヂツキンスは、裁判廷で斯んな事を言つた。

「奴隷賣買が悪いといふ事を日本政府から云々される筈は無い。何となれば日本といふ國は公然奴隷の賣買をやつてゐる國である。しかも其の奴隷は最も慘酷無慈悲な取扱を受けてゐるではないか。其の奴隷とは身代金で買ひ取られて、甚だしき不道徳行爲をなしつゝある娼妓といふもので、其の數實に數萬に達してゐるではないか。」

此の言葉には裁判當事者も一寸たぢくとした。しかし、きかぬ氣の大江卓氏は當局の意を享けてこんな事を宣言した。

「娼妓は舊幕府時代の悪風であるから、日本政府は目下解放の準備中である。しかし娼妓も樓主も日本國民であつて日本國內に居住してゐるのだから逃亡の患ひがない。けれどもマルヤ・ルイズ號は海上に碇泊中であつて、いつ逃亡するかも知れないから、先づ此の事件から片付けなければならぬ。」

一國の代表者がロシヤ、ペルー兩國の代表者に對して公言した事は、どうしても實行しなければ政府の面目が立たない。そこで、時の太政大臣三條實美、右大臣岩倉具視、内務卿大久保利通、司法卿江藤新平の諸氏が熟議の結果、發表したのが明治五年十月二日の太政官令第二百九十五號の布告である。

一、人身を賣買致し、又は年期を限り其の主人の存意に任せ虐使致し候は人倫に背き有るまじき事に付、古來制禁の處從來年期奉公等種々の名目を以て奉公爲致、其實賣買同様の所業に至り、以ての外事に付自今可爲嚴禁事

一、農工商の諸業習練の爲弟子奉公爲致候儀は勝手にて候得共年限滿七年に過ぐべからざる事但し双方相談を以て更に期を延すは勝手たるべき事

平常の奉公人は一ヶ年宛たるべし尤も奉公取續候者は證文可相改事

一、娼妓藝妓年期奉公人一切解放可致、右に付ての貸借訴訟總て不取上事
右の通り被定候條屹度可相守事

此の布告の出た一週間の後、同月九日には司法省から第二十二號布告を出した。それは、

一、人身を賣買するは古來制禁の處年期奉公等種々の名目を以て其實賣買同様の所業に至るに付娼妓藝妓等雇人の資本金は賍金と看做す故に右より苦情を唱ふる者は取糾の上其金の全額を可取上事

一、同上娼妓藝妓は人身の權利を失ふ者にて牛馬に異ならず。人より牛馬に物の返辨を求むるの理なし、故に従來同上の娼妓藝妓へ貸す所の金銀並に賣掛滯金等一切償るべからざる事。但

本月二日以來の分は此限にあらす。

一、人の子女を金談上より養女の面目になし娼妓藝妓の所業を爲さしむる者は其實際上即ち人身賣買に付従前今後嚴重之處罰に及ぶべき事

といふ奇抜なものであつた。妙に法理をひねくつた法令よりも此れの方が遙に人間味がある。世間では此の二つの解放令を「きりほどき」と云つた。繋がれてゐる牛馬の繩を切り解くといふ意味である。

此の娼妓藝妓解放の原動力を作つた神奈川權令大江卓氏が、自分のお膝元である神奈川縣に於て、どんな方針を執つたかといふに、それは斯んなものであつた。

第一條 遊女、男女藝者等、抱入れ渡世致候儀、爾後禁止申附候條、是迄抱置候遊女並に男女藝者共、其父兄又は親類へ早々差戻し、身代金並に是迄之貸金等は、當人又は父兄親類等より示談を以て可受取事

但、兼て抱置候遊女藝者指戻方の儀は來月五日限雛形之通可申立事

第二條 身代金示談受取方の儀は、抱候日より年季中の月數に割付け是迄奉公いたし候月を引き、残りの金子左の方法に依り受取可申事

金二十兩以下は六ヶ月、金五十兩以下は十二ヶ月、金百兩以下は十八ヶ月、金二百兩以下は二十四ヶ月、金三百兩以下は三十ヶ月

第三條 十五歳以下のものは、一切來月五日限り其親許又は親類へ指戻し、是迄の貸金受取間敷事

但、本文同日可届出事

第四條 當人共抱主の手を離れ候後、自分の好みにより、更に遊女藝者いたしたき者は、其旨願出候はゞ其始末取調べ候上、右願さし許し鑑札相渡可申事

但、來る十月五日限當人より可願出事

第五條 來る二十六日より遊女共一切抱主の權を以て見世を張らせ候儀相成らず。尤も其當人の好みにより客の相手に罷出候儀は苦しからず候間、揚代等は當人と客との相對取極むべき事

但、藝者も本文同様の儀相心得べき事

第六條 來る二十六日より當人の好により客の相手に出候遊女藝者は、揚代金等の内を以て、是迄の抱へ主へ、暗、並に座敷料其他の雜費は相當に相辨すべき事

第七條 是迄遊女屋、引手茶屋等のもの共、遊女貸座敷渡世願出候へば差許候條來る十月五日限

可願出事

第八條 遊女病院の検査を受け候儀はこれ迄の通相心得べき事

此の布告は娼妓藝妓の自由意志を非常に尊重してゐる。「當人共抱主の手を離れ」「當人の好みにより客の相手に出」「一切抱主の權限外」にあつて「客と當人との間に揚代金の協定をする」のであるから、抱主、樓主といふ者は、座敷を貸すことと、依頼によつて賄をするだけの事で、料理屋兼席貸屋なのである。これで前借金制度が始まらなかつたならば、日本の藝娼妓は、謂はゆる散娼制度で今日の傭女、仲居程度の者になつてしまつたのであるが、一般人の頭に、人間を抵當に金が借りられるものだといふ觀念がこびりついてゐた爲、依然として金を欲しい親は、娘を貸座敷業者の主人に賣り、貸座敷業者は前借金の名のもとに金錢をもつて人の娘を買ひ、政府の官吏たちも古い「吉原掟」の觀念で總てを審いて來たので、明治五年の太政官令も司法省布告も、結局有名無實の空文になつてしまつたのである。

二、初期の公娼廢止運動と無公娼縣

そこで、明治八年八月に太政官布告第二百二十八條で、「人身を書き入れ候者も有之哉の趣、右は嚴禁に候條此旨布告候事」と布告し、更に明治九年五月二十四日に警視廳から「明治五年の娼妓解放條例に依つて娼妓の廢業せんとする者ある時は其自由を妨ぐることを得ず。常に娼妓をして正業に就かしむることに注意すべし」といふ意味の布達があつた。けれども此の頃は佛教僧侶還俗勸奨令といふものがあつて、「元來檀徒の歸依に寄つて生活して來た僧侶も檀徒少き者は今後の覺悟もあるべき筈故速に還俗して農商の業に就くやう」と示達して、還俗願を差出した者には民政寮から「開明の御趣意を遵奉して正業に復歸の儀願出候段奇特の至に付願の通聞届候事」といふ指令を與へたものであつたから、警視廳が娼妓を正業に就かしめよと云つた意味も、僧侶を正業に復歸せしめよと云つた意味と同様で、今日の吾々が考へてゐる人道問題としての正業復歸とは多少見當の違ふ所があつたに相違ない。だから明治五年以來幾度か解放令に次ぐに布告示達を以てしたが、事實上に於いては殆ど何の効果もなかつたのである。無論それは娼妓等自身が無學で解放令のある

事を知らず、悪辣な樓主が故らそれを知らしめなかつた故でもあらうが、もつと深い意味に於いて政府當局も一般日本人も、人間が人間を抵當に取つて金を貸すことが有り得べからざる非人道的な行爲だといふ事を痛感しなかつた爲では無からうか。それは其の後の娼妓自由廢業の歴史を見れば明かであると思ふ。解放令といへば聞えは善いが、單にそれは主腦部二三大官の主張が容れられただけであつて、今一步踏み込んで遊廓取締公娼禁止といふ所まで斷行出来なかつた。何故それが出来なかつたかといふに其の原因は種々あらうが、當時の大官たちの操行と、其の家庭を洗つてみれば、彼等が強硬な意見を實行に現はすべく絶叫し得なかつた事情も察する事が出来る。けれども此の「きりほどき」即ち解放令は遂に日本全國に埼玉、群馬、和歌山三縣の無公娼地を現出せしめたのであつた。

英米佛獨等十五ヶ國の代表者五百十名が、スイスのジュネーブに集つて公娼絶滅の決議をした千八百七十七年、即ち我が明治十年に埼玉縣令白根多助氏は斷乎とした處置に出でて縣内に公娼を禁止してしまつた。次いで和歌山縣も公娼を廢止してしまつた。此の二縣は高壓的な官憲の威令が加つたのであるが、群馬縣だけはさうでなかつた。同縣人の馬島小十郎氏といふ有名な漢學者が、青年の道德性を純潔に保たしむるには、遊廓があつては不可能だといふ倫理上の立場から廢娼問題を縣會に提議した。時の群馬縣會議長は新島襄氏らと親交の深かつた湯淺治郎氏で、討議の結果、群馬縣内の公娼を全廢することに決定したので、時の知事榊取素彦氏は、明治二十一年六月限現存の遊廓を撤廢すべき命令を下した。ところが、次の佐藤知事は遊廓側の運動を是認して、公娼廢止の期限を無期延期にしたので、群馬縣會は大變な騒ぎになり、たうとう知事不信任案を可決してしまつた。さうなると知事も威信を保つために縣會に解散を命じたが、その結果新たに改選された新議員には、解散前よりも更に公娼廢止論者が多くなつたので、知事は交迭の已むなきに至つた。此の時、群馬縣下の青年たちは、公娼廢止運動を縣會議員だけに一任して置くのは不安だと云つて、上毛青年聯合會を組織し大活動を開始した。

時は明治二十二年十一月二十六日であつた。青年聯合會員は前橋市柳町の樂水園に「廢娼懇親會」といふのを開いて、開會中の縣會を監視鞭撻すべき相談をした。其の席上に改進黨中の錚々たる一人物が居た。それははるく東京から此の純眞な青年達の運動を應援すべく來た島田三郎氏であつた。島田氏は午後五時まで此の懇親會場で青年達を激勵し、七時から小柳町の愛宕座で三千の聴衆に對つて熱烈な演説をした。島田氏は英國と佛國との氣風を比較し、公娼制度とモナコ國の賭博公許を同一として論じ、伊井直弼の佐野領にあつた遊女解放の實例を引いて滔々數百萬言を費した。

此の演説會は群馬縣下の廢娼運動に大きな波紋を起さしむる原動力となつた。そしてたうとう、時の中村知事を動かして、明治二十六年十一月三十一日限り縣内の公娼を撤廢してしまふ事を布告した。其の後も度々公娼設置案が縣會に提出されたが、辯護士徳江亥之助氏、新聞記者森川抱次氏等の強抗な反對運動で、いつも難無く揉み消して來た。

埼玉縣は白根縣令が廢娼を斷行した後、府縣制改革の結果、熊谷縣が合併された時、大里、兒玉の二郡に存在してゐた本庄、深谷の小さい遊廓が、伴れ子のやうになつて、埼玉縣領内に入つて來た爲、埼玉縣は無娼地の名譽を投げ棄てなければならなくなつた。

残るは群馬と和歌山の二縣だけとなつた。ところが和歌山縣には群馬縣が公娼撤廢を實行した頃から度々置娼案が縣會に現はれるやうになつた。けれども歴代の知事は風教の爲、若しくは自己の名譽の爲に、其の通過を拒んだ。和歌山新報社長久下豊忠氏は硬骨な男で、置娼案の縣會に現はる毎に、其の提出者の姓名を刻んだ「公娼設置案提出者何某の墓」といふ石碑の圖を新聞の第一面に連日掲載して置娼の非を鳴らした。ところが日露戦争前に和歌山縣に赴任して來た知事に、清棲家教氏があつた。清棲氏は某親皇家の御姻戚であり伯爵であり細事に拘泥せぬ放膽な男であり桂内閣の親任も厚かつたので、女郎屋知事と云はれやうが、置娼伯と呼ばれやうが、そんな事は平氣で、

置娼案を通過させてしまつたのは明治三十八年であつた。

置娼案が同縣會を通過するや、先づ第一に遊廓を設けたのが、熊野權現で名高い新宮町で、しかも熊野三社の一である官幣大社速玉神社に密接した場所に宏壯なる數十軒の妓樓が軒を並べて建てられた。其の妓樓の中に特に宏壯な一建築があつた。その樓主は此の置娼案が同町の有力者と稱する政治屋の手で盛んに運動されつゝあつた當時、同町の警察署長を務めてゐた警部某であつた。當時三十五圓の俸給を食んでゐた彼が、官服を脱ぎ捨てると同時に、空に聳ゆる大厦を建て得た事に町民一般の猜疑の眼は注がれた。彼は警察署から遊廓の樓主に轉任すると同時に、以前自己の部下であつた巡查部長某を、遊廓取締兼驅微院書記に轉任せしめて數倍の俸給を與へ、忠勤な一巡查某を牛太郎に昇進せしめた。しかも彼は薄給時代の警部生活に未練があつたと見え、其の居室の床の室には、正装した自己の肖像を掲げ、其の前には禮帽と帶劍とを飾り、廓内の娼妓をして呼ぶに「署長さん」を以てせしめた。町民は彼を「女郎屋の署長さん」と呼んだ。置娼反對派の一黨はせめてもに遊廓を神聖なる熊野權現の密接地から引離さうとして、他に敷地を選定して、そこに移轉運動を開始した。そこで政治屋連は町會に手を入れて、其の遊廓新候補地に小學校を建てさせてしまつた。こんな状態に置かれた紀州熊野から官憲の威信が天外に飛び去るのは當然過ぎる程當然で

ある。そこに無政府主義者の一團が現はれて幸徳事件の一味に加つて天下を騒がしたのである。其の後此の遊廓が火災に罹つた時、火焰が熊野権現の森を焦したといふので、それを口實に移轉運動が起り、今度は新宮町の中心にある山を切り崩して、町には不相應な不夜城を現出せしめた。しかも其の敷地の埋立は町費をもつたのである。敷地を高く貸しつけて町費の補助にしようといふ算段であつた。だから悪口屋はこれを町營遊廓と云つた。

こんな有様で、和歌山縣の公娼設置は、あらゆる方面に汚點を残した。で、清棲知事が去つて後の知事は、新宮町と、船着場である熊野の大島と、日高郡の由良港との三ヶ所だけで其の擴張を食ひ止めてしまつたが、其の後も時々置娼案が縣會に顔を出す。そこで、日本に於ける無公娼地は結局群馬縣一縣だけとなつたのである。

三、自由廢業と米人モルファイ氏

官憲の威力で遊廓を撤廢した。しかしそれは失敗であつた。次いで民衆の力で遊廓撤廢の運動が起つて、それが唯一縣だけではあるが成功した。次いで起るべきは娼妓自身の自由意志に依る廢業行爲でなければならぬ。即ち正保時代の遊女佐賀徳の續出時代が當然來るべき筈であつたが、いつの間にか遊廓と官憲の連鎖が出来てしまひ、明治五年の解放令は全く空文に屬する有様となつた。ところが、こゝに一つの事件が湧き起つた。それが明治三十三年の自由廢業問題である。

此の娼妓自由廢業問題の口火を切つたのが名古屋美普教會（メソジスト・プロテスタント）の宣教師、モルファイ（U.S. Murphy）氏であつた。モルファイ宣教師は勇敢なる闘士で、今尚ほ生存してアメリカ在住の日本人から「モルファイお父さん」と云つて非常に慕はれてゐる。

當時モルファイ氏は、名古屋の武平町に住んでゐて學校を開いて青年に英語を教へてゐた。無論それは傳道の方便にしてゐたのであるが、英語だけを習ひたい爲に集つて來る青年は随分多數に上つた。教へてゐるうちに、此の青年こそと思はれる俊才が十八九歳になると、いつしか不勉強になつ

てしまふ。はては學校へ顔を見せなくなる。そこでモルフィ氏はそれらの學生が、何故に不勉強になるのであるか、其の原因を調べてみたところ、十人が九人まで女郎買ひを覺えた爲であるといふ事がわかつた。一度手をつけたなら離す事を知らないと云はれるアイリツシユの血を受けてゐるモルフィ氏は、先づ此の青年を墮落せしむる根元を枯らさなければ、青年傳道は困難であると決心して、熱心に廢娼運動を開始した。

佛教の盛んな名古屋市中では、單に教會内での傳道をするさへ困難であつたが、モルフィ氏は、勇敢に基督教を教會外に持ち出して戦つた。名古屋市中で寄席または劇場で基督教の公開演説をし始めたのは同氏であつた。そんな男だから手を變へ品を變へて公娼存在の無理窟を説いたが、誰も耳を傾けない。それは政府が公然許可してあるのだから不法な筈はないと思ふからである。そこで遊廓へ出かけて行つて樓主に談判もしてみたが、片言まじりの宣教師の話に、おいそれと承諾するやうな連中は、日本中の樓主に唯の一人だつて居る筈はない。萬策盡きたモルフィ氏は、或日ミセス・モルフィに相談すると、ミセスは言つた。『それは、當事者の娼妓を救ひ出して自由を與へるのが最上の方法でせう。』なる程さうだとは思つたが、さて娼妓に近寄る方法が無い。そこで、明治三十二年七月十六日から實施された日本民法の研究を始め、更に新刑法の研究を始めたが研究してゐるうちに、どうやら娼妓自身の意志で廢業出來さうに思はれ出した。或時名古屋で發行してゐる新聞を見ると、一人の娼妓が逃亡したのを警官が捕へて來て罰金處分にした事が書いてあつた。其の記事を見たモルフィ氏は思つた。『醜業が嫌ひだと云つて逃げ出した者を、政府の官吏が引戻して來て叱りつけて又た醜業を營ましめるといふ法は無い。しかし、これは娼妓が逃げるから法律上致方無しに捕へて來て罰金を科するのである。だから逃げないで廢業すればよい。廢業しようとする時、身代金を貸してあるから廢業を許さないと云ふなら、どつこい、さうは云はせない。日本の法律では人身賣買が禁じられてゐる筈だ。しかも新に施行された民法第九十條には、「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とす」とあるではないか。娼妓の行為が公の秩序又は善良の風俗に反する事項で無いと誰が言ひ得るであらうと答ふればよい。殊に愛知縣令第四十八號二十條には赤貧者に限つて娼妓たる事を許可するとある。貧乏人だから淫賣をさせるといふのは、明瞭に金錢の爲に貞操を賣らせる事である。』

モルフィ氏は、民法第九十條を金科玉條として、娼妓は前借金返濟未返濟に拘らず、自由に廢業し得るものと信じた。そして、彼は日本に於いて此の一事を遂行する事が自分の使命であると信じて其の運動に取りかゝつた。それは此の運動が熾烈になつた時、辯護士岩崎義憲氏に送つた左の

一文を見ても明かである。

……豫ての上告口頭辯論も漸く切迫最早數日を隔つるのみと相成申候夫れにつき先般確定の際に計畫致候如く今度も辯論の前晚即ち三日の夜當地に於ける信徒有志會合格別直接辯論の衝に當る辯護士諸氏の上に主の祝福の下るやう祈禱會開會の心組に御座候御地に於いても或は開會せらるゝやも難計候萬一開會となれば何卒貴下にも御出席被下度候尙又當地遊廓の模様は運動費募集又は夫れが爲め取締辭職等の騒ぎにて喧々轟々の事に御座候而して我々は主の御保護の下に爲す事とて非常に力強く感ぜられ居り申候へ共又或點までは人間の盡力も必要故何卒宜敷奉願候勿論勝敗は神の攝理の中にある事にて人間の力として盡すだけ盡したる以上は總て主の御旨に委せるより致方無之候返すべくも祈禱と共に御出廷奉懇願候尙此旨鵜澤山田の兩辯護士へも御傳聲相成度候

鵜澤とは鵜澤聰明氏で山田とは山田喜之助氏である。此の手紙は無論秘書に口授して書かしたものであるから、モルフイ氏自身の、燃ゆるが如き情熱が傳へられてゐない。しかし、同氏が此の自由廢業運動を神の命による使命と信じて、身命を忘れてやつた仕事である事は略窺ひ知る事が出来る。

モルフイ氏は、これだけの熱情をもつてゐた。しかし元來が宗教家であつて法律家で無い。それで人を通じて當時の權威者であつた穂積、梅、富井の三博士に娼妓の自由廢業が日本現制の法律上可能であるか否やを尋ねて貰つたが、梅博士も富井博士も殆ど勝訴の見込が無からうとの意を洩したが、穂積博士は七分通り勝味があらうと云はれた。それに元氣を得た同氏は一意専心自由廢業から公娼撤廢までの運動に精進する決心をした。ところが、こゝに一つの困難は、法理上娼妓は自由廢業が出来るとしても、地方々々の縣令で、それを實行出来ない規則が出来てゐる。モルフイ氏の居住地、愛知縣の發布した明治二十七年縣令第四十八號によると、娼妓は祖父母父母伯叔父母の吉凶又は看護或は父母の墓參以外の用事では寸歩も免許地以外に出る事が出来なくなつて居り、それすら所轄警察署の認可を得て遊廓取締役から外出を貰はなければならぬ事になつてゐるから、第一廢業届を提出する事が出来ない、のみならず娼妓が廢業しようとする時は、本人と樓主と取締役と三人の連署捺印が無ければ警察署で受付けない事にしてある。此の行政法の爲にモルフイ氏の計畫はいつも阻止されてしまふのであつた。

四、自由廢業可能の判決例

時も時、明治三十三年二月二十三日、モルフイ氏の運動に一大刺激を與ふる一判決例が出た。それは坂井フタといふ北海道函館の娼妓が稼業廢業をなす爲に、樓主と取締役に連署加判を請求したが聞入れないので函館地方裁判所へ廢業届書に調印請求の訴訟を起したが、第一審で敗訴した。そこで函館控訴院へ控訴したが、明治三十二年三月一日の第二審でも坂井フタの敗訴になつた。そこで更に大審院まで上告すると、大審院では其の上告を理由あるものとして原判決を破毀して、事件を函館控訴院に差戻した。上告人坂井フタの訴訟代理人は橋本好正氏で、被上告人の樓主山田精一の訴訟代理人は石尾一郎助、齋藤孝治の二氏であつた。そして第四審に於いて、娼妓が其の樓主に對し一定の年限間一定の場所に於いて娼妓を營むべき旨の契約を締結するは無効なりとす。

と判決し、其の説明は、娼妓が貸座敷營業者に對し一定の年限間一定の場所に於いて娼妓を營むべしとの契約は取りも直す人身の自由を制限するを以て直接に契約の目的と爲すものにして即ち公の秩序に反する無効の契約たるを免れず故に娼妓は樓主に對し借金の有無に不拘何時にても娼妓營業を廢止することを得べし。

といふのであつた。此の明治三十三年二月二十三日に下された判決文は、日本に於いて最も明かに娼妓の自由廢業を認めた最初の尊い文献である。明治三十二年三月一日に非と認めた事件を翌年二月二十三日に是と認めた所以は何であらうか。時勢の推移が然らしめたといふ以外に、廢娼の輿論を作つた人々の存在した事を忘れてはならない。

大審院が坂井フタの上告を採用して、原判決を破棄した判決理由は大切な文献であるから、本文中に採録する。

理由

本件上告論旨ハ凡ソ營業ノ自由ハ別ニ法律ニ於テ之ヲ制限セサル限リハ各人ノ意思ニ一任スヘキハ勿論ニシテ此ノ自由ヲ束縛スル亦各人ノ自由ナリ然レトモ此行爲ニ依リ約諾者ニ於テ身體ノ自由ヲ讓與スルハ意思アルモノハト推定スルヲ得ス

今假リニ其意アルモノトスルモ各人之レヲ讓與スルノ權能ナキカ故ニ此等ノ契約ハ他ノ一般ノ契

約ト等シク約諾者ノ身體ヲ拘束セスシテ執行シ得ヘキモノニ限り其効力ヲ有スヘキモ之レニ反スル趣旨ヲ目的トスル即チ身體ヲ拘束スルヲ目的トスル契約ニ至リテハ各人自由ノ範圍外ナルコト明確ニシテ法律上契約ノ効力ヲ有スルモノニアラス而シテ被上告人ハ貸座敷ヲ以テ營業トシ上告人ハ娼妓ヲ以テ稼業トナス者ニ付キ内實如何ナル金錢上ノ關係アルモ稼業上ノ事ニ付テハ各自獨立ノ者ト見做サ、ルヲ得ス若シ是ニ反シ娼妓ハ勞力契約ナリ上告人ハ被上告人ニ對シ或ル一定ノ年季中自己ノ意思如何ニ拘ラス必ス其業務ニ服スヘキ事ヲ契約シタルモノト爲サンカ是レ即チ上告人ヨリ被上告人ハ身體ノ自由ヲ讓與セルモノニ外ナラス然ラハ上文辯明ノ理合ニシテ法律上契約ノ効ヲ認ムル事ヲ得サルハ勿論娼妓藝妓ニ關シテ斯ノ如キ行爲ハ明治五年十二月二日第二百九十五號布告ノ通り特別法ノ禁スル所ナルカ故ニ其契約ハ全然無効ニ歸シ上告人ト被上告人トノ間ニ權利關係ヲ生スルノ理ナシ然ルニ原院ハ本訴契約ハ名ヲ娼妓ニ籍リ其實人身ノ賣買ヲ目的トセル行爲ヲ禁止セル布告ノ規定外ニ屬スルモノト判決セラレタルハ法則ヲ不當ニ適用シタル不法ノ裁判ナリト云フニアリ

按スルニ凡ソ貸座敷ヲ以テ營業トナス者ト娼妓ヲ以テ稼業ト爲ス者ノ間ニ於ケル金錢貸借上ノ契約ニ關シ娼妓ヲ稼業ト爲スモノカ身體ノ自由ヲ讓與スル意思即チ身體ノ拘束ヲ目的トスル契約ヲ爲スモ其金錢貸借上ノ契約ニ至テハ法律上契約ノ目的物ト爲シ得ヘキモノニ非ラサルハ勿論明治五年第二百九十五號布告ノ精神ニ依ルモノヲ許スヘカラサルモノタルコトハ既ニ當院ノ判例トシテ認ムル處ナリ

而シテ本件ノ契約ハ明治五年第二百九十五號布告廢止以前ノ契約ニ係リ即チ上告人ハ明治三十年十一月八日被上告人ヨリ金錢ヲ借受ケタルニ付之カ返濟ノ爲メ同日ヨリ向フ三十ヶ月間被上告人方ニ於テ娼妓營業ヲ爲スヘキコトヲ約諾セシモ上告人ハ之レカ爲メ自由ノ束縛ヲ受ケサルヲ得サルニ至ルヘケレハ右ノ契約ハ法律上無効ノモノナルノミナラス明治五年第二百九十五號ノ布告ニモ抵觸スルモノナルカ故ニ上告人ハ該契約ノ無効ヲ原因トシ娼妓廢業屆書ニ調印ヲ爲スヘキコトヲ請求セルモノナルコトハ原判決ノ認ムル所ノ事實ナリ果シテ然ラハ金錢貸借上ノ關係如何ハ別ニ問フ要セス身體ヲ拘束スルヲ目的トスル契約ニ至テハ之ヲ無効トシ而シテ上告人カ娼妓ヲ廢業センニハ其地方行政上ノ制規ニ依リ被上告人ノ調印ヲ必要トスヘキモノナルヤ否ヤヲ審究シ果シテ其調印ヲ要スヘキモノナレハ上告人ノ請求ヲ許容スヘキ筋合ナリ然ルニ原判決ハ事茲ニ出テス其理由中ニ「娼妓營業ハ我邦ニ於テハ公許セラレタル一種ノ營業ニ屬スル者ナルカ故ニ毫モ背法ノ性質ヲ有スルモノニアラサルノミナラス單ニ人身ノ自由ヲ拘束スル効果ヲ生スヘキ合意ヲ禁止

スルノ法則一モ之レアルコトナケレハ控訴人ハ乙第一號證契約ニ依リ被控訴人ニ對シ約定年限間ハ金員辨濟ノ上ニアラサレハ轉居又ハ廢業ヲ爲サ、ルヘク若クハ約定年限間被控訴人方ニ於テ娼妓營業ニ従事スヘキ義務ヲ負フヘク爲メニ控訴人ハ自由ノ拘束ヲ受クルニ至ルモ此ヲ以テ該約契ハ無効ナリト云フヲ得ス云々ト説明シ之ヲ一般雇傭契約ト同視シ有効ト認メ上告人ノ請求ヲ排斥シタルハ上告論旨ノ如ク法則ヲ不當ニ適用シタル違法裁判ニシテ破毀スヘキ理由アルモノトス以上説明ノ如ク本件上告ハ其理由アルヲ以テ民事訴訟法第四百四十七條第一項ノ規定ニ依リ原判決ノ全部ヲ破棄シ同法第四百四十八條第一項ノ規定ニ則リ事件ヲ原院ニ差戻スヲ相當トス是レ主文ノ如ク判決ヲ爲ス所以ナリ

五、司法權と行政權との衝突

其の一、自廢専門の辯護士

話は少し後へ戻る。

明治二十四年に濃美地方の大震災があつた。無数の死傷者が出たといふので、英國監督教會派のピカステス監督 Dr. Bicksteth が五千圓を投じて名古屋市西片端町の大きな松の樹の下に名古屋養老院といふのを建てた。名は養老院であるが罹災者の孤兒をも收容してゐた。

東京築地なる聖パウロ教會ではピカステス氏の此の事業を援助する目的で罹災民救護團といふのを組織して五名の青年信徒を名古屋へ派遣する事になつた。其の選に當つたのが佐伯好郎、伊藤政吉、陶山定雄、島崎、寺見の五氏であつた。佐伯好郎氏は後に高等師範の教授になり高等工業の學監となり、支那に於ける景教研究者として世界に名を知られた人であるが、當時尙二十歳の青年で、早稻田専門學校の司法科を卒業したばかりであつた。伊藤政吉氏も同年輩であつた。此の人は後に陸軍少佐となつて旅順で戦死した。

敬神愛人の情熱に燃ゆる五名の救護團員は戦陣に臨んだ意気込みで東西に奔走した。或日伊藤政吉氏は一の宮から清洲の方へ救護に出かけると、路傍に一人の老婆が打倒れてゐて、其のそばに男の子がしくしくと泣きながら立つてゐた。事情をきいてみたが、さつぱり言葉が通じない。そこで伊藤氏は米俵を拾つて来て、老婆を其の上に乗せ、綱を縛りつけて、ぞろ／＼と名古屋養老院まで引摺つて来た。男の子も泣く／＼跟いて来た。一週間以上世話してゐるうちに、その老婆は一の宮生れの上條おりやうといふ名で、今年八十三歳だといふことがわかつた。子供は老婆の曾孫で宗一といふのであつた。段々事情を調査した結果、此の宗一の母は名古屋の大洲遊廓へ八十二圓の前借金で賣られて娼妓をしてゐると知れた。そこで、佐伯氏と伊藤氏は、ピカステス氏の事業を助けてゐるロビンソン氏と相談して宗一の母を救ひ出さうとした。(ロビンソン氏は今の八高英語教授をしてゐるロビンソン氏の父である)

若い法律家の佐伯氏も、宗教家であるロビンソン氏も事件を頗る簡単に思つてゐた。それは八十圓の前借金を返しさえすれば、直ぐ宗一の母を遊廓から引き取られるものと考へてゐたのである。そこで聖書販賣をしてゐる伊藤祐明氏を大洲遊廓へ遣つて交渉させたが、樓主はてんで相手にしない。そんな筈はないと云つて今度は佐伯氏が行つて掛合ふと、樓主は、「金銭は問題ぢやありません。契約年限中はこちらで稼がせる権利があります」と云つて、にべもなく撥ねつけた。契約證書にはさう書かせられてゐるので、佐伯氏もどうする事も出来なかつた。そこで愛知県警察部長の吉田弘藏氏が佐伯氏と同郷の廣島縣人であるのを幸に、警察部へ出頭して、前借金を返すから何とかして廢業させて欲しいと頼んだが、それは法規上どうする事も出来ないと云つて、何等の斡旋もしてくれなかつた。

そんな馬鹿々々しい話は無い筈だといつて、佐伯氏が憤慨してゐる所へ、ひよつこり養老院を訪問して来た一紳士があつた。それは名古屋地方裁判所の検事を勤めてゐる岩崎義憲氏であつた。岩崎義憲氏は三重縣一志郡生武の人で、西南戦争後鹿兒島縣令渡邊千秋氏の下で警察部長をしてゐたが後に検事となつて、島根縣の地方裁判所に在勤中、感ずる所あつてクリスチャンとなつた人である。そこで佐伯氏は宗一の母を救ひ出すべき方法について、岩崎検事の助力を請うた。

岩崎検事はあらゆる法規を調査してみたが、どうしても當時の日本の法律では、此の憐むべき女性を救助する方法がないばかりか、却つて其の不法契約を官憲が保護するやうに出来てゐる事を佐伯氏に告げた。イギリス法とローマ法の研究家である青年法律家の佐伯氏と、フランス法を獨力で研究した岩崎氏とは、少なからぬ義憤を洩した。しかし、無名の一書生と一検事では此の大きな法

律の缺陷をどうする事も出来なかつた。

約半年間名古屋に在つて、養老院の事業に盡してゐた佐伯氏は、歸京後更に研學すべく明治二十五年四月三日横濱解纜のゲエリツク號でアメリカに渡り、明治二十九年に歸朝して高等師範に教鞭を執る事となつた。當時岩崎義憲氏は茨城縣下妻の裁判所で検事をしてゐたが、歸朝した佐伯氏と更に舊交を温めるやうになつたばかりか、其の長女菊枝子を佐伯氏に娶す事となつた。斯うして岩崎氏と佐伯氏とが姻戚關係を結んだ後、廢娼運動が起つたので、明治二十四年以來義憤の中に研究しつゝあつた岩崎氏は、佐伯氏の勸告に従つて、此の廢娼運動の辯護をなす目的で、斷然辭職して郷里に歸り、三重縣安濃津地方裁判所所屬辯護士となつて名古屋にも出張所を設けた。それは明治三十二年のことであつた。

其二、婦人矯風會

話は更に今一步後へ戻る。

西曆千九百二十年、乃ち我が大正九年三月十三日に、八十七歳の高齢で、米國に開會された萬國平和會議に參列した序に歐米各國を巡視して來た矢島樺子氏が、基督教婦人矯風會を創立したのは

明治十九年であつた。樺子氏は其の妹である徳富蘇峯氏の母堂久子氏や、蘇峯氏の姉に當る湯淺治郎氏夫人湯淺初子氏や、蘇峯氏の夫人靜子氏等と、一夫一婦制の確立、人身賣買の根絶、禁酒禁煙法の現出などを絶叫し始めた。津田英學塾長の津田梅子氏や瓜生大將夫人繁子氏其の他のキリスト教信者の婦人たちと根強い運動を開始した。湯淺治郎氏は前年群馬縣の廢娼運動當時、同縣の縣會議長だつた人である。

矢島樺子氏は在京の親戚を網羅して随分猛烈な運動をした。當時の貴族紳士大官連で、此の一團の訪問勸誘を受けない者は殆ど無かつたと云つても差支ない程の活動を續けた。其の一例として、

明治二十年五月五日に慶應義塾長福澤諭吉氏が津田梅子氏に送つた書簡をこゝに掲げてみる。

昨日湯淺初子殿貴翰を携へて來訪の由生憎老生は不在中にて御目にかゝらず其節安子へ御話も有之尙又婦人矯風の要旨を示しなされ候も右は社會の風俗改良の主義にて固より異存あるべきにあらず實は老生夫婦の宿説もこれあり候へ共何はさておき多勢の孫子思を戶外に及すの暇無之殊に妻などは子供の衣服飲食日夜殆ど寸暇も無き仕合せ何分にも其の會へ入社又は賛成など申してそれこれ心身を用ひるの場合に參らず残念ながら此度の儀は御斷り申上候いづれ次第に子供も成長し殘年の閑を得たらば其節の事にいたし度存じ奉り候右は御返詞まで勿々如斯に御座候耳

五月五日

津田様

諭

吉

42

尙家内よりも宜しく申上くれ候様申聞候

無論うまく逃げた手紙ではあるが、あの福澤諭吉氏をして、これだけの手紙を書かしたところを見ると、随分猛烈に説きつけたことを察するに足る。此の時福澤夫人を訪問したのは湯浅初子氏と蘇峯氏夫人徳富静子氏の二人であつた。

此の婦人矯風會は忽ちにして日本全國に其の支部を置いた。モルフイ氏が名古屋で自廢運動を起した頃、名古屋婦人矯風會支部の幹事をしてゐた人に山崎友吉氏があつた。山崎氏は後にカナダに渡つてウヰクリツフ大學を卒業したが、其の頃から英語が達者だつたので、ロビンソン氏の通譯をしてゐた。そこへモルフイ氏が娼妓の自廢運動を起したので、山崎氏は矯風會支部の幹事としてモルフイ氏の運動を助けた。ロビンソン氏とモルフイ氏も友人の間柄であつたから山崎氏はモルフイ氏の代理となつて、いつも遊廓に行つて娼妓や樓主に面會を求めたものである。此の山崎氏が佐伯好郎氏を知つてゐた關係から、新に辯護士となつて廢娼運動に盡力しようとして居る岩崎義憲氏と知己になつて、こゝに名古屋を中心に關西に於ける娼妓自廢運動を堂々と實行しはじ

めたのである。

何故モルフイ氏が名古屋で此の運動に力癪を入れたかといふに、當時日本全國で最も娼妓を多く産出した縣が愛知岐阜の兩縣で、東京市内の各遊廓に居た六千七百五十人の公娼中、二千七百人まで愛知岐阜兩縣下の出身であつたといふ統計から見ても、如何に名古屋地方から各縣へ多くの公娼が流れ出たかを想像する事が出来る。それは明治二十四年の兩縣に於ける大震災の時、憎むべき人非人の人買ひが兩縣下へ渦をなして流れ込み、罹災者の弱味につけ込んで極めて僅少の金錢で、人の娘を買つて歸つた結果であつた。モルフイ氏が死に身になつて此の運動に着手したのは、此の悲惨を看過することが出来なかつたからである。

六、日本人の観た公娼と外國人の観た公娼

モルフイ氏が公娼廢止、自由廢業の運動を始めた時、社會の一般人は案外此の運動に同情しなかつた。それは當時の日本人全般が娼妓の實情を知らないで、娼妓といふ稼業は、綺麗な着物を着て旨いものを食つて、面白い歌でも唄つて極樂のやうな生活をしてゐるものだといふ考へがあつたからである。いろ／＼な藝題で演ずる吉原中の町の不夜城はいつも立派な背景であり、そこに出来る傾城は美しくて義侠心があつて、『まあ／＼待つて下さんせ』と云へば、どんな荒くれ男も抜合せた白刃をも收めるといふ有様。『吉田通れば二階から招く、しかも鹿子の振袖で』の民謡は、歴史的の考證はさて置いて、誰しも此の歌から美しい遊女を聯想する。『久かたの雨降る日も雪の夜も通ふ廓のわし故に染めてなまなか浮名たつ』のなげぶしも、『君と寝ようか五千石とろか、まよよ五千石君と寝よ』も、みな遊廓遊女讚美の歌である。五千石の俸祿を棒に振つて一夜の享樂に耽るといふ此の歌の變化したのが、江戸吉原三浦屋の遊女高尾と、仙臺侯伊達陸奥守との傳説である。奥州仙臺侯の權威を以てしても尙、島田重三郎といふ青白い町人との戀愛合戦には大敗を取つたと

いふ話は痛快ではあるが、こんな話はいつしか一轉して娼妓の讚美となり、『氏なくして乗る玉の輿』を夢みる女性が、美しい着物を着て遊んで暮すことに憧憬れて、好んで娼妓を志願する者が續出するやうになつた。そして、空想と事實は大違ひの苦海に陥つて、もがいても、あがいても、もろ追つゝかないのである。そんな事實を知らない一般人は娼妓を解放するの救助するのといふ事は寧ろ不可思議に思つたに相違ない。吉原京町二丁目山本屋の勝山といふ遊女が一寸風變りな髪を結ひ方をすれば、忽ち全國にそれが流行したのも、娼妓の生活を羨んだ一種の現れであるといふ事が出来る。昔は遊女を落籍させる時、身請證文と云ふ證書を樓主に渡した。これは落籍した女を決して粗末には致しませんといふ約定證であつた。其の一例を擧げてみると、元禄十三年辰の七月三日に三浦屋に抱へられてゐた薄雲といふ遊女を落籍した男の身請證文には、
其方抱への薄雲と申す傾城未だ年期の内に御座候へ共我ら妻に致し度色々申候處據なく御承諾下されたる上衣類夜着蒲團手道具長持まで相添へ下され辱く存じ候則ち樽代として金子三百五十兩其方へ進じ申候自今已後御公儀より御法度仰せつけられ候江戸御町中ばいた遊女出で合ふ御座敷は申すに及ばず道中茶屋はたごや等左様なる遊女がましき所にさし置き申すまじく候若し左様の遊女所に指置申候と申すもの御座候はゞ御公儀様へ仰せ上げられ如何様にも御はかりなさ

るべく候其の時一言の儀申すまじく候右の薄雲もし離別致し候はゞ金子百兩に家屋敷相添へ暇い
だし申すべく候後日の爲御證文 如件

とある。これを記録した花街漫録の著者は、『遊女の身請といへる事元吉原より起りて今に年々絶
えざるは此の大江戸いや榮えに榮ゆるありがたきしるしなるべし』と讚美してゐる。

『遠州濱松廣いやうで狭い焼けた廓がまだ建たぬ』といふ俗語がある。これは遊廓の恢復出来ない
ことを其の地の不名譽とした證據であり、『福知千軒流りよとまよ一町残れよ堤の町』といふの
は、水害の多い福知山で堤の町の遊廓を千戸の全町よりも大事がつた證據である。長門の赤間關に
は安徳帝を祭つた赤間宮がある。阿彌ダイ寺境内に御陵があつて、其の前に教經、經盛、智盛、二
位尼等十四人の石碑がある。これは平家が檀の浦で全滅した時、生き残つた官女たちが生活に困つ
て遊女となり、其の稼ぎ貯めた金で建てた墓だと言ひ傳へられてゐる。高貴の方々の傍に侍いてゐ
た官女たちが、土地の漁師や百姓たちに媚を賣つたといふ悲惨な話を、後世に到つては却つて娼妓
尊敬の事實とした。官幣大社となつた赤間宮の祭禮には、先づ同地遊廓の娼妓が参拜し次に遊廓に
古い關係のある中島家の主人が参拜し、其の後でなければ一般人に参拜を許さない風俗が數百年續
いたのである。こんな日本に娼妓といふものは、一般人から羨まれ或は尊敬されて來たのである。

「浮川竹のつとめ」とか、「つらい苦界」とかいふのは其の生活を誇張して登樓客に甘へた言葉だ
と思つてゐた。日本人が日本の公娼をこんなに觀察してゐる時、外國人はこれをどんなに觀察して
ゐたであらうか。

西曆千六百九年（慶長十四年）九月三十日に千葉縣の海岸岩和田に漂着したドン・ロドリゴとい
ふ前フリツピン總督が、家康の款待を受けて滞在中に見聞した報告書には、『日本人は飲酒の悪
癖がある。これより更に他の大なる悪事を生む。それは自分の妻一人で満足せず力の限り多くの女
を手に入れんとする。時には百人を超える者さへある。けれども婦人についての裁判沙汰は起らな
い、何故ならば司法官によつて指定された一定の特別區に置かれた公娼が京都だけでも五萬餘人あ
つて、これに與ふべき金額が一定せられてゐ、專屬の醫者があつて傳染すべき病氣に罹つた者は嚴
重に隔離するから、誰でも其の特別區劃に出入することが出来、決してこれが爲に問題を起すこと
が無い』と云つて怪むでゐる。

二年の後慶長十六年にロドリゴの款待を謝する爲、答禮使として來たビスカイノがスペイン本國
へ報告した文中に、『一般人民は甚だ悪しく予はこれを誇張することを好まないが、世界に於て最
も劣悪なものである。何となれば、彼等は金錢の爲に娘や妻を賣るからである』と云つてゐる。

(以上二項文學博士村上直次郎氏譯書に因る)

それから千六百九十年(元祿三年)の七月四日に日本へ来て鍼灸療法を研究したオランダ公使館員である醫學者チンプエルは其の江戸參府紀行文中には、『日本の大小の旅館、村落の料理屋には淫猥な婦人がゐて、毎日正午近くから紅白粉をつけて家の戸口や縁臺或は長廊に座つて、なまめかしく旅人を迎へ、これを引入れんとして喧しく呼びかける。赤坂、御油の宿場の旅舎は旅舎と云はんよりは女郎屋といふべきである。こゝを女郎の庫、又は共有の磨臼などと戯れに言つてゐる。ここに宿る日本人は此れらの遊女と一夜を懇にして屢々或記念を携へて心甚だ惱みつゝ家に歸るさうである。日本の公の旅舎は皆公然の女郎屋といつても差支なからう。此の起原は征夷大將軍頼朝公が遠征の途上將士をして家郷の妻子を慕はしめなない爲に、到る所に遊女屋を置いて兵卒の懊惱を慰め、婦人に關する慾望を輕からしめたからである。支那では妓樓と醜業は重刑を以つて罰せられるので、若い支那人は遙々日本に渡つて其の情熱を冷まし金錢を棄て散らすといふ話である』と書いてある。(醫學博士吳秀三氏の譯書に因る)

千七百七十五年六月に日本へ來た瑞典人ツンベルグは、其の紀行文にこんな事を書いてゐる。

『どんなに小さい村でも大きな都會にでも、公開の遊女屋がある。日本人は旅人に對して親切であり行届いた待遇をするから、其の旅人に必要缺くべからざるものとして非常に綺麗な遊女屋を設けてある。日本人はこの設備を決して不道德だとは感じないのである。私は斯る設備が日本政府の特別の保護を受けてゐるのを見て非常な難問に遭遇したやうに感じて、いろ／＼調査もし質問もしてみたい。そして其の起原を知つた。それは世俗の皇帝が宗教皇帝から絶對の權力を奪つて、單なる宗教上の權力だけを持たせて置くやうにする爲、軍を起した事が、此の遊女屋の起原である。當時宗教皇帝はまだ幼齡であつたから乳母が宮中に仕へてゐる多くの女官たちと共に宗教皇帝を奉じて九州に逃げて行く途中、乳母があまり急いだので、二人共海に落ちて溺れた。主を失つた侍女たちは下の關まで逃れて來たが、どうして生活してよいか解らないので、創造神の代表者たる宗教皇帝の侍女としては、甚だ風儀の善からぬ職に就いた。これが日本に遍在せる情慾の尊き殿堂の建設者たちとなつたのである。だから下の關では遊女を内侍と云つてゐる。其の他では傾城と云ふ。結局此の遊女屋は公開のもので日本政府はこれを公許してゐるのである。長崎の出島にも此の悪場所がある。日没前に使を遣れば禿といふ小女を伴れた悪の華が來る。此の華は何週間でも何年間でも引き留めて置かれる。と同時に自由に取替る事も出来る。ヨーロッパ人は此の國に來ると、自分の國の先見も宗教もふり捨て、日本流になつてしまふ。日本人は此の遊女屋に出入する事を少しも恥としない。

何となれば此の遊女屋は法律により皇帝により保護を加へられてゐるからである。高位高官の人も、遊女屋に来て客を饗應する。日本國民は此の設備を人道に反し良習に反するものと白状する必要がある。養ひかねる程娘が多いと、四歳になれば眞ぐ此の道の人に賣る。それが禿になり、やがて十六歳を待つて盛大な儀式の後に一人前の遊女となる。最も意外な事は、此の遊女たちが賣られた家に數年間居たあとで、何らの臆面も無く社會に歸つて行くことが出来るばかりか、時には玉の輿にも乗られるのである。つまり節制といふ事は、此の國民が左程大切にしてゐる徳ではないらしい。淫慾の強い國民で、全然羞恥の念が缺けてゐるのだとも云ひ得る。」(文學博士山田珠樹氏の譯書に因る)

極めて大ざつばな考へ方ではあるが、以上の記事によつて考へてみても、日本人の大半が考へてゐた娼妓と、西洋人の考へてゐた娼妓とは其の見方が非常に違つてゐる。即ち日本固有の神道でも、古くから國民の間に傳播してゐた佛教でも、公娼制度を恥辱とも不道德とも考へてはゐなかつた。ヨーロッパ人が斯の如くに日本の公娼制度を不思議がり、不道德呼はりをするのは、彼等の祖先から傳來したキリスト教の思想からである。だから明治年間に吾が日本で廢娼や自由廢業運動を叫び出したのも、キリスト教徒からであつた。ところが日本國は徳川家光以來キリスト教嚴禁の國であ

り、まだキリスト教を邪教だと思ひ詰めてゐる人の多く居る明治年間に、キリスト教徒の口から叫び出された娼妓の自由廢業運動が非常な迫害を受けた事は、當然すぎる程當然な事であつた。つまり、公娼制度の廢止、娼妓の自由廢業といふことは、新しく日本人に植ゑつけられたキリスト教道徳の發現だつたのであるから。

七、輿論の喚起

日清戦争後日本の国力は膨脹した。随つて種々の事業が勃興して來た。其の機に乗じて自由黨に關係してゐた政治家の古手連が一つの利權運動を起した。それは半無公娼地ともいふべき埼玉縣に公娼地を新設しようといふ計畫であつた。當時今の鐵道省の前身である日本鐵道會社の工場が大宮にあつて、多數の労働者がそこにゐた。古い頭の政治家たちは此の大宮に遊廓を新設することを目論むだが、意外にも鐵道會社の工場内に居るクリスチヤンの青年たちが反對を唱へ出し、果ては労働者全體から猛烈に攻撃された。

其の頃の日本には、まだ社會主義の思想が正確に入り込んでゐなかつたが、一部の先覺者によつて社會運動の種が蒔かれつゝあつた。片山潛、島田三郎、村井知至、安部磯雄の諸氏が發起者となつて「労働組合期成會」といふのを起したのは明治三十一年七月であつた。同年十月には東京芝三田四國町の惟一會館（今の労働總同盟のある家）で「社會主義研究會」といふのが設立されて、村井知至、平井金三、佐治實然、岸本能武太、神田佐一郎、豊崎善之助、河上清、高木正然、片山潛

諸氏のクリスチヤン仲間と、唯物論者の幸徳秋水氏と、新佛敎派の杉村楚人冠（當時縱横と號す）氏等が其の會員であつた。

斯んな機運に向つてゐた所へ、大宮の置娼運動に對して、労働者間から猛烈な反對運動が起つたので、招かれて其の應援に出かけたのが東京毎日新聞社長の島田三郎氏、早稻田専門學校教授の安部磯雄氏、東京毎日新聞記者の木下尚江氏らであつた。三氏は明治三十二年の暮に大宮の労働組合設立事務所の外に板垣ひをして、雪の降り積んだ野天で大演説會をした。後に「火の柱」「良人の自白」「靈か肉か」を書いて有名な小説家となつた木下尚江氏は、早稻田専門學校出身で辯護士の免状をもつ新聞記者であり、非常な雄辯家であつた。此の事を知つた名古屋のモルフィ氏は、島田、安部、木下らの諸氏によつて、娼妓に自由廢業をなさしめ得べき輿論を誘發して貰ひたいと思つて、牧師大儀見元一郎、平田義道等の數氏を東京に送つて、東京毎日新聞社を訪問せしめた。そこで先づ木下尚江氏は名古屋に行つて大演説會を催し、諸所に轉戦した。

斯うして輿論の喚起を促すと同時に、モルフィ氏は、辯護士岩崎義憲氏、名古屋矯風會幹事山崎友吉氏等と力を併せて岐阜愛知三重三縣を中心に全國的の廢娼運動、公娼自由廢業可能運動を捲き起したのである。

此の輿論を助長すべく明治三十三年四月號の中央公論誌は、其の社論に、「廢娼運動の復活」と題して、「吾國には所謂奴隸制度なるものはない。しかも奴隸の名を有せざる奴隸がある、娼妓がそれである」と冒頭して論議を進め、モルフィ氏の運動に火を焚きつけた。そして、翌五月號には、島田三郎氏ら二十餘名が神田の基督教青年會館に集合して、廢娼同盟會を組織し規約七條を決定したことを報じた。此の運動には新佛敎の泰斗高島米峯氏も加つて、今日まで熱心に活動されてゐる。

此の形勢を見た政府當局も黙視する事が出来ず、先づ手始めに同年五月二十四日に内務省訓令第十七號を以て、娼妓の年齢十六歳以上を十八歳以上に繰り上げた。そして別に人身保護、傳染病豫防、一日に二人以上の客に接せしめない事、一日の三時間を裁縫其の他の實務を習得せしむる事の方針を立てた。此の規則改正によつて、大阪松島遊廓だけでも、四百八十名の十八歳未満者が稼業禁止を命ぜられ、京都では百五十五人が名簿から削除されるに至つた。同年六月二十七日の大阪毎日新聞に、「松島遊廓の規約勵行」と題して左の記事が載つてゐた。

西區松島遊廓にては従來種々の弊風ありて其筋より屢々嚴重の取締ありたるも猶改めず、路傍に客を引き或は娼妓を虐待するなどの事あるより本日谷口西警察署長は樓主一同を同遊廓事務所に

招集し、今般右等の點を嚴重に取締り規則勵行の事を説諭し、猶又警察署よりは同遊廓を徘徊して遊客及樓主を困らする惡漢の爲に巡查六名を派し見付け次第彼らの身元を取正し一定の職業なき者はそれ〴〵處罰する筈にて大に同廓の弊風を改める事につき協議あるよし。

これは公娼制度に對する輿論が稍やかましくなつたについて、内務省から内訓のあつた結果に相違ない。その内訓を履き違へた一例が同年八月八日の大阪毎日新聞に載つてゐる。

愛媛縣道後の警察分署長は、管内の娼妓一同を召喚し、一、貸座敷及び娼妓は客に對し親切に待遇すべき事。一、娼妓は奢侈に流れざる限り平素成るべく麗美に扮飾すべき事、外二三ヶ條の注意を述べ執れも、勤め大事に心がくべき旨を諭す。署長さん大いに娼妓の客扱ひを不満に思つたものと見ゆ。

兎に角、日本の官憲も、公娼制度については何とかしなければならぬと考へつゝいたに相違ない。輿論が起り政府が動いた時、當事者たる娼妓の中にも自覺者が出て來なければならぬ。けれど樓主と取締役との許可がなければ、一步も廓外へ出る事の出来ない籠の鳥たちは、どうする事も出来ないで依然として苦しんでゐた。だから其の當時の新聞紙を調査すると、遊廓に於ける逃亡、自殺、殺傷事件の報道の無い日は無い。明治三十三年八月二日の東京朝日新聞は「遊里と双物」と

題して、

寛潤扮装の不破と名古屋が、夜櫻の下に長い刀を揮り廻してより以來、遊里といへば兎角双物が附いて廻り、ソレ短刀の情死があつたの、ソレ仕込杖の喧嘩があつたのと、廓の雀の轉らぬ日としては無く、わけて此頃は、自殺、無理情死、破落漢の押寄など、一層双物の流行するに至りしかば吉原も洲崎も各樓各々に警戒を加へ少しも油断なさず……

云々と書いた。同月十四日の夜、新吉原久花井樓の抱へ娼妓の一人は、御國に生れし甲斐も無く、生命捨つるは惜しけれど、是も浮世では是非もなし。行末の見込の道あるならば此身を捨つるに非るも浮世に迷ふた其果はあはれ果敢なき身の果にこそ。

ひとことの詫して果つる我袖の泪に宿る夏の夜の月と書き残して自殺を計つた。日本の空氣が、もう公娼制度を何とかしなければならぬやうになつて來たのである。

八、モルフイ氏の實際運動

其の一、愛之助事件

モルフイ氏が此の運動を起したのは、明治三十一年から二年へかけてであつた。演説會を開いたり、パンフレットを配つたりしたので、娼妓の親たちが訪ねて來て救助を訴へる。本人が廓を脱け出して逃げ込んで來る。まだ條約改正實施前だから、外國人たるモルフイ氏の家には、警察の手が及ばない。けれども、モルフイ氏から警察へ廢業届を差出しても、樓主と取締役との連署捺印が無いから、不備の届書として何度でも差戻される。はてはモルフイ氏までが警察署へ呼び出されて、『あなたは基督教の傳道者だから基督教の傳道だけして居て下さい。遊廓の問題などは外國人の彼これ云ふべき筋で無い』と説諭されるといふ始末。逃げ込んで來た娼妓もいつしか元の巢へ引戻されてしまふ。そこで、いよゝ明治三十三年三月二十六日に、「娼妓廢業届に連署捺印請求の訴訟」といふのを名古屋地方裁判所民事部へ提起した。原告は名古屋市若松町金水樓の娼妓愛之助藤原さとといふ三重縣河藝郡若松村の女で、訴訟代理人は辯護士岩崎義憲氏であつた。愛之助は明治三

十年四月に金三百六十圓の前借で金水樓の抱娼妓になつたが、滿三年間稼いでも借金返済の見込みが立たないので廢業したいが、樓主近藤てい及び取締役が連署捺印を承諾しないので、速に原告の廢業届に連署させてほしいといふ判決を要求したのであつた。被告である樓主近藤ていの訴訟代理人は辯護士藍川清成氏で、四月二十三日に辯論があつて、五月七日に至つて、名古屋地方裁判所民事第二部裁判長判事山田豊策、陪審判事飯田平助、同小林明の三氏の名で、

被告は原告の娼妓廢業届書に連署捺印すべし

訴訟費用は被告の負擔とす

と判決した。そこで愛の助事藤原さとは自由の身となつて金水樓を去り、横濱市の平田平三方に身を寄せた。これは日本に於ける第二回目の自由廢業に關する勝訴例である。ところが樓主近藤ていは六月二十日に藍川辯護士を代理人として、「借入金金を皆濟せざる間は廢業をなす能はざるものなり」との控訴を名古屋控訴院長藤田隆三郎氏宛に提出した。これに對して同年九月十三日に藤原さとの代理人岩崎辯護士から答辯書を提出し、十月十三日に口頭辯論がある筈であつたが、何と云つても當人の藤原さとは名古屋に居ないので、樓主側も匙を提げて控投取下げの意を示して其のままになつてしまつた。そこで此の訴訟は第一審だけで勝訴になり、十二月二十二日に岩崎辯護士から

ものがあるから、こゝに掲げることにする。

計算書

- 一金 三 圓也
- 一金 二十五 錢也
- 一金 五 錢也
- 一金 五 錢也
- 一金 五十 錢也
- 一金 五 錢也
- 一金 十 錢也
- 一金 一圓五十 錢也

内譯

- 訴狀印紙料
- 訴狀五枚認め料
- 證據調寫一枚認め料
- 送達費
- 判決正本申請印紙料
- 右認め料
- 判決正本送達費
- 日當三分

明治三十三年三月二十六日起訴
同年四月二十三日辯論

同年五月二日辯論

合計金五圓五十錢也

これで見ると岩崎義憲氏は一日五十錢の日當で此の事件の辯護に當つたのである。その犠牲的な行爲に對して藤原さとが、如何に感謝してゐたかは七月十三日に郷里から岩崎辯護士に送つた左の手紙に、

一ふでしめし上候さておい／＼あつさに相成り候ところ御先生様には何の御かわりなく御ぶじの由なによりよろこばしく存上候つぎにわたくしくるわを出てより御先生はじめみな／＼様のおかげを以てわたくしじゆうの身となり申候事は決してわすれ申まじく候附てわたくし姉びようきにつきさる十日に内にかへり候ところ姉びようきも今だじよふぶにならざる故わたし内をてつだいおり候間たじながら御安心被下度候なほ又このたび樓主よりこうさう致したる由に候へばなにごんこの末ともよろしく御ねがひ申上候いづれ父上様と共に一度おんれいかた／＼御伺申候先はおんれいかた／＼御ねがひ申上候

岩崎先生様

さ と より

とあるのを見ても明かである。ところが此の訴訟提起から公判のあつた五月七日までの四十二日間、

藤原さとの身柄の處分について随分困つた。樓主側は次にこんな訴訟が起つたなら、一切當人と外部との連絡を斷つ計畫をした。それは此の判決が全國の各新聞に報道されると同時に、あちらこちらから自廢娼妓が輩出するので、遊廓側が周章狼狽して此の悪弊を防がうとした結果である。

愛之助事件の判決言渡後十日目の五月十七日に、神戸福原の娼妓有原こと長濱サダが、前借殘金三百圓を證文として廢業届を出す爲に調印要求の訴訟を起して、後にこれも勝訴となつた。そこで福原遊廓でも俄に樓主たちの會合があつて自廢防止策を講じはじめた。

其二、蓬萊屋事件

名古屋市花園町貸席業蓬萊屋の抱へ娼妓に岐阜縣稲葉郡上加納村生れの大橋ひさといふのがあつた。ひさは明治二十八年三月に、十六歳の少女で名古屋市東角町初夢樓へ六十五圓の前借金で身を沈め、其の後五ヶ年間稼ぎ通した結果、樓主から金二百五十圓に借財が殖えたと云つて、明治三十三年一月に蓬萊屋へ住み替へさせられたのである。五ヶ年間稼いで借金が四倍になるやうでは、死ぬまで稼いでも、稼げば稼ぐ程借金が殖えるばかりだと云つて、三十三年四月に、救助をモルフィ氏に訴へて來た。モルフィ氏は、岩崎義憲氏に一切を一任して其の衝に當らしめた。岩崎氏は遊廓

側の劃策を知つてゐたので、四月二十四日に名古屋地方裁判所へ「大橋ひさの娼妓廢業届に樓主及び取締役をして連署捺印せしめられたし」といふ訴訟を提起すると同時に、「本人が廢業の意志を有するも、樓主及び取締役に於いてこれを拒否せんが爲に如何なる待遇を以つて苦痛を與ふるやも知れないから、裁判確定まで自由權を保護する爲娼妓を廢業した者と同様の待遇を與へて、本人の身柄を引渡されたい」といふ意味の「假處分申請」をした。つまり廢業出願者の差押へを訴へたのである。ところが此の申請は直ちに、理由あるものと認められ、翌二十五日、名古屋地方裁判所民事第二部の裁判長山田豊策、判事飯田平助、大場茂馬三氏の名を以て、

當事者間娼妓廢業届に連署捺印請求の訴訟事件落着に至るまで申請人に娼妓を廢業したるものと同一の地位を與ふ

申請人（娼妓）は自由に歸宅するを得べく被申請人（樓主）は之を妨ぐべからず

といふ明快な判決を與へた。だから、一方の連署捺印請求の訴訟はどうならうと、其の日から自由の身になるべき筈の大橋ひさは、そんな判決が自分の身の上の下つたとは夢にも知らなかつた。

二十七日に岩崎辯護士の代理として小方仙之助氏が蓬萊屋を訪問して本人に面會を求めたが病氣だと云つて面會を謝絶した。翌二十八日に重ねて小方氏と、本人の實母とを訪問せしめたが、やつ

ぱり面會させなかつたので、五月一日に岩崎辯護士自身で蓬萊屋を訪問して大橋ひさに面會を求めたが、樓主は言を左右に託して面會を拒んだ。拒むも拒まないも無い。其の時大橋ひさは以前の抱主初夢樓の主人へ預けられ、蓬萊屋が苦しいなら今一度こゝで勤めるがよいと云つて頻りに稼業繼續を勧められてゐる最中だつたのである。そこで岩崎辯護士は執達吏鈴木重固氏の役場へ行つて假處分の執行を委任しようとしたが、鈴木氏は假處分命令書中に執達吏の執行行為を要する命令が記入してないから其の手續は出来ないといつて謝絶した。と、其の翌日の五月二日に樓主は藍川辯護士を代理人として假處分に對する異議を申し立てた。そして五月十八日に、いよく双方の口頭辯論を終つた翌日、樓主は始めて本人に裁判の成行を告げたのである。此の日まで二十五日間は何故警察署がそんな態度を取つたかといふに、娼妓の廢業に關する事件は警察署の行政權に專屬するもので、司法裁判所と雖も法律に因る特別の委任がなければ行政處分は出来るものでない。それにも拘らず名古屋地方裁判所は警察權を無視した判決をしたといふ確執が生じてゐた爲である。ところが五月二十三日に至つて、樓主側の

異議申立に對して、名古屋地方裁判所は、

四月二十五日當事者に對し當廳が決定したる假處分命令はこれを全部認可す

といふ判決を下して再び大橋ひさの勝訴となつた。そこで本人は漸く自由の身となり、母の病氣を介抱すべく郷里岐阜へ歸つた。しかし事件はまだ解決を見るに至らない。

一方、連署捺印請求の訴訟は前例もあるので勝訴疑ひなしと思つてはゐたが、六月八日の口頭辯論に際して樓主側から強硬な防訴抗辯があつた。そして六月二十八日に、名古屋地方裁判所は其の防訴の抗辯を却下して、

被告は原告の娼妓廢業届書に連署捺印すべし

と判決した。その理由はやはり娼妓を以つて善良の風俗に害あるものと解釋したのであつた。けれども翌七月九日に樓主は更に控訴院民事部へ控訴狀を提出した。今度は樓主側が、どうしても此の二つの控訴事件に勝たなければならぬといふので、藍川清成氏の他に更に長島鷲太郎氏を辯護人に加へた。九月二十七日の口頭辯論に際して樓主方の辯護士が提出した準備申立書には、「娼妓は國家の公許した營業であつて、賣淫行爲を約束するものではない。國家は唯其の娼妓の賣淫行爲に對して法禁を免脱するだけであるから善良の風俗に反するものでない。ことに公娼の許否ともに行

政上の問題に屬するもので司法裁判所の容喙すべきものではない。」と強調した。ところが十月二日に、此の二つの控訴は同時に判決を下され、假處分執行の訴訟は、「連署捺印を得たいといふ要求に對して、本人に廢業同様の取扱をせよといふのは、請求の目的を超過したものである。」として大橋ひさの敗訴に歸し第一審判決は廢棄された。けれども最早遊廓を出て廢業してしまつた後であるから此の控訴の敗訴によつて、本人は何等の痛痒を感じなかつた。それから廢業届連署捺印請求事件の方は、樓主側の敗訴になつたが、其の理由は函館控訴院とは正反對で、「法令の明かに禁ずる所の事項は、公の秩序又は善良の風俗に反せざるものと論ずるを得ざると同様に、法令の明かに許す事項は亦公の秩序又は善良の風俗に反するものと論ずるを得ず」との意味で、「樓主と娼妓との契約を無効とするを得ず」と判決した。しかし、大橋ひさが初夢樓から蓬萊屋に轉籍した時契約した約定證文に、樓主は大橋ひさに契約年限内に「結婚を許さない」といふ一條を書かせてあつたので「婚姻は倫理の最も重んずべきものにして社會の秩序に關すること重大なれば之を禁ずる事を以て目的とする法律行爲は乃ち公の秩序に反し無効たることを論を俟たず」といふ理由で、契約全部を無効と認め、大橋ひさの勝訴となつたのである。此の理屈から云へば、娼妓は其の契約書に何年間のうちに、決して結婚しないで忠實に樓主の爲に稼ぐといふ一文を入れて置けば、全部

無効となるといふ一例を名古屋控訴院が作つたといふべきである。

此の訴訟は日本全國に於ける最も重大な判決例を残したもので、連署捺印請求の訴訟は地方裁判所の第一審二審とも勝訴になるといふ二度の例を聞き、假處分を申請して身柄を預る方法も可能であるといふ實例を開いたものである。此の控訴の判決をした人々は、名古屋控訴院長藤田隆三郎、判事牛山松藏、藤田菊江、多羅尾篤吉、眞鍋十藏の五氏であつた。多羅尾判事は、今教育界で名高い下田次郎氏の實兄だといふ話である。

大橋ひさが郷里へ歸つて、裁判の結果を待つてゐる時、岩崎辯護士に送つた手紙の中に、私品行の儀は専ら相つゝしみ品行方正に仕り居り候間はゞかりながら御安心下されたく候

云々の文句がある。熱心な宗教信者である岩崎氏は自由廢業の辯護を引受けると共に、其の本人に對して懇切な指導を與へてゐたことは、これでも明かである。ひさの父からモルフィ氏に送つた手紙にも、

度々飲酒の弊害を申し下され有がたく存じ候御訓戒後禁酒 仕身體も追々健康に相成り誠にうれしく存じ候

云々とある。これで天下の注目を惹いてゐた蓬萊屋事件も目出たし目出たしで終つたのであるが、全國の遊廓に及ぼした影響は大變なものであつた。婦人矯風會は、モルフィ氏、岩崎義憲氏、山崎友吉氏等に感謝狀を送ると同時に、此の事件に要した費用の一切を引受けて支辨することにした。

其三、綾絹事件

三重縣河藝郡神戸町の十日市に油樓といふ貸座敷があり、そこに綾絹と名のる静岡生れの佐久間ふみといふ娼妓があつた、此の綾絹が婦人矯風會の話をきいたと見え、明治三十三年七月三日に、名古屋の婦人矯風會幹事山崎友吉氏の宅へ、名古屋市の南大津町に住んでゐる實弟の徳吉を遣つて、娼妓廢業の件を委任する委任狀を渡した。そこで山崎氏は直ぐ矯風會員のモルフィ氏と、長老教會派のマカルピン氏に相談して徳吉と其の伯父と五人づれで伊勢の十日市へ出かけ神戸警察署長松本脩道氏に綾絹の廢業届を差出した。すると署長は直ちに本人と樓主とを呼び出したが、樓主側は貸金をどうしてくれるかの一點張りで廢業届に捺印を承諾しない。そこで山崎氏は貸借と廢業とは別問題で、借金は借金として返済の方法を講ずると云つたので、署長は山崎氏の説に賛成して、『では、連署捺印が無くとも本人だけの廢業届で受付けるかも知れないから、鑑札を直ぐ持參しろ』と云つて、樓主を歸宅させた。山崎氏等一行は、事就れり！と思つて喜んでゐると、警察署から

樓主と一緒に行った使が歸つて来て、「鑑札は紛失したさうです」と云つたので、山崎氏は直ぐ本人に紛失届を出させ、これで廢業届は受理される事になつた。そこで一行は佐久間ふみを伴れて出ようとする、係りの巡査部長から、「廢業届は受取つたが本人は樓主から物品を借りてゐる。現に其の着衣は樓主のものだから、此のまゝ此の地を去る時は犯罪を構成するかも知れないから、今一度樓主を呼び出すまで待て」と、云つたので、性急なモルファイ氏は、「それなら着物をこゝに脱いで置いて裸體で歸るがよい」と云つた。けれども、まさか若い女を裸體にして警察署から出すわけにも行かず、たうとう七時まで一同を警察へとめ置いた。其のうちにマカルピン氏は用事があると云つて六時に名古屋へ歸つたが、残る五人は、日没になると途中が危険だからとて、強ひて警察署の門外に出ると、そこには多勢の暴徒が待ち伏せてゐて綾絹を奪ひ返さうとしたので、山崎氏とモルファイ氏は、極力これを防禦しつゝ河原田停車場まで来て、三十分後の發車を待つてゐると、そこへ荒くれ男が五六人入つて来た。警察でも危険を恐れて正服巡査一名、私服巡査二名を送つて保護させてゐたが、汽車が着いて一同がその列車に乗らうとする一刹那、十數名の暴漢が四方から駆け寄つて綾絹を引つ抱へて走り去らうとした。そこで大亂闘が起り山崎氏もモルファイ氏も散々に殴打され、綾絹は氣絶しかけたので、待合の一室に擔ぎ込んで介抱する。汽車は出てしまつた。かれ

これするうち樓主側の報告で土地の博徒が百名ばかり駈付け、彌次馬連も三四百人ほど集つて来た。さあ神戸警察では大騒ぎ、四日市警察へ急電を打つたので、應援巡査が三十名程駈けつけて来て、停車場附近は蜂の巣をつついたやうな騒ぎとなつた。そこへ警察署長の松本脩道氏から、「言ひ渡したい事があるから、本人及び代理人は直ちに警察署へ出頭するやうに」と言つて来た。けれども山崎氏は頑として、「どんな危険があつても此のまゝ名古屋へ歸る、さうでなければ何時間でも此の停車場に待つてゐるから、此處で其の言ひ渡しを聞きたい」と、言ひ張つたが、モルファイ氏が慰撫して一旦警察署へ引返すやうに勧めたので、一同は警官に保護されながら、神戸警察署へ引返す事にした。

何と云つても神風の吹く伊勢の國である。そこへキリスト教の宣教師と、基督教婦人矯風會の幹事とが、娼妓を奪ひに来たといふので、神戸の町内は悉く樓主に味方して、家々から有りとあらゆる罵詈雑言を一同に投げかけた。そして警察署へ行くと、署長から、「此の廢業届には樓主と取締役との連署捺印が無いから受付けるわけには行かない」と云つて、一旦受取つた廢業届を突返された。そこで山崎氏は厳しく署長に談判したが、署長は何の説明も與へず一同を警察署の事務室に残し置いたまゝさつさと歸つてしまつた。けれども山崎氏等五人は、蚊に刺されながら警察署に頑張つて

ゐると、翌日の午前四時頃署長が出て来て、「届書が正當の手續きで提出されない間は娼妓であるから、佐久間ふみは直ちに樓主に引渡す」と宣告した。けれども山崎氏は「先に差出した廢業届が一旦受け付けられた以上、もはや廢業したものであるから、此のまゝ名古屋まで伴れ歸る。若し届書に不備の點があるなら後日これを法廷に争ひたい」と云つて、綾絹を伴れて警察署の外へ出ると、そこに待ち伏せてゐた暴漢數十名は、所もあらうに警察署の門前で、一同を散々に毆打して綾絹を奪ひ返さうとした。そこで警官が綾絹を署内に伴れ込み保護を加へる事になり、一同は又もや鐘詰になつてしまつた。けれども形勢は一同に不利であつた。そこで山崎氏は綾絹を樓主に引渡さず、寧ろ規則違反の廉で警察へ拘留して置かれてもよいから、警察へ留め置いてほしいと願つた。綾絹も決して油樓へは歸らないといふので、結局松本署長に身柄を預けることにして名古屋へ歸り、直ぐ岩崎辯護士に萬事を依頼した。そして一方、モルフイ氏は、三重縣知事に對して訴願書を差出すことにした。

九月四日に山崎友吉氏が名古屋へ歸つて間もなく、綾絹の弟徳吉が訪ねて来て、綾絹が警察署用の野紙を引き裂いて書いた手紙を渡した。それには、手紙にて御ねがひ申上候さて今日あなた様がおかへりにあいなり候あとにて何としても、とりし

まりの人が来てつれていかねばきかぬゆる一度かへりますが、何かの事は徳吉より御き取り下され候このたびの事はあくまでもやりたきゆる御願ひ申上候なにかの事は徳吉にはなしおき候ゆるにたのみます

岩崎さま

佐久間ふみヨリ

とある。綾絹が徳吉にどんな事を言つたか、それは文献の徴すべきものが無い。それから六日の後、七月十日に綾絹から山崎氏に送つた手紙がある。それには、

ぜんぶん御ゆるし下されたく候此あひだわいろく御心ばいあいかけ御きのどくに存候ついては此のちの事どもあいかんがへ候ところ此たび娼妓はいぎよの事御たのみ候へども、これがため不徳ぎをしようじ候事をかんじ候ゆる、せつかく御ほねおり下され候へども、私よりのいにんわ一とまづとりけし候あいだあしからず御しようち下されたく候まづは右まであらくかしく

三十三年七月十日

佐久間ふみ(拇印)

山さき友吉様

すゑながら此あいだ御こしのがいこく人さんへもよろしく御ことわり下されたく候

とある。本文は自分の筆であるが、其の表書は『名古屋市矢場五ノ切小學校前矯風會幹事山崎友吉殿』と立派な男文字で書いて、しかも書留郵便にしてある。これは無論樓主側の凱歌であらうが、當時山崎氏が岩崎辯護士に送つた手紙の末に、

此の署長極めて卑屈なる男にて届出をつき返す時の言草などはなしになつたものに無之候。相變らず女郎屋の亭主と同じく貸借上の義務すぎざるに廢業するは不徳義なりなど繰返し申したれば、道德の原理とは何ぞやと詰問してのゝしりやり候。署長も樓主と連絡しおる形勢の見える先方の善いやうに振舞はれ残念千萬に存じ申候云々とある。しかし此の綾絹の結末はどうなつたか、それを明瞭にすべき文献がない。

其の四、知事を相手に

静岡縣江尻町の貸座敷三浦ふさの所に抱へられてゐた松本げん女は、明治三十年六月に前借金百五十圓で住み込んだのであるが、三ヶ年稼いだ時、借金が二倍になつたといふので、明治三十三年三月十六日に江尻警察署へ廢業届を差出した所、例によつて樓主と取締役との連署捺印がないと云つて返却されたので、更に三月二十二日に娼妓稼業と席貸業とは各獨立の營業であるといふ意味で更

に廢業届を出したが、江尻警察署では書式不備の理由で又返却した。此の事を静岡市外大岩に居住する宣教師バンダイク氏からモルファイ氏に照會して來たので、モルファイ氏は、名古屋市の辯護士木庭利器三氏に依託して、今度は裁判所へ訴へないで静岡縣知事を相手に訴願を提起した。これは裁判所に訴へて司法處分を仰げば勝つにきまつてゐるが、たとひ司法權で勝利を與へられても、行政權の方が強い。何と云つても警察署が願書を受けつけない以上、娼妓は遊廓を一步も出る事が出來ないので、これは内務省へ攻め寄つて省令で公娼制度の改正をさせるより外に道は無いと考へた。そこで、松本げんの代理人木庭利器三氏をして、静岡縣知事小野田天熙氏宛に訴願書を提出したが、これは豫定の行動で六月十八日付で、『訴願人の申立相立たず』と裁決された。そこで更に内務大臣西郷從道氏宛に控訴的訴願をしたが七月二十一日附で補正の要ありとて返却して來たので、同月二十七日に静岡縣知事の裁決書、江尻警察署長の指令書等一切の書類を添付して内務大臣に提出した。此の松本げんの結末はどうなつたか、わからないが、八月十三日の大阪毎日新聞には、遠州掛塚町の遊廓からバンダイク氏方へ逃亡して來た一娼妓を救はんとして信徒の鷺山某と樓主との衝突があり、警察官から説諭された事を『外人の義氣』と題して報道してあつた。此の他にモルファイ氏の手によつて自由廢業をなし、或は自由廢業の訴訟をした娼妓が何人あつた

かわからない。モルフィ氏から、岩崎辯護士に送附した委任状の白紙に拇印を押して名前だけ書いたものが数枚あるだけで、それが悉く訴訟したか或は訴訟までに至らないで、樓主側に説きふせられたか、今はそれらを知るに由もない。恐らく、今尚ほ生存してゐるモルフィ氏だつて、精確に覚えては居ないであらう。大正十五年の秋、古戦場たる日本を訪問した、自由廢業運動の父モルフィ氏の演説筆記に佐野ふみといふ娼妓の名が見える。けれどもこれは伊勢神戸町十日市の油樓にゐた佐久間ふみの記憶の間違ひらしい。しかし、明治三十四年一月七日と二十一日とに發行した法律新聞第十六號、十八號で、辯護士江口淡氏と櫻井熊太郎氏との自由廢業についての論戰を讀むと、江口氏の引例に『名古屋地方裁判所が佐野對森田間の娼妓廢業訴訟に對し與へたる所の判決に依れば娼妓稼業を營まんとする所の契約は直ちに公益に反する契約なりと云ふを得ずして唯だ契約に營業の期限なきが故に債務の辨濟をなすまでは終身と雖も其の自由を拘束するの結果を生ずるが故に此の點に關し公の秩序を害する無効の契約なりといふにあり』と書いてある。そして、大正十五年九月發行の雜誌廓清に主事村上雄策氏の書かれた『自由廢業運動の初期』の中にはモルフィ氏の所へ第一に逃げ込んで來たのが佐野ふみであると書いてある。ところが明治三十三年九月十九日の大阪毎日新聞に、『小六の再擧』と題して、『小六事件で辛い經驗を嘗めた名古屋の遊廓は其の後比

較的平穩である。自由廢業の開山ともいふべき小六は、樓主の脅迫に堪へず遂に涙を呑んで初志を翻し元の娼妓となつた。けれども謀叛を企てた咎で熱田遊廓の三水樓へ左遷され、藝名を三八と改めてゐる。ところが今度の自廢騒ぎで、先に先登第一の譽を博し居る事として何條黙して止むべき、たうとう一兩日前に脱出して再擧を計りつゝあるので樓主大驚愕、前借金を棒にふつてもいゝから合意廢業にして自廢の惡例を残させまいと頻りに行方搜索中である』といふ意味の記事がある。此の小六といふのが或は佐野ふみといふ娼妓であつたかも知れない。しかし、それは確かでない。兎に角三重縣知事と靜岡縣知事を相手に遂に内務大臣まで訴へを引延ばして行つた結果は、何等かの結果を齎さないでは置かぬであらうと、モルフィ氏は確信してゐた。

其の五、最後の 一戰

同じ一國の法律であり規則でありながら司法裁判の非とする所を行政權で是とする筈が無い。だから娼妓の廢業届に樓主と取締役との連署捺印を要するといふ無法な規則は遠からず撤廢されるにきまつてゐる。ことに條約改正後の日本である。不法契約を官憲が保護するに等しい行政權は、やがて改變せられるであらうが、人の子を買つて淫を齎がしむる爲に樓主が出金した悪資金、しかも

不法な手数料と利益を奪つた上、尙借金を背負はせるといふ法はない。だから娼妓が自分の稼業を不倫不徳の所業であると悟つて、正業に就く爲に廢業した時は、前借金を支拂ふ必要が無い。何となれば娼妓稼業は民法第九十條に謂ふ所の公の秩序又は善良の風俗に反する事項であるから、其の法律行爲は無効となるべき筈である。殊に明治五年の大政官布告第二百九十五號には、「娼妓藝妓等年期奉公人一切解放可致右に付ての貸借訴訟總て不取上候事」とあり、同年の司法省布告第二十二號には、「娼妓藝妓等雇人の資本金は賍金と看做す」とあり且つ明かに、「娼妓藝妓へ貸す所の金銀並に賣掛滞金等一切償るべからず」と命令してある。此の明白な日本政府の法令が空文に歸する筈はないといふので、モルフィ氏は、名古屋市で自由廢業をして財産を差押へられた大熊さんと其の父卯三郎の爲に一肌脱ぐことになつて岩崎義憲氏に訴訟手續を一任した。此の事件は、モルフィ氏の最後の争ひであるから、岩崎氏も最大の努力を盡して明治三十三年十二月十二日から明治三十五年二月六日まで、十五ヶ月の日子を要して争ひ盡した。モルフィ氏も此の一戦には非常に大事を取つたと見え、三十三年十二月十二日に岩崎氏へ送つた手紙の中に、

別紙御送り申上候通り娼妓支拂請求事件漸く廻送し來り候間御手元まで右書類差出し申候右は地方裁判に於て敗訴等の惡例を造り候はゞ非常なる廢娼事業の不利益と相成儀に付何卒先生の御盡

力を煩し大いに黑白を争ひ度候間御同意被下度即ち十九日開延に付御出張奉願候……又同娼妓花山帳も有之候得共右は御入用の儀も無之と存じ候間差送り申さず候へ共萬一御入用の儀も有之候はば御一報次第御遞送可申上候……今般の訴狀に付ては第一辯論の時は更に何等も申立てず只防訴抗辯のみ充分可致方宜しくと存じ候間今般の分是非共第二第三に於ても充分争ひ度存じ候實際信者として線香の勘定等には餘り彼れこれ論ずるは甚だ困難なる儀と存じ候間これ又御一考被下度願ひ奉り候……

云々とある。此の事件は翌三十四年三月十三日の公判で岩崎氏の敗訴になつたので、同月十九日に名古屋控訴院へ控訴の手續をしたが六月十三日の判決で、また岩崎氏の敗訴となつた。そこで直ちに大審院へ上告した。

樓主側も此の事件で敗訴になつては大變だと思つたので、第一審一審の辯護士長島鷲太郎氏藍川清成氏の外に、後に司法大臣にまでなつた原嘉道氏を加へた。そこでモルフィ氏は、岩崎氏の外に山田喜之助氏と鵜澤總明氏とを依頼した。山田氏は當時東京に於て一流の辯護士であり、鵜澤總明氏は基督信徒として少壯法學者であり、岩崎氏も此の兩氏を力と頼んでゐたらしい。それは岩崎氏から山田氏に送つた書紙を見てもわかる。

謹啓未得拜眉候へ共夙に高堂の名聲を羨欽仕候。陳ば名古屋矯風會員ユー・ジー・モルフイ氏の依囑により人権問題なる娼妓自由廢業に關する前借金樓主より起訴に對し被告人の代理として第一第二審共敗訴の末上告の所天祐により受理せられ来る十七日口頭辯論の期日に有之候所貴下は此の問題に關し御同情を寄せられ一件記録御閱覽の上時宜により一臂の力を添へらるべきにより書類送附すべきやう世救軍大佐ブラード氏より交渉有之候を以て、モルフイ氏より送り越し候別紙書類一括御送附申上候間御熟覽の上何卒御助力小生より願ふ所に候共同辯護士麴町區一番町十一番地鶴澤總明氏も共々陳述をなし同氏の擴張論旨は同氏より御聞取願上候先づは要用まで拜具

辯護士 山田喜之助殿

岩崎義憲

斯うして最後の決戦をしたが、明治三十五年三月二十一日の判決で、時の大審院第一民事部、裁判長判事法學博士井上正一、判事岡村爲藏、今村信行、馬場愿治、志方鍛、法學博士富谷銈太郎、田代律雄七氏の名で棄却された。これで、廢業は自由に出來るが、借金は借金として返済しなければならぬといふ事にきまつたのである。

其の六、不思議なる訪問者

自由廢業は出來ると目星がついた。けれども折角廢業させた娼妓の處分をどうするか、これは難問題であつた。娼妓に賣り飛ばされる程の女であるから元より教育のあらう筈はなし、道徳と云へば樓主の言ひなり放題になる位が最高標準である。だから廢業させた時こんくと言ひ含めて再び酌婦になつたり醜業めいた道に踏み迷はないやうには説いて置くが、兎に角籠から放たれた鳥である。何所へどう飛んで行くか知れたもので無い。これをどうすればよいかと、モルフイ氏が頻りに考へてゐる矢先、明治三十三年七月の或日の事、名古屋市南久屋町の同氏の宅を訪うた三人づれの不思議な男たちがあつた。時々遊廓からの廻し者が亂暴に來るので、モルフイ氏も用心して、妙な風體の男には會はない事にしてゐたが、是非面會したいといふので會つてみると、其の一人は救世軍で發行してゐる「とき」の聲記者山室軍平氏で、あとの二人は日本キモノを纏つた大男、救世軍日本司令官のブラード大佐と同書記長デューズ少佐とであつた。それとわかつてモルフイ氏夫妻は、此の三人の珍客を懇に待遇した。

話は始から終まで娼妓の自由廢業論であつた。そして其の方法手續等を、モルフィ氏は詳しく三人に教へた。熱心に耳を傾けてゐたブラード大佐は深く點頭いて言つた。

『では、救世軍で婦人ホームを設けて、廢業した娼妓の後始末をしませう！』

これはモルフィ氏に取つて百萬の味方を得た力強い言葉であつた。

『では、東京でも一つ旗擧げをして、早速自由廢業運動を開始しませう！』と云つたのは少壯氣鋭の山室軍平氏であつた。

『殺される覺悟で！』とデュース少佐の眼は黙つて叫んだ。

斯くて不思議な訪問客三人は、モルフィ氏に訣れて東京へ歸つた。そもく此の救世軍とは何であらうか、それは餘りに有名過ぎて却つて一般に知られてゐない。だから簡単に其の成り立ちを語る必要がある。

九、ウキリヤム・ブース氏と救世軍

ウキリヤム・ブース氏は千八百二十九年にイギリスのノツチンガム市に生れた。十三歳の時彼の父は Rock of ages, cleft for me……の讚美歌を歌ひつゝ永き眠りに落ちた。それが爲に間もなく學校を退學しなければならぬ程彼の家は裕でなかつた。學校を退いた彼は名も無き呉服店か靴屋かなんかの小僧になつて働いてゐるうちに、友達のアイザック・マースデンに誘はれてウエスレアン教會へ説教を聴きに行つてゐるうちに、アメリカから來たジエームス・カウエーといふ大説教家の説教を聴いて、短い人生を一日だつて愚圖々々してゐられないやうな感じを與へられたのが動機で十五歳の時既に彼はノツチンガムの貧民窟で、主人から貰つたひまくの時間を其所で路傍説教に費してゐる程の熱心家になつた。

千八百四十九年に彼は思ひ切つてロンドンへ出た。そして傳道者にならうとしたが、不適任だと云つて體よく落第さゝれた。しかし一旦思ひ立つた事を、おいそれと思ひ止る男ではない。たうとろ田舎傳道者としてスパルディングの町へ行つて力の限り働いた。

六年後に彼は一廉の傳道者となり、カザリン・マンホルド嬢と結婚して、コンウォール縣のハイ
ルの町に行つて、そこで夫婦は一生懸命に憐れな人たちの友となつて働いた。

あり餘るエネルギーを十分に使い切るべく彼は千八百六十五年七月二日に、ロンドン東部の有名
な貧民窟に入つて、身を粉にして働きはじめた。其の働きを最初に認めたのが代議士のサムエル・
モルレーで、日本貨の二萬圓を無條件で彼等夫妻の爲に投げ出した。二人はそれを資本に先づ婦人
救済事業を創め、毎日喉のつぶれる程説教をした。こちらの四辻、あちらの軒下、苟も二人の身を
置く空地のある所には、讚美歌と説教の聲が聞えた。カザリンが歌へばブリスが話し、ブリスが祈れ
ばカザリンが説教するといふ風に、毎日々々あの恐ろしい貧民窟で、罵倒と嘲笑と感謝と陰口の中
に、二人は一心同體の如く立ち働いた。最初は大工の親爺さんを説き伏せて、其の店先を説教場に
した。そこを断られると今度は薪小舎を買ひ取つてそこを集會場にする。小舎の隣は豚小屋でとて
もひどい臭氣だが、そんな事に頓着する聴衆でなかつた事は、貧乏傳道者の彼に取つては勿怪の
幸であつた。それから撞球場の空屋、はては博奕打の合宿であつた家、イースタルンスタールと
いふビヤホールだつた家、今で云へば場末のペースターといふ所。遂にはエフィンガム座といふ安
芝居の小屋を手に入れて、やつと集會場らしい集會場を得たので、そこで「一錢銀行」といふ

のを創めたり、スープの美味しいのを作つて極めて安く賣つたり、飢餓に迫る人たちに食券を配つ
たりした。

これを見た友人のリードといふ男が、いきなり日本貨で七萬圓の七千ポンドを投げ出して、少く
とも二千人の集り得る會堂を彼の爲に建て、やらうと云ひ出した。それは二人には夢のやうな幸福
であつたが、しかしブリス夫妻は祈りに祈つた末、きつぱりとそれを謝絶した。その理由はリード
の註文が氣に食はなかつたからである。リードはブリスといふ此の青年傳道者を、こんな塵埃の中
に埋れさせる事を惜しく思つて、大きな會堂に千人二千人の會衆を集めて、堂々たる説教家たらし
めようとしたのであつたからである。ところがブリス夫妻は、そんな考へは少しも無かつた。彼ら
は土の上に跪いても、ごみ溜の中に立つても、人の魂を少しでも清くする働きさへ出来ればよ
いと思つてゐた。さうして自己の所信に對つて突進してゐるうちに、千八百六十九年、即ち此の貧
民窟へ入つて四年目には、一千四百五十人の同志が出来て、彼ら夫妻の事業を助けてくれるやうに
なつた。そこで「東ロンドン傳道會」といふものを組織して、段々事業を擴張して行つた。後には
其の名稱が局部的だといふので、大きく「キリスト傳道會」として、貧民窟以外にもブリス一流の
傳道法を伸展した。

千八百七十六年には、思ひ切つて「ハレルヤラツセス」即ちハレルヤ娘子軍といふのを組織して若い娘たちに太鼓をたゞきタンバリンを鳴らしながら、路の辻に立つて盛んに説教をさせた。それを見たロンドン人は、「あられも無い！」と眼を瞠つて驚いた。

千八百七十七年、日本では西郷隆盛が薩南の健兒に擁せられて熊本城下に押寄せた頃、ブース夫妻は「キリスト傳道會」をロンドンだけの活動舞臺とせず、世界萬國に押し擴めようとして「救世軍」と名づけた。彼はキリストの志を以て志とし、個人の魂を救ふことによつて世界を救はんと企てたのである。彼の眼中には國境と人種の差別がなく、悉く自分の兄弟姉妹であつた。「我我救世軍人に取つては全世界に外國と名づくべきものはなく外國人と呼ぶべきものは無い。」とは彼の口癖であつた。

彼は救世軍を率ゐることになつた。そして始めて自分を其の大尉だと云つた。大尉とは船長または親方といふ意味で、彼と共に此の傳道事業を助けてゐたエライジャ・カドマンが漁村で傳道してゐる時、漁民から船長と呼ばれてゐた所から、此の團體の親分をキャプテンと呼ぶやうになつたのが、いよく救世軍といふ大きな團體が組織されて、ブースが其の親方になつたので、エライジャ・カドマンの持つてゐた稱號を彼に差上げたのであつたが、團體が段々大きくなり、同勞者が多勢になるにつれて、其の職分を明かにする爲に、大尉の下につくものを中尉、其の下を曹長と呼び大尉の上に働くものを少佐中佐と呼んでゐるうちに、たうとう事務の都合で、大將から曹長まで出てしまつたのである。そこで此の團體では軍旗を造つた。軍旗は血と火を染め出してある。イエスの血と聖靈の火である。血を恐れず燃える熱心で此の世を救はうとするのである。

救世軍では此の軍旗を各團體に分つて、其の旗の樹つ所を教會として、そこで説教をする。それが公園の廣場であらうと、路の辻であらうと、商店の軒下であらうと、苟も軍旗の翻る所が彼等の會堂であり傳道所なのである。

斯くて千八百七十九年のクリスマス後二日に「ときのある」を發行した。創刊號は貳萬部を印刷したが一ヶ年経たないうちに十二萬部を發行するやうになつた。彼の通俗平易にして、しかも力ある文章が能く此の讀者を引きつけたのである。彼の許に來て其の事業を助けたのは、神學生、汽車の車掌、建築師、商賣人、大學卒業生、煙突掃除人など、諸種の階級から出た人達で、みんな社會の裏面を知り抜いた、そして現代の状態を何とかしなければならぬと痛感してゐる連中ばかりであつた。

此の連中が東ロンドンの貧民窟を中心に、段々全英國に膨脹して來た時、有名なる記者ステッド

に知られ、其の「評論の評論」に幾度か讃辭を掲載されたので、救世軍の名は廣く世界各国に知られるやうになつた。

貧民傳道だけをしてゐるうちは、何でもなかつたが、これがブルジョア街にまで進出して、總ての人々に罪の悔い改めを説くやうになつた時、上品を喜ぶイギリス人は、彼らの傳道法が卑近だと云つて非常な輕蔑を與へた。第一に國教會の會員たちが、路の辻に旗をたて、其所を教會だといふ主義に大反對であつた。彼等は救世軍の連中を「罪人の友」だと罵り「乞食の仲間」だと嘲つた。第二の反對者は至る所の町民であつた。それは救世軍人が、どんな狭い路次の中にも入つて來て「ばくちをうつな」「酒を飲むな」「ぜいたくをするな」と説教するから、店屋が繁昌しなくなるといふのである。第三の反對者は政府當局者であつた。あまりに物凄く猛烈な傳道法をやるので、社會黨の一味ではないかとも思つたのであらう。第四の反對者はブルジョア連であつた。それは此の多くの貧民を見殺しにして勝手氣儘な贅澤をしてゐるのを無遠慮に攻めるからである。だから彼等は石を投げられ、唾せられ、水をぶつかけられ、煙草の吹殻を頭に載せられ、棒きれでたゝかれ、腐れ卵をぶツつけられ、集會場を占領され、たなだてを食はされ、ポイコツトをされ、口にも筆にも盡せない迫害を受けた。しかも、迫害の起るたびに警官はモツブに味方して救世軍人を拘

引した。そんな形勢であつたから、千八百八十二年（明治十五年）には救世軍退治の騒動が起り、救世軍の建物がロンドン市中だけで五十六戸破壊され、負傷者六百六十九名を出し、投獄される救世軍人八十六人の多きに上つた。善事をして、毆られて監獄に入れられるといふ始末だったので、たうとうこれが英國議會の問題にまでなつた。彼の有名な政治家ジョン・ブライトは救世軍の爲に深く同情して大いに辯ずる所あり、ブリス夫人に對して長文の慰問状さへ送つた。其の中に、御身の信仰と忍耐とは必ず勝利を得たまふべし。予は大なる尊敬と同情とを御身たちの事業に獻ずべし。

云々の語がある。其の頃救世軍は國外にまで擴張してゐたが、ドイツ、スミス邊でも随分迫害された。殊にスミスでは、ひどくいじめつけられたもので、或人はスミスに於ける救世軍を評して、「救世軍人はスミスに於いて、絞首臺に登るの外、一切の迫害を受けたり。」と言つたほどであつた。當時探檢家スタンレーが、アフリカを探檢して「最暗黒のアフリカ」といふ言葉を英國に傳播した。此の言葉に對してブリスは何と云つたか。

「最暗黒の地はアフリカまで行かないでも最も手近にあるではないか。吾らに日用の糧を今日も與へ給へと、あまりにも適切に祈らなければならぬ貧民が、此の英國に三百萬人からあるではない

か。』

彼は千八百九十年（明治二十三年）に「最暗黒の英國」と題する一著を公にして、世人の反省を促した。そして彼は社會改良の政策を左の七ヶ條に分類して、自らこれが實行を期した。

- 一、先づ個人の精神を改造するに努力すること
- 二、境遇を改善して品性の善遷をなさしむること
- 三、出来るだけ大仕掛な救済法を取つて姑息な方法を避けること
- 四、一時的でなく出来るだけ永久に繼續する事業たらしむること
- 五、机上の空論を避け直ちに實行して効果を擧ぐべきこと
- 六、一方に功績を擧ぐると同時に他方に失敗せぬやうに注意すること
- 七、一部に幸福にして他に迷惑をかけてはならないこと

以上の方針で救世軍はロンドン市内にセツツルメント十七ヶ所を設け、安料理屋、投産場、口入屋、出獄人救済所、婦人救済所などを設けて活躍しはじめた。

千八百九十四年（明治二十七年）に、彼が十五歳でノツチンガムの貧民窟に傳道を始めから五十年目の記念會を開いた時、其の會場水晶宮には、五萬二千人の會衆が集つた。もう其の時救世

軍は世界中に擴まり、集り來つた外國士官は十七ヶ國を代表してゐた。全體の傳道者ばかりで四千一百三十人の多數が一堂に集つたのであつた。

老來益々盛んな彼は千八百九十五年、六十六歳の老齡でアメリカに渡り、三百五十四回の説教で四十五萬人の聽衆に語つた。

彼がアメリカから歸つた千八百九十五年、即ち我が明治二十八年七月に、彼の心に永く蟠つてゐた一國にいよく、其の傳道の路を開く事になつた。それは東洋の一孤島日本であつた。當時の日

本は老大國支那と戦ひ勝つて、世界の一等國に加入したといきまいてゐた。ブリス大將は此の若き國日本へも救靈の軍隊を送るべく決心して、其の任を負はしめたのがライ

ト大佐であつた。いよく日本へ遠征するといふので、七月の十四日の夜、シチイ・テンプルで、ライト大佐以下十四人の送別會を開いた。其の時の彼の獎勵の辭は、吾々は神を離れては世を益する何事をもなし得ないものである。人を救ひ得る者は唯神のみである。されば御身たちは、其の瞳を人間と人間の智慧より轉じて神に向はしめなければならぬ。御身たちは救世軍の軍旗に示されたる大なる主義を擴むる爲に遠く東洋の日本に行くのである。行つて若しも其の國の人たちを愛する事能はずと悟つたならば、直ちに本國に呼び戻されん事を

願ひ出づるがよい。何となれば唯愛によつてのみ勝利は得らるべきものであるからである。世界の救世軍人の多くの瞳は、今や御身たちと、其の働きの上に注がれんとしてゐる。御身らが行いて戦ひ、苦み、忍び、幾百回か涙を流さなければならぬ。しかも直ちに其の涙を拭つて民衆の中に出来行かなければならぬ。

といふのであつた。斯くて一行十四人はドイツ汽船ホーヘンゾーレン號に乗つて英國の港を出發し九月四日に横濱へ着いた。救世軍人が来たといふので、早速訪ねて行つたのは、ジャパン・ガゼットの記者であつた。ところが洋服姿の記者は驚いた。イギリスから来たばかりの十四人の救世軍人は、みんな揃ひの浴衣を着て兵兒帯を結んでゐる。それは救世軍のモットーである「適合」即ち郷に入つては郷に従ふべく、ホンコンで日本服を作つて来たのであつた。大將ブースから與へられた軍旗は、此の日始めて横濱の埠頭で日本の風に翻つた。一同は先づ大地に跪いて祈つた。そして一路東京に来て京橋區新富町の新富座劇場前に、間口二間半の二階屋を借り受け、日本服を着て日本食を口にしながら、疊の上に坐つて生活を始めた。其の奥に六疊の離れが一室あつた。それが日本に於る最初の救世軍日本本營だつたのである。着陸後十八日目の九月二十二日の夜は、早くも神田美土代町の基督教青年會館で第一回の宣戰

式を行つた。「救世軍来る！」の新聞記事を見て集り來つた聴衆（或は見物人）は、先づ太鼓の音に驚きタンパリンの響に呆れ返つた。集つた聴衆は上品な説教、若しくは滔々たる雄辯を聴かんとしたのであつた。しかし救世軍人は上品でもなく雄辯でもなく、只管に聴衆の靈魂まで肉薄した。キリスト教の女學校女子學院に教鞭を執つてゐた、後の黄蘗宗管長高津柏樹氏は、「うたてやうたて、耶蘇教徒、救世軍の救世の、名は善けれども實は悪し、軍はうたての我慢軍」云々といふ歌を作つて「救世軍攻撃軍歌」と名づけた。

二ヶ月の後、十月下旬に京橋區新橋際金の六町に日本最初の小隊を開いて、「ドコドン宗」とか「耶蘇法華」とか云はれながら、傳道してゐる所へ、十一月の末に入隊を申し込んで來たのが同志社出身の熱血兒山室軍平氏であつた。

山室軍平氏は士官候補生兼第一小隊付の下足番といふ肩書で、冬の寒い夜毎に、小隊の表に立つて通行人に呼びかけながら下足番をしたのである。

寒き日やドコドン宗の下駄の番

とは、彼の友人が、山室氏の下足番姿を見て咏んだ句である。十一月末に日本でも「ときのこゑ」を發行する事になり、山室軍平氏は其の記者に採用された。

そして翌明治二十九年一月に、救世軍本營は山室氏を救世軍中尉に任命した。これが日本に於ける日本人最初の救世軍士官であつた。次いで横濱に一小隊を置き、三月一日には東京金六町の小隊で最初の入隊式を擧げて、始めて三十人の新しき同志を得た。其の三十人の中に、今の太田幸太郎氏などがゐたのである。

續いて八王寺、岡山市に小隊を設けて活動し始めたが、翌三十年の四月に、八王寺市には大火があつて三千八百戸を焼失した。で、同市の救世軍小隊は義捐金一百六十餘圓を集めて罹災者の救恤に努めたが、どうした間違ひだつたか、小隊長は市民から袋たたきにされ、小隊の看板はドブの中に投げ込まれた。

元來がキリスト教を邪教視した國民であるから、斯うした反對迫害の起るのは已むを得ない事であらう。それに警察當局も、頻りに意地悪く其の傳道を妨害して、檢束拘留に處せらるゝ事は珍らしくなかつた。

三十一年の九月に、山室軍平氏は山田彌十郎氏と共に神田三崎町の角倉嘉道氏の割長屋を借りてそこに新しく一小隊を設けた。全體で十一疊半の小さい家であつたが、月給七圓の山室氏が、其の七圓の半額三圓五十錢を割いて此の屋賃に宛てての仕事であるから、貧乏は度を越してゐた。自炊生

活であるが、焚物がないので、二人は毎朝早く起きて町内を鞆の目鷹の目で竹切れや木屑や下駄の古いのを拾ひ集めて来て、それをナイフで削つて飯をたくといふ有様であつた。けれども明治三十二年の暮に山室氏の發行した「平民の福音」が忽ちにして五十版百版と版を重ねたので、日本の救世軍に、山室軍平氏のある事を知らないものは無いといつていゝ程、山室氏は有名になつてしまつた。

其の山室軍平氏が、ブラード大佐とデュース少佐とを伴つてモルフイ氏を訪づれたのである。モルフイ氏と山室氏の意氣は投合せざるを得ないものがあつた。斯くて東京に於ける救世軍の大活動となつたのである。

十、救世軍の第一戦

其の一、八月の巻

救世軍本營に歸つたブライド大佐は、デニス少佐、山室大校、矢吹大尉らと相談の結果、逸早く京橋區築地の本願寺前に一軒の家を借り、これを婦人ホームと名け、山室軍平氏の夫人機恵子氏を其の主事に任命し、八月一日發行の「ときのある」を醜業婦救済號として特別號を發行し、日本の首府なる大東京を包圍してゐる品川、新宿、洲崎、新吉原、板橋、千住の四宿二廓にそれを撒布して、一舉に凱歌を擧げるべく計畫した。

八月一日に矢吹幸太郎氏の率ゐる一隊が内藤新宿の遊廓に出かけたのを手初めに、各小隊の救世軍人兵士たちは、各遊廓に手分けして進撃した。救世軍の目ざす堅壘は新吉原と洲崎にあつたので東京第一小隊の大尉高城丑五郎氏をして一隊を率ゐて先づ新吉原に入り込ませた。内藤新宿に行つた矢吹大尉は、遊廓の使用人らに罵詈されたり、握り拳を鼻のさき突きつけられたりしただけで「ときのある」はあまり賣れなかつたが、新吉原と洲崎では馬鹿によく賣れた。それは兩遊廓の

連中が、其の「ときのある」が娼妓の手に渡らないやうに出来るだけ多く買ひ占めをやつた爲であつた。けれども早くも其の反響が現はれて、神奈川県川崎遊廓の娼妓二人が婦人ホームに駆け込んできた。次いで新吉原の中米樓の霜降お雪といふ娼妓が自由廢業を企てゝゐる事を知つて、山室機恵子夫人は單身新吉原に乗り込みお雪に面會して其の手續方法を教へて引き取つた。此の時高木大尉と遊廓側との小競合があつただけで騒動にもならなかつたが、八月五日の午後、神田、本郷、兩小隊の聯合軍を組織し、第四小隊神田分營の士官候補生岡田誠一、大島三郎、軍曹冷水太郎、田邊正一、兵士中田美次、中學生吉村某の諸氏と、第三小隊本郷分營の中尉森雄吉、士官候補生森田年藏、軍曹野津壽重、吉澤久重、兵士瀧内秀綱の諸氏十一名の指揮官として大尉矢吹幸太郎氏自らこれを引率し、大鼓を鳴らし大旗を押し立て、新吉原の大門まで押し寄せ、先づ病院前の巡查交番所附近で第一聲を揚げると、何事ならんと忽ち群集の山を築いた。そこで矢吹大尉は、先づ神奈川の神風樓に於ける娼妓が外國人を客として淺間しき業を営める情態より説き起し、段々に此の賤む可き業に従事することの如何に耻づ可きかを語り、東京毎日新聞が揚屋町の貸座敷玉寶樓より可憐の少女津田きみ女を救ひたる實例を擧げて、貸座敷を攻撃し娼妓の反省を求めた末、

「娼妓は何時でも廢業することの出来るものであり升。我救世軍は此等の憐む可き境涯に陥れる

婦女子を救はんとする者であり升。娼妓にして自ら其の業の耻づ可きを自覚し、此の苦海を脱して正業につかんと欲する者ならば我軍の本部なる芝口二丁目三番地の救世軍本營に來られよ、我等は必ずお前さん達を救ひます。」

と、熱心なる口調を以て約三十分間の演説をした。

丁度前が貸座敷金満樓なので、同樓の娼妓たちは皆、格子戸から顔を出して熱心に聴いてゐた。一行はそこで「ときこのゑ」を賣り、それから揚屋町の角に來て、玉寶樓の傍で二回目の路傍説教を始めようとした時、手ぐすね引いて待つてゐた遊廓 傭入の暴力團員數十名は一時に襲ひかゝつて、撲つ蹴る毆るの大騒ぎを演じた末、破落漢の家に一同を引つ張り込んで何事かを計畫しようとしてゐる所を、義勇兵の吉村といふ中學生が交番へ急報したので、警官が駆けつけて双方を取鎮め浅草警察署へ同行を命じた。そこで矢吹大尉らは交番前で勢揃ひをして、滅茶々にたゞき破られたる太鼓、曲りくねつたラツパを携へ、血みどろのまゝ隊伍を亂さず浅草警察署に行つて双方取調べを受けたが、署長から被害者たる矢吹大尉らに「傷害の告訴をするか」と訊かれたので、矢吹大尉は、

「此の人たちは單なる彌次馬に過ぎない。吾々の相手とするのは此の人たちではないのだから、こんな人を告訴する理由はない。」と、はつきり言ひ切つて、浅草雷門まで十數名の警官に保護されそこらから電車で本營に引き揚げ、事の前後策を講じた。

此の事實を最初に報道したのは翌六日發行の時事新報で、翌々七日發行の東京市内の各新聞には事件の詳細が報道された。中にも島田三郎氏、木下尚江氏等の東京毎日新聞は、殆ど全紙を此の事件の報道に割き、其の社説欄に於て救世軍の行動を激賞し、其の結論として、

歐米に於ける此の團體の捷利は、既往に顯著なり。區々の暴行、決して其の鋭鋒を挫せしむるに足らず。却つて一層の強鋭を加へんこと吾人の疑はざる所なり。彼の人々は被害の顛末を公衞に陳告せしめ、自ら被害の回復を訴へずと聞く。是れ其の犠牲的精神より來れるなり。吾人豈に其の志を壯とせざらんや。然れども暴行の事實あり、政府は人民保護の職分を盡さざるべからず、吾人は其の事實を搜索して之を詳報し、爾後當局の爲す所如何を觀んと欲す。

と書き、數名の記者を救世軍本營に送つて、懇ろに事情を取調べ、溢るゝばかりの同情をもつて其の顛末を報道した。

此の日聯合軍を引率した矢吹大尉の談として掲げられた同紙の記事を其のまゝこゝに引用して、當時の事情を詳かにしよう。

△それから揚屋町の角に居りますと、此所は一方は京町の方に向ひ一方は江戸町の大文字樓の方へ行く道で三方通路口となりて居りますから、最も都合のよい處で有升。
△此處で私が演説をして居りますと、四五人の男がづかづかとやつて来て、私を或臺屋へ引張つて行きました。

△さうすると「貴様は一體何をしに來たのだ」と云ひますから「私は、女郎の中には百人に一人は自分から好んでなつたり罪惡の結果で娼妓になつたりする事もあらうが、多くは止むを得ざる事情や或は欺かれたりして來る者が多いのでそれらは誠に、哀れむべき者である。現に二三日前十八位になる或婦人が、此吉原の店頭で娼妓になるのを嫌がつて泣いて居る者のある事を、千束町の或人から私らの本部に言つて來たからそれら救済の方法を盡して居る次第で、斯の如き類がまだく澤山にあるだらうと思ふから其人々の相談相手になつて、苦役を免れる道を附たいのが我等の志望である」と答へました。

△すると一人の大男が傍へ来て「其女の名は何と云ふか」と尋ねますから「夫は今一寸記憶して居らぬが本部へ往けばすぐ分るから知らしてもよい」といひますと「此野郎生意氣な事を云ふ」とていきなり私の顔をなぐりましたが、それを合圖にして幾十人の者が集つて私を亂打しまして

一時は氣絶するかと思ひました。

△此時私は「何もお前方は暴力を振はなくとも口で分るではないか」と申しましたが中々聞き入れませんから彼等のするが儘に任せておきました。

△此時恰も表に居りました十一名の人々は、妓夫や彌次馬に取圍まれて亂打せられ、其内一人だけ抜けて巡査に訴へ、早速警官が來たから暴徒は四方へ散じて仕舞ひました。

△警官は私達に何故暴徒を捕へなかつたかと云ひ、尙起訴するかと申しますから「夫は以ての外のこと、私共は何も妓夫や何かに對して少しも恩や怨がない。唯憐れむべき同胞の艱苦を救ひたい許りで此學になつたのだから、妓夫等の方より見れば之に反抗するのは無理のない事と考へます。就いては私共の相手は斷じて彼等でありませんから如何に暴行を加へられても少しも怨みと思はぬ、従つて起訴しない」と答へました。

△元來はじめは唯印刷物を賣ればよいと考へて居りましたが是は賣れることは随分賣れるが夫れは皆妓夫や樓主に賣れる許りで肝心の娼妓には一枚も賣れません。

△是では如何に賣つても私共の目的は達しませんから詰り街頭演説を遣つて見世先の娼妓に「お前さん達の一身上にかゝはる大切な事が書いてあるから之を御覽なさい、若しそれに就いて相談

でもしたいなら本部まで郵便をよこせば盡力するからといふ様な意味を傳へて居りました。云々。
八月七日の東京朝日新聞には、「吉原の大格闘(救世軍と妓夫)」と題して左の記事が掲げられた。
例の救世軍は、先頃来よし原其他の娼妓が妓樓の爲に使役せられて賤業に服し居るを不憫なりと
し、斯る人身賣買に類する悪弊を除き可憐の女子を救はんものをとて、或は機關雜誌「ときのか
る」に論文を掲げ或は路傍に演説して百方運動中の由は豫て聞及べる所なりしが、其の一二小隊
の者は常によし原へ出入し旗を樹て太鼓を叩き、滔々遊女の樓主に屈服して賤業に甘んずるに及
ばざる旨を演説するより常々數多の前借金を負ひ浮かむ瀬なきを啣ち居る遊女等は、宛も蟻の甘
きに附くが如く此救世軍といへる團體を頼り、其助力に依て苦界を脱れんとするもの多く従つて
貸座敷の側には不利益の事のみ増し來るにぞ各樓主は勿論、搦母妓夫等に至るまで皆救世軍を惡
み口を極めて罵りつゝありたり。然るに四五日前に至り京都市三條の平民、霜降竹二郎の娘お雪
(二十一)なるもの同地の周旋業大河内徳藏なるものゝ手を経て吉原に流れ込み、同廓貸座敷澤中
米樓へ出稼ぎする事となりたるが、同人は斯る苦界に沈むを厭ひ自ら身體を傷つけ又は頭髮を
斷ち、尙派出所へも泣込みて只管廓を脱れ出んことを心掛け居る事端なくも芝區芝口二丁目三番
地の救世軍東京本營に聞えられたれば同營にては一昨々日臨時救濟部長山室機恵子(二十五)を同樓

へ遣はしてお雪に面會せしめ、之れと同時に其の一小隊は仲の町を練り歩行き貸座敷に不利益な
演説を試みたりしかば、同廓京一稻辨派の顧問東長吾は同隊の一人なる京橋區入舟町三丁目三番
地高木丑五郎に對し廓の者の迷惑する由を告げ立ち去らしめんとしたるが同隊は争でか之を聞
入るべき、終に喧嘩となり長吾は丑五郎を毆打せし廉にて引致されたるも結局示談にて事済みた
り。然る所救世軍は一昨日午後三時過ぎ神田區三崎町一丁目五十番地の第三小隊を合して十名を
大尉矢吹幸太郎(二十九)に附し赤地に紫の旗、太鼓、法螺貝、鈴太鼓、喇叭等を持たしめて
廓内に派したれば、一行は此鳴物に唱歌を合せつゝ廓内を練り歩き、揚屋町玉寶樓の前に出たるに
此時廓内の氣早者等は密かに手筈を謀し合せしと見え、一人の男矢吹大尉に向ひ少しお話し致し
度しとて強て同町非常門際の火の番詰所へ連行き汝等は娼妓を煽動する惡漢なりとて眼を怒らし
て責たるゆえ、大尉は惡漢とは奇怪の詞なりとて是また立腹し、一言二言争ふうち四五十人の妓
夫等バラバラと現はれ出て疊め毆打れの聲の下一度此救世軍に打つて掛り、太鼓を破り喇叭を
潰し一大格闘を演出しければ京町五十間の兩派出所の巡查出張し其混雜を取鎮めたるが、救世軍
隊には森雄吉、森田金藏、岡田誠一、冷水兼太郎以上四名の負傷者に夫々手當を加へしが此隊は
宗教團體の事故猥りに告訴せずとて其儘にして引取りたるが淺草署にては斯る暴行者を捨て置く

事はなり難しとして昨日加害嫌疑者なる火の番詰所の瀬川仙太郎(三八)外一名を引致し他の嫌疑者は目下捜索中なりと。

救世軍側では告訴しない方針を取つたので、遊廓側は殴りどくといふことになつたが、兎に角亂暴したのだから暴力を揮つた稻辨樓の妓夫岡田源二郎外六名を拘留處分にした。そこで遊廓側は此の功勞者を其のまゝにして置けないといふので、八月十四日に、拘留一日につき金參圓づゝを慰勞金として贈る事にした。揚屋町の各樓主からは、その參圓の外に各拘留一日について一圓づゝを、妓夫の親分からは單衣一枚と縮緬の兵兒帯一筋づゝとを贈る事となつた。

けれども救世軍は殴られ損でなかつた。救世軍の此の直接行動は忽ちにして全國に飛火して、諸所に自由廢業運動が起つた。そこで内務省はモルフイ氏からの訴願もあり、何とか處置をつけなければならぬ事になつた。その内情は八月十七日と十九日の東京朝日新聞に掲載された左の記事を見れば略推察する事が出来る。

娼妓廢業と當局者の意見

名古屋裁判所に於ける娼妓廢業の新判決例は、今や社會の一問題となりて議論の喧囂たるに連れて當業者の恐慌一方ならず、一面法學者に就て該問題の研究を爲すと同時に他面には當局者に向

つて意見を叩くなど只管防禦手段を講じ居ることは世人の夙に知悉する處なるが、右に付き兩三日前吉原の某樓主は内務省に出頭し某書記官に面會して當局者の意見を聞きたるに書記官は之に對し左の如き説明を與へたり。

曰く娼妓と樓主との契約が、善良の風俗なるや否やは論ずる處に非ず、唯だ出稼人たる娼妓が廢業せんとする場合に於て樓主が之を峻拒すべき權利あらざるは猶ほ或る期限を以て勞働の目的に於て雇傭の契約を爲し、傭者が雇主に向つて期限内勞働を嫌忌し解雇を請求する際に於て雇主が之を拒み勞働を強制する能はざると同様にして若し之を強制するを得るとせば是れ明かに奴隸賣買の公行せらるゝものにして法律の許さざる處なるが如く娼妓にして若し賣淫業を廢せんとせば、隨意に之れを爲して可なるものなり、而して貸借契約に至つては別に法律の保護あれば廢業には何等の關係を保たざるなり云々と、樓主聞き終つて愁然一言も發する能はずして退出したりと云ふ。

(三十三年八月十七日)

娼妓廢業問題と當局者の意見

新民法發布以來第九十條の正條に據り、娼妓自由廢業の訴訟は各地到るところに續出し、其勢烈火の屋上を焼き拂ふが如くなりしが、同條の解釋に就ては民間人士のみならず政務官及び執行

官に於ても種々意見を異にし又今日迄の裁判例によるも一樣に出るところなきを以て當局者間にありては目下審議調査中なるが、官民とも本問題の解釋に就き最も注目すべきは、山梨縣甲府の遊廓に於ける娼妓と樓主との訴訟にして該訴訟は初審庭に於て娼妓の勝利に歸し、控訴院に於て樓主の勝訴に歸し、目下大審院に上告中なるが該判決例と共に會て靜岡縣に於て同問題に對し訴願したる事件の裁決とは該問題に對する有力の解釋を與ふべきものなれば、該問題の處置に就き當局者の意見は固より茲に明言するの限りに非ざれども最も直接の關係ある某當事者の言に依れば、新民法發布以前に於ける契約は双方とも暗黙の間に約諾したるものなれば遽かに新法の發布を楯として自由廢業を可とする如きは或は樓主の既得權を害するに非るか、勿論新民法施行後の契約は樓主に於ても娼妓の自由營業の認諾したるもの故敢て苦情を唱ふる廉なかるべきか、要するに何れの時代に拘らず新法の施行して舊制を更革する場合には一方の利ありて一方に害あるは免れざる處なれば利害の衝に立つものは此邊の覺悟ありて可なり云々と。(三十三年八月十九日)八月三十一日の午前十時に、内務省では尙かに自由廢業問題の處置についての講究をする爲に、内務省參事官室で、參事官會議を開いたが、出席者は内務省總務長官小松原英太郎氏、内務省書記官有松義英氏、參事官水野鍊太郎氏、窪田靜太郎氏、警視廳第二部長兼内務省書記官の松井茂氏等

であつた。元より秘密會議であつたから其の相談の内容はわからないが、此の日の會合が自由廢業運動に有利な轉向を示すに至つた事は明かである。此の會議の開かれた頃、救世軍本營では、新吉原大籠野村樓の娼妓金州こと山田きんの廢業運動で掛合中であつた。都下の一新聞は、此の事を報道して、『又々一大衝突を見るべし』と結んであつた。八月一日から救世軍が此の運動を起すや、いの一に手紙で救助を申し込んで来たのは、神戸市橋通り六町目の福原遊廓貸座敷業益谷せつ方の抱娼妓小櫻こと東れんであつた。手紙は男子の代筆であつたが、救世軍本營では直ちに矢吹大尉を福原へ派遣することにした。矢吹大尉が福原へ着いたのは八月十五日であつたが、早速小櫻に面會を求めたところ、親の委任狀が無ければ面會させないといふので、已むを得ず大阪市三軒屋下ノ町に居る、小櫻の母親東ひでを訪ねて行つて、自由廢業をさせてあげるから、委任狀を書いてくれと頼んだところ、母親はなかなか承知しない。そこで矢吹大尉は口を極めて公娼の不理窟やら人權問題やら前借金の話やらを説明して、一日も早く廢業するやうに勧めたが、母親は『全體あなたは何を商賣にするお方さんですか。』と問ふ。救世軍の士官で耶蘇教だと云つて答へると、『今時、そんなに閻伽の他人のお世話を

しなざるお方があるもんですか。」と云つて矢吹氏を新手の詐偽師扱ひにして、取合はない。矢吹氏は泣かんばかりに説明したが、説明すればする程母親の疑ひを増すばかりであつた。思案に暮れた矢吹氏は、小櫻から救世軍へ送つて来た代筆者の詮索に取りかゝつて、一旦神戸へ引返し神戸教會の牧師西尾幸太郎氏方に落ち着き、段々調べてゐるうちに、其の代筆者は或る散髪屋の主だとなつた。ところが、其の主人公は妻もあり子もある男で、うまく廢業出来たなら、早速妻君を離縁して小櫻と同棲する計畫だといふ事がわかつた。だから、小櫻に面會して廢業手續をすませたなら、直ぐ東京の婦人ホームに引取るつもりで、又大阪へ行つて、散髪屋の不埒な計畫やら娘の苦勞を詳細に母親に説いて聞かせたが、母親の東ひでは、益々矢吹大尉を詐偽師扱ひにして「折角頼まれたつて人のお世話は出来ない筈なのに、頼みもしないのに、どうしてそんな御親切をなさるんですか。」と云つて、矢吹氏を追つ拂つてしまつた。暴力團に取圍まれても平氣であつた流石の矢吹大尉も、此の敵には矢が立たなかつた。と、云つて怒るわけにも行かず、すどろく東京へ歸つて来たが「女子と小人は養ひ難し」を頻りに繰返してゐたといふ事である。

其の二、九月の巻

八月三十一日の内務省参事官會議の内容がどんなものであつたか、それは九月四日の東京朝日新聞に掲載された左の記事で察することが出来る。

娼妓廢業と樓主の魂膽

内務省令によれば、娼妓は自由に廢業し得るものなれど、警視廳の娼妓取締規則にては、廢業の際は出稼地の組合の取締の奥印を要する事となり居れば、是を楯に樓主は取締と結託して奥印を拒み可成廢業せしめざるやう勉むるのみならず、廢業についての代理人が娼妓に面會せんとするも樓主は種々に言葉をつけて之を拒絶し、飽くまでも廢業の目的を達せしめざらんとするは明かなり。現に夫れが爲め未だ多くの廢業者現はれざる次第なるが、辯護士連は右につき一條の意見を述べて曰く、

「此事は重大の社會問題なれば法律の及ぶだけ之を保護し之を進行せしめざるべからず。假令取締が奥印を拒むとも別に其の理由なければ直ちに奥印申請の訴訟を起すべし。又樓主が代理人の娼妓へ面會するを拒めば是は正しく私擅監禁にて、刑法の範圍に屬するものなり。依つて一々法廷の力を借るに何の造作もなき事なり」と盛んに焚附けるため、昨今廢業問題の火の手いよく、強く、樓主の恐慌一方ならず。斯くては財産玉なしといふ次第なれば、今の中に喰止めんと各遊

廓の總代は續々其筋へ出頭して方針を問へど、既に内務省參事官會議の末自由廢業と決したる上は奈何ともなし難く、昨日も洲崎の取締藤井三郎外一名内務省へ出頭し神山參事官に面會し、只管陳情せしも何の甲斐なく退出せり。

去れば吉原某樓の如きは、壯士體の男數名を雇ひ、娼妓に對して廢業問題の演説をなさしめ、強ひて廢業せんとあらば我々一命を賭して引戻さんと脅迫しつゝあり。之に引替へ榎本樓主は娼妓優待の法を設け、且つ斯る問題に煽てられ早まつて身の振方を誤まるべからずと慰め賺すなど、孰れも娼妓引止め魂膽に餘念なく其やり方は變れども心配は皆同じ。

此の新聞記事の出た同じ九月四日の事であつた。救世軍のデユース少佐と山室大校とは洲崎遊廓の開明樓抱へ娼妓、操こと安藤琴から救助を申し込んで来たので、面會に行くと、突然一人の暴漢が現れて亂暴を始めたので、警官が出張して兩氏を保護しながら大門派出所へ赴く途中、梅川樓の前まで来ると、そこに待ち伏せてゐたらしい暴漢が三人物蔭から現はれて罵詈譎を逞うするので、派出所詰の巡查部長と巡查二名が保護して木場町まで来た時、そこに待つてゐた暴漢十四五名が喊聲を擧げて突進して来たので、三名の警官が必死になつて取鎮めようとしたが、あちらの横町こちらの長屋から續々と暴漢が現はれ、手に手に棍棒や石ころを持つて兩氏を取圍んで、散々毆

りつけ重傷を負はせた。急報によつて警部二名巡查十五名が駆けつけ、首魁者牧野徳太郎以下五名を引致した。そして、山室氏らは四十餘名の警官に守られて、やつと深川警察署に引揚げたのであつた。

山室軍平、デユースの二氏が洲崎の遊廓で負傷した其の翌日、新吉原遊廓にも大騒ぎがあつた。それは二六新報社員が娼妓綾衣を廢業させる爲に出かけて行つて遊廓側の傭兵と大衝突を來した事件であつた。

二六新報は奇策と俠氣で有名な秋山定輔氏の主幹する新聞で、其の霸氣の點に於いては黒岩周六氏の萬朝報と共に好一對と云はれてゐた。

八月上旬以來、救世軍が血の雨を物ともせず自由廢業運動に突進する有様を、ちつと見てゐた二六新報社は、事を爲すは今にありとも思つたものか、突如として九月三日の午後、新吉原の新萬樓に社友である辯護士櫻井熊太郎氏外三名の社員を送つて、同樓抱へ娼妓綾衣こと京都市生れの中村八重に面會させ、廢業する意志が確實であるか否かを確かめさせたところ、綾衣が是非廢業したいといふので、九月五日の午後二六新報社では、社長秋山定輔氏を始め、辯護士櫻井熊太郎氏、後到大隈伯に對する爆彈事件で知られた福田和五郎氏、及び安達喜三郎氏、伊藤筆五郎氏、中村新次

郎氏等が、危険を冒して新吉原の引手茶屋初子屋に行き、そこを本陣として新萬樓へ交渉を開始した。最初一社員を送つて綾衣に面會を求めさせたが、樓主は面會を拒んだ。二度目に別の社員を送ると、忽ち數十名の用心棒が飛び出して来て、「やつつけてしまへ！」と口々に罵り始めた。それと知つた本陣の猛者連は、すはこそ！と新萬樓へ駆けつけると、遊廓側では「一人も活かして置くな！」と叫んで二六社員を包圍した。そこに打ちつ打たれつ、組んづほぐれつの大活劇が演じられ二六社員は悉く負傷した。

浅草警察署（當時日本堤署は無かつた）では数日前から此の騒動を豫知してゐたので、警視廳と連絡を取つて警戒してゐた。内務省の参事官であり警視廳第二部長である松井茂氏は、橋爪第一課長を先發として浅草警察署に急行せしめ、自分は消防馬車に乗つて浅草消防署まで行つて、そこで待つてゐると、警察署から橋爪課長の電話があつたので、駆けつけて見ると、もう浅草警察署の中は双方の關係者で一杯だつた。そこで松井茂氏が主任となつて取調べに着手すると、櫻井熊太郎氏は、綾衣に面會したいと申し立てた。すると松井氏は直ぐ綾衣に對して警察署へ出頭を命じた。折柄眞夏の事として、綾衣は浴衣一枚に紫メリンスの扱帯一筋を巻いて素足に草履を履いたまゝ出頭した。これは新萬樓主が形勢を見て取り、綾衣の着てゐた衣類全部を前借金の抵當として差押へ、

裸同様にして放り出したのである、

松井第二部長は綾衣に對つて娼妓廢業の意志があるのかと聞いた。綾衣は斷然廢業するつもりだと言ひ切つたので、松井第二部長は其の場で「では今日から三日以内に相當の手續をするがよい。その手續をする爲に廓内に居る事が不都合であるなら、正當なる引受人さへあれば今から直ちに其所へ行つてもよい。」と申し渡した。

これは實に遊廓側に取つて、晴天の落雷であつた。そんな法は無いと争ひたかつたが、何を云ふにも内務省の参事官であり警視廳の第二部長である松井氏の命令に對して双向ひ得る者は一人もなかつた。

そこで、二六新報社側は、社員木村信行氏を引受人として、綾衣の中村八重を預る事にして、人力車を聯ね、綾衣を中央に取圍みながら六十名の警官に護衛されて、神田新石町の本社へ引揚げ、綾衣は同社の三階の一室に保護せらるゝ事となつた。此の時室田浅草警察署長は六十名の警官に一場の注意を與へて、「諸君はこれより、これなる娼妓綾衣及び二六新報社員諸君を保護して送り届けるければならない。これらの人々は當今の一大問題を荷ひ居るのであるから、萬一途中に於いて暴漢に襲はれるやうな事があつたなら、諸君は臨機拔劍するも差支は無い！」と言つた。（七月七日、東

何故こんな廢娼事件に、拔劍云々の訓示をしたのであるかと云ふに、これは理由があつた。丁度其の前日、洲崎遊廓で山室軍平氏とデユース少佐とが頭部其の他に數ヶ所の負傷をした。負傷した當の山室氏もデユース氏も平氣でゐたが、官憲の方ではなかく、平氣で居られない理由があつた。それは何であるかといふに、當時日本國民は日清戦争の勝利に酔うて自らを世界の一等國だと思つてゐた。けれども實際はさうでなかつた。彼の遼東半島還付事件以後、日本はどうしてもロシアを懲罰しなければならぬ遺恨があつた。その遺恨を果すには日本の獨力では到底覺束ない。それに世界第一の海軍力を有してゐる英國の力を借りなければならぬといふのが、伊藤、山縣等主腦部の意見であつた。日英兩國が同盟出來れば、すぐにもロシアに挑戦しようと思つてゐる折も折、英國人である救世軍士官デユース少佐を負傷せしめたのである。救世軍の統率者ウキリヤム・ブース大將は、英國女皇ヴィクトリヤ陛下を「眞實なる友」と呼んでゐた。我が明治三十年七月に、英國に於ける救世軍開戦三十年の記念式に際して、ヴィクトリヤ女皇から、

ブース大將よ

女皇は今、救世軍の第三十年大會に列席する所の各員より寄せたる、忠義なる祝賀と、熱誠なる

好意との、感動すべき書狀に對し、心よりの謝意を表せんと欲す。

女皇も其の帝國の各方面に於いて、救世軍が不幸なる多數の同胞の爲め、勇敢に經營する、偉大なる各種の事業を、十分に認識せり。

女皇は神の嚮導と、祝福、救世軍の將來に於ける、凡ての努力に伴はんことを、熱切に信賴するものなり。

千八百九十七年七月二十日

ウキンズル城にて

といふ優渥なる勅語を賜つたほどである。(勅語、山室軍平氏の譯による)それだけ英國主權者と關係の深い救世軍人を、白晝數十名の暴漢が取捲いて亂打負傷せしめたといふ事が、英本國に聞えたならば、日英兩國の外交上にどんな影響が來るかも知れないといふ恐れがあつたのである。若し遊廓側の暴擧を此のまゝにして置けば、無鐵砲な連中が、救世軍人たるイギリス人を殺すかも知れない。そんな事があつては國家の一大事だといふので、警察の方では強硬に出たのである。

そんな事とは夢にも知らない救世軍は、單純な人道愛の根本義から、遮二無二奴隸を解放せよと叫んで突進したのであつた。

一方遊廓側にも、そんな大きな問題が横つてゐようとは知らず、娼妓取締規則に、樓主及び取

締役の連署捺印が無い限り廢業は出来ないんだから大丈夫だと高を括つてゐた。ところが意外にも此の騒動のあつた翌日、即ち明治三十三年九月六日に、突如として警視總監大浦兼武氏の名で、警視廳令第三十七號で、娼妓取締規則を改正して、娼妓は廢業後三日以内に届け出づればよい事になり、樓主取締役の加判が必要ではあるが、加判を拒む時は本人だけの印でよい事になつた。

二六新報社では此の警視廳令を見て喜んだ。綾衣を奪つて來て以來、全社員は武裝して遊廓からの襲撃に備へてゐたが、七日の午後綾衣は遂に無事廢業して横濱に行き暫く某氏方に潜伏する事が出來た。しかし、納らないのは遊廓側である。此のまゝに自由廢業が横行するならば、日本全國の遊廓は忽にして全滅するといふので、五段構への戦術を考案して、その第一は官憲及び有力者に泣きつく事、第二は自由廢業反對大演説會を起して遊廓の爲に氣焰を擧げる事、第三は全國同業者大會を東京に開催する事、第四は市會議員、府會議員、代議士を買収して法令改正を喰ひ止むる事、第五は暴力團を備ひ入れ新聞記者、救世軍士官を征伐する事であつた。

そこで、九月七日に吉原の樓主一同は、袖を列ねて内務省に出頭したが、省議が既に決定してゐたので、どうする事も出來なかつた。で、十九日に早稲田の大隈伯を訪問して、何とか一骨折つて戴きたいと頼み込んだ。ところが此の大隈伯は維新當時佐賀藩の藝娼妓解放の急先鋒であつたから

あべこべに、

自由廢業は法律上徳義上已むを得ざるものなれば、此の際無用の運動は見合すべし。人類の拘束、人類の虐待、社會の浪費については、此の機を利用して深く世間人心に浸染せしめざるべからず。(九月十九日、東京朝日新聞)

と説かれて、一同は悄然として引き下つた。そこで第二段の構へに移つたが、折角神田の錦輝館を會場に借り入れて開會したものゝ、悲しい事には、司會者が開會の辭と閉會の辭とを一緒に述べなければならぬ始末、十八日の夜四谷見付の大泉亭で「娼妓存廢演説會」を開いて、三人の辯士が一着の袴を交るゝ着用して「廢娼の結果如何」と題する演説をしたが、聴衆僅に十名で、あとは警官ばかりであつた。外部に對つて叫ぶ事は出來なくとも内部の樓主たちだけは、十分に歩調を揃へる事が出來るだらうといふので、新吉原梅川樓で二廊四宿の有志五十餘名が集つて懇親會の名義の下に相談會を開き、九月二十五日に洲崎で全國樓主大會を開いたが、相談が一致しないで第三段の戦術は失敗してしまつた。それは何が爲であつたかは分明でないが、翌九月二十六日の東京朝日新聞に掲げた左の記事で、略推察する事が出來る。

全國貸座敷業大會の流會

昨日洲崎遊廓三業取締事務所にて開會の筈なりし全國貸座敷業者の聯合大會は、最初の勢にも似ず、遂に流會となれり。今其次第を記さんに、吉原洲崎等の發起者委員等は、此大會に全國四百六十餘の貸座敷設置所より、少くとも百名出席者あるべしと豫期せし所、的事の外れ易きは今更ながら、僅々二十六七名の來會者ありしのみにて、他は前日より當日にかけ、電報又は郵便にて缺席或は不賛成を通じ來り、形勢少しも振はず、殊に出席の爲め上京したる地方連も代議士買収其他運動費の割前、及び當日の議案についても大いに反對を唱へんとする模様ありて、此際強ひて大會を開くの不利益ならんとの説起り、委員等も俄に元氣を失ひて遂に大會を延期したり。けれども、此の時から第四の戰術、即ちあらゆる議員を買収に努める事、及び遊廓の中から樓主自身が市會議員に府會議員に代議士になつて、廢娼運動防止に努むるといふ方針だけは決議を俟たずして實行するやうになつた。と、同時に第五段の暴力團を使ふ事も實行した。これは救世軍や二六新報の直接行動に對する反動運動だつたのである。それは左の新聞記事を一覽すれば當時の樓主たちが、如何に窮鼠人を咬む行動に出たかがわかる。

殺氣吉原を蔽ふ

よし原遊廓の貸座敷漸萬樓の娼妓綾衣が、二六新報社員等に援けられて、頑冥不靈なること聞

匪に齊しき破落戸あぶれ者の重圍を出で、茲に始めて籠の鳥の自由の天地に放たれてより、廓内一般の憤慨一方ならず、今こそは日本國內に於ける遊廓存亡の秋なれ、斯くなりたる時は、曩に水火の難に遭ひて俄乞丐となり、又は親の病を救はんとて身を鬻らんと決心し、我等より大金を前借しける娼妓等一同、恩を忘れて何々同盟をなし、自由廢業を企つるやも知る可からず。若し然る場合に立到らんには、我等は餓死するの他に術なし。最早是の上は人類問題を楯にして、娼妓等をのみ保護して我等の死活問題を顧みざる其筋及び社會に對して、飽くまで争はざるべからずと何れも眼を血走らせ腕を扼して作戦計畫の密議に餘念なき状況なるが、目下よし原廓内には貸座敷の數大小合して、百六十八樓あり、而して此等各樓に出稼中の娼妓は、實に二千九百三十五名の多數なるが、若し娼妓等が一朝同盟廢業するに及ばんには、以上の貸座敷業者は勿論、妓夫、新造、臺屋及び出入諸商人を始め、引手茶屋九十八戸の家族等は、直接に影響を被むるなるべく而して娼妓の前借金は目下各樓を通じて、凡そ六七十萬圓の巨額に達しあるが、貸座敷業者は多く他より金圓を借入れて娼妓を抱へ、其自力にて抱へつゝあるは、中米、河内、松大黒、平大黒寶屋、寶來等數樓に過ぎざれば、金主連の恐慌も推して知るべし、然しながら貸座敷連は前に記す如くなるを以て、今日に及びては唯暴を以てせんと決心したる次第にて、現に一昨夜の如きは

各町の重なる連中は、仲の町の吉原事務所二階に、妓夫の一部は検査場の一室に、消防夫及び車夫連は仲の町の火の番小舎に、又廊内の遊人等は五十軒の蕎麥店平松の二階或は飲食店竹常方に集合し、見張番を置いて、其々密議を凝らし少しにても救世軍臭き者又は新聞社員と認むる者は、必ず尾行して其舉動を探らしむる事となし、髭のある男や黒の羽織に兵兒帯など結めたる男の廊内に入るを待構へ居り、殺氣廊内に充ち満ちたり。事態斯くの如くなるを以て、浅草警察署に於ては、是際萬一の事ありてはならずと一部の非番巡查を召集し、警部一名に巡查三十名を引率して、廊内へ出張せしめ、時々五丁町を巡邏せしめて十分に警戒を加へ居れり。(九月八日、東京朝日新聞)

吉原の防禦軍

娼妓自由廢業問題に對しては、飽までも反對し、業務を抛うつても之を防がんと決心を定め、以來、救世軍、二六新報社員等は勿論、是に似寄りたる輩は容赦なく殺して了への方針を執り防禦軍を組織し、哨兵線を張る。(九月九日、東京朝日新聞)

洲崎樓主の集會

一昨日午前九時、樓主百二十五名、三業取締所に於て、集會、左の決議をなせり。

- 第一、救世軍並に新聞社員に對する防備として、備無頼漢を増し、且暴行線を擴大すること。
 - 第二、二六新報社へ暴行隊を差向けること。
 - 第三、娼妓は張店、又は格子先にて客に對し談話するを嚴禁のこと。
 - 第四、初會客は一切謝絶すること。
 - 第五、焚出しのこと。
- 室田署長大いに驚く。(九月十一日、東京朝日新聞)
- 此の暴行線に引つかゝつたのが、救世軍第三小隊長大尉林又八郎氏で、九月八日に同氏は所用ありて下谷龍泉寺町に行つた所を、暴力團員三十名に包圍され、前頭部に長さ一寸五分、其他三ヶ所に裂傷を負はされた。此の時駆けつけた警官は遂に抜劍して暴徒を追拂つたのであつた。
- 當時の騒ぎが如何に大きかつたか、それは九月十二日の大阪毎日新聞の記事を引いて、これを總括する。

娼妓廢業問題と暴行

東京における娼妓の自由廢業問題は、その後も引續き、容易に衰へず、吉原洲崎兩廓の活氣は日々益々甚しきを加へ、例の破落戸共銘々獲物を携へて、晝となく夜となく三々五々廓内を徘徊する。

廻し、樓主等は連日頭を鳩めて協議を凝し、大業に焚出しをなすなど宛然火事場か戰場かの如き観あり。されば血腥き暴行も毎日毎夜一件なり二件なり起らざることなく、現に一昨々夜は洲崎に於て又々二名の遊客暴行に逢ひ、一昨日は芳原の破落戸共態々新橋停車場前なる救世軍本部に出掛けて亂暴を働くあり、尙萬朝報社の如き、遊廓攻撃に筆を逞うすることゝて同夜暴漢數十名の襲撃を受け、家屋物品を破壊せらるゝあり、斯くて廢業問題の火の手盛んなるに伴ひ、同地附近各遊廓所在地にも續々之と同様の出来事を生じて、一昨々夜は横濱並に八王子に、一昨日は又新宿に、何れも同問題より起れる暴行あり。その暴行者は何れも同じく廓内の破落戸にて、被害者は普通遊客の救世軍と見誤らるゝもの、又は此問題の騒ぎを幸ひ娼妓と情を通じて廢業を遂行させんなど試みる者共なり。右の次第なれば洲崎吉原などは所轄警察署の署長以下、殆んど總出にてその警戒取締りに手を盡すも、何分無頼の破落戸共を相手にすることなれば、殆どその甲斐なく誠に殺風景極る次第なり。尤も遊廓方にも何時までも斯くてあるべきならねば、急に娼妓の待遇を寛にして廢業を豫防せんとするものもあり。現に救世軍などに依頼して廢業の計畫あるものに對しては、條件を設けて廢業を承諾し、その依頼を取消さしむるもあり。吉原の如きは娼妓待遇法を改正する事、組合理約を改正する事の二件を決行して、自由廢業の防禦策とな

さんとの議、樓主等の間に略纏りたりとも傳ふ。果して能く其實行を見るべきや否やは別として兎に角此問題は尙容易に落着すべくも見えず。二六新報社に吉原の暴漢大學襲來して破壊すべしとの噂あり。警察署にても特に同社附近を警戒し居たれど是亦その事なくして濟みたりと。しかく暴力を揮へばふるふ程、社會は救世軍或は新聞社に同情を表した。それは同月十三日、山梨縣の甲斐民報、峽中新聞が發起となつて、こんな決議文を各紙上に發表する事を決議した事でもわかる。それは

刻下同胞の窮厄に陥れるものを救済するため、吾人は左の件を決議し、一致協力之れが遂行を勉むる事。

- 一、娼妓自由廢業には滿腔の同情を表する事。
- 一、貸座敷取締規則の改正を速ならしむる事。
- 一、貸座敷營業者の營業上に大革命を行はしむる事。
- 一、娼妓の債務の完済方法を簡易ならしむる事。

此目的を達するため、貸座敷業者と娼妓との貸借關係及び娼妓の待遇法等を取調ぶる事。といふのである。のみならず、當時の名士たちが陣頭に立つて此の運動を贊助獎勵した。政界の

大雄辯家島田三郎氏は、九月二十二日の夜、銀座會館で廢娼大演說會を開き、自由廢業の當然起るべき運動である事を約二時間に渡つて演説したが、一人の妨害者を出さなかつた、同氏は更に芝白金の明治學院に開いたミツシヨナリー大會に臨んで「基督教の社會廓清に對する貢獻」と題して、

私は宣教師諸君が近來我が日本の公娼問題に多大の關心をもたれ、その呪咀を此の國より排去せしむる爲に努力されたる事を深く感謝する者であります。特にユー・エス・モルフィ氏が名古屋に於いてなされた運動が、全日本に多大の感銘を與へた事に對して深甚の感謝を呈します。實際について調査すれば、たとひ借財が残存してゐても、娼妓は自意識を以つて抱主から自らを解放し得る事は、これが法廷の當然の判決である。モルフィ氏は此の自覺を日本の娼妓たちに與へんとして生命を賭して盡力された。然るに其の運動は種々の難關に遭遇しました。今日の急務は警察官の頭腦を改良する事によつて、此の法文上の審判力を有效ならしむる事でありませう。今や此の日本には、約五萬人の憐むべき娼妓があります、吾々は此の五萬人の奴隸に等しい境遇に居る人々を救ひ出すべきは勿論でありますが、此の五萬人の奴隸制度を可能ならしめてゐる現在の制度を先づ排除しなければならぬのであります。(鷲山弟三郎氏譯)

といふ意味の演説をせられた。のみならず、全國の有志たちから毎日數通づゝの感謝と激勵の手紙が救世軍本營に來た。「ときのある」百十三號に因ると、伯爵板垣退助氏は、「あゝで無くては社會を改革することは出来ない」と救世軍を激賞し、女學雜誌の主筆として、若松賤子氏と共に有名であつた巖本善治氏は、「此の度の事は、博浪沙の鐵槌に比すべき壯學で、暴秦の覆滅はこれより始まるであらう。」と褒むことをいつてゐる。

東京毎日新聞には連日左の廣告文を掲げて、救世軍の爲に義捐金の募集を開始した。一點の詭謀なく一毫の表裏なく唯憫むべき女奴を救済するの目的を以て險を履み難を冒して盡力止まざるは救世軍娼妓救助の運動なり其深く社會の同情を得ること決して偶然に非ず然るに必要の費用給せずして往々運動に遺憾を感ずるとは同軍の實際を知る者の語る所仍て吾々發起者左の方法を立て之を江湖の義人に訴ふ血あり涙ある有志の士請ふ一片の助を同軍に與へよ。

發起者

江原素六

島田三郎

根本正

安藤太郎

新橋ステーション前

救世軍本營

本文の義金は直接左の場所へ送附を乞ふ其報告は毎日新聞社に依頼し廣告を以て收受の證に代ふ

安藤太郎氏も其の主幹する所の雑誌「國の光」に廣告文を掲げて、救世軍の廢娼運動の爲に義金を募集した。

江原氏でも島田氏でも政界の大立物であり、根本氏安藤氏は其の經歷と徳望とは右の兩氏に劣らない人たちであつた。此の人たちが斯うして救世軍の爲に一肌脱ぐやうになつたのであるから、自然娼妓の廢業運動も其の効果を早めたのである。

斯うなると貸座敷業者も戦術を一變して他の方法を取らなければならなくなつた。そこで考へつたのが、娼妓優待、娼妓の品性向上といふ事であつた。

洲崎の各樓では、先づ登樓客が救世軍人か又は新聞記者である事を知つて密告した娼妓には、一圓以上十圓以下の賞金を與へる事にし、神奈川の遊廓では、前借金を無利子にして、揚代金は樓主と娼妓の折半にした。それから、

娼妓の身付物品は、價格を明瞭にする事。炭代、盆暮の出費、遊客の遊興費の不足額辨償、入浴料、檢徴費、を娼妓より徴收しない事

を娼妓に言ひ渡した。けれども、この言ひ渡しによつて、却つて今までの娼妓が、如何に樓主から財政的にいぢめられてゐるかが明白となつた。

吉原大文字樓では、玉代一本中から金二錢づゝを娼妓に與へて、これを郵便貯金にすること、毎月

娼妓の勤惰を調査し、一等八圓から五等一圓までの賞金を與へることにした。

横濱の永樂町、眞金町の貸座敷業者は、相談の結果、毎月二回、有徳の人を依頼して、道德上の

講話をなさしむる事にした。

こんな傾向のある所へ、九月十九日に大阪日本救世軍難波南出張所の名で、松島の各遊廓へ送

つた「娼妓自由廢業構和談判申込書」といふ印刷物があつた。これは無論救世軍の兵士がしたもの

でなく、或は廓内の娼妓から手を廻してしたものかも知れないが、兎に角餘程娼妓の内情を知つ

たものゝ所爲であらねばならない。参考の爲、左に其の全文を掲げることにする。

娼妓自由廢業構和談判申込書

一、娼妓一日にても稼ぐに於ては、解放又は他に住替の節は必ず證書面に對する借用金内より差引精算する事。

一、始めて娼妓をなしたる際、定約貸金に對する金額を斷然無利子にする事。

一、髮結賃、風呂、用紙、下駄、總て業務の爲に使用する道具、又は盆正月、客人又は引子、下女下男等に贈物一切、抱主負擔する事。

一、自今入院者、茶引娼妓に對する甚しき愛憎心を用ひて依估に依り虐待せざる事。
一、日々三食は必ず支給し、従前之如く粥を啜り粗食を與へ、二食にして放心するの苛酷なる虐待をせざる事。

一、籤入又は月休と唱へ、一年二度又は毎月、新參者、醜面者の別なく、前日より客に花代を強請せしめ、新參者醜面者をして毎度金調に苦しましめ、反つて樓主得策を謀る虐待心を斷然止むる事。

一、客人を待遇する茶炭、又は自己用の茶炭等は、是まで娼妓自辨するの壓制極まる苛酷な所置を斷然止る事。

一、娼妓をして、炊事洗濯、掃除等をなさしめて奴婢同様虐待せざる事。

一、古參引子に於て、娼妓古新老少の別なく、抱主に代り漫に私の權威を振ひ、常に贈金の厚薄により目前に娼妓を輕蔑し、剩さへ客人に對して強ひてボチを乞はしめ、自己の得分となし是が爲娼妓の信用を陥さぬ様、客人に、揚切の約を極め、都合にて半途に客歸宅の後に二度客を取らせる事を止むる事。
一、自今廊内に娼妓娛樂法を設け娼妓を待遇する事。

一、自分抱家に於て、約束通り満期繼續者は幾分か正業資本金として褒美を與へる事。
右記載之條目至急廊内營業者に示し、速に事務所へ會合せしめ協議を纏め、向ふ一週間の内各新聞紙上に廣告し我救世軍に満足を與へん事を望待す。但し一ヶ條にても自分勝手に偏頗の處置あるときは我軍一命を投じて後日必ず爲す事あらん。
十七日認め十八日午後投入す

日本救世軍 浪花南出張所

其の三、十月の卷

十月二日になつて、内務大臣侯爵西郷從道氏の名で、内務省令第四十四號を以て、娼妓取締規則が改正發布され、其の中に娼妓の廢業手續を、

第五條 娼妓名簿削除ノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テスヘシ
前項ノ申請ハ自ラ警察官署ニ出頭シテ之ヲ爲スニ非サレハ受理セサルモノトス 但シ申請書ヲ郵送シ又ハ他人ニ托シテ之ヲ差出ス場合ニ於テ警察官署カ申請者自ラ出頭スルコト能ハサル事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

警察官署ニ於テ娼妓名簿削除申請ヲ受理シタルトキハ直ニ名簿ヲ削除スルモノトス

第六條 娼妓名簿削除申請ニ關シテハ何人ト雖妨害ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 娼妓ハ廳府縣令ヲ以テ指定シタル地域外ニ住居スルコトヲ得ス

娼妓ハ法令ノ規定若ハ官廳ノ命令ニ依リ又ハ警察署ニ出頭スルカ爲外出スル場合ノ外警察官署ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外出スルコトヲ得ス 但シ廳府縣令ノ規定ニ依リ一定ノ地域内ニ於テ外出ヲ許ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

と制定した。これで廢業を思ひ立つた娼妓は樓主の調印がなくとも、取締役の加判がなくとも、乃至は届書を書かなくとも、出かけて行つて、口頭で届けければ、それで直ちに名簿削除が出来るやうになつたのである。

此の省令が出ると同時に、吾も吾もと先を争つて廢業する者續出し、十月二十二日から廿五日まで四日間に吉原洲崎の兩廓だけで四十八名の廢業者が出るといふ騒ぎ。其の中で新吉原京町二丁目松大黒樓では、十名の抱娼妓中、左近、東雲、誰が袖、色香、薄雲、東、花紫、小櫻の八名が同時に廢業し、残るは唯二人となつたので、樓主は逆上して耳が聞えなくなつた。二十七日までの東京府下の統計を見ると、總數四百二十九人の自由廢業者がある。其の中で新吉原が百九十四人、洲

崎が百二十三人、品川が三十三人、新宿が廿四人、板橋が十四人、千住が三十人、王子が七人、府中と調府で四人となつてゐる。其の後三十日には東京市で十二名、三十一日は六名の廢業者を出してゐる。尙ほ三十一日には南千住辰巳樓の娼妓十七名が同盟して廢業を企てたが、これは同盟を解いて各自自由に時機を見て廢業することになつた。

當時の中央公論記者桃華氏が調査した所によると、九月現在の吉原の妓樓は總數百六十六戸、娼妓二千九百二十二名あつて、此の遊廓に衣食する者の數は、傭人男女千五百八十二人、妓夫千三百二十三人、臺屋者二百二十八人、引手茶屋男女雇人三百六十六人、女髮結百二人、朦朧車夫千人、此の他藝妓、替間、飲食店、洗濯屋、按摩を合して凡そ五千人以上であつた。遊廓側が暴力沙汰に及んだのも、つまり此の多數の人たちのパンの問題からであつたのである。彼らと雖も、必ずしも娼妓稼業が正業で國家の爲になるなどとは思つてゐなかつたであらう。斯くて救世軍の第一戰は意外の勝利を得て、凱歌を奏したのであつた。

十一、東雲のストライキ

救世軍の自廢運動は疾風の如く全國を風靡した。最初は東京だけであつたが、瞬く間に全國的事業になつて、山室軍平氏は毎日東奔西走するといふ有様、下總の銚子では「ときのことゝ一枚が遊廓に入つた爲、忽ちに十九人の娼妓が自廢を斷行するやうになり、大阪の松島では毎日大抵十名内外の自廢者があつた。此の影響は馬關海峡もこれを遮斷することが出来ず、遂に海を越えて九州の熊本まで及ぼして行つた。三十三年九月十九日の九州日々新聞を見ると、其の雜錄欄にこんな記事がある。

『東京を初めとし、全國的に自廢運動猛烈となりし爲、二本木遊廓に於ても、樓主等は、秘密會をひらき、これが防禦策を講じつゝあつたが、唯一の防禦策は、腕力沙汰の外になしと心得たるにや、廓内の出口、入口に哥兄株等を張番させ、娼妓の脱走を防ぎ、勸誘者、運動者の來りしを知りたる時は、之等に暴力を加へんと企てたり。』

これは東京の遊廓と同じ方針に出たのであらうが、同日の新聞に、妓樓日本亭の主人の事が載つてゐる。日本亭といふのは、間もなく東雲樓と改名した熊本第一の妓樓である。

日本亭主人茂公はさすがに茂公なりと感服する者あり。彼が進んで抱へ娼妓に自由に勝手に何時でもせよと申渡せし故、却つて自ら廢業せんとする者なく勉強し居る由。

さすがに西の果てなる九州の地では、俄に東京の眞似はしなかつたが、翌明治三十四年の初頃からぼつ／＼廢業者が出初めたので、各遊廓では娼妓を一室に集めて、自廢のことを語り聞かせ、なるべく學問のありさうなものや、氣の利いた風をした遊び客は登樓させないやうに諭し、調印までさせたが、それは結局無駄骨だつたので、先づ、娼妓の所へ來る手紙は一々樓主が檢閲し、數十名の自廢防禦隊を組織して、脱走者、自廢勸誘入込者を警戒せしめた。けれども、それも効果がなく、どし／＼自廢出願者が出た。進んで自廢の擧に出づる能はざる連中は、時の永松熊本警察署長に泣きついて待遇の改善を叫んだ。そこで永松署長は二本木の東雲樓主中島茂七氏を招いて娼妓の優遇法を講ずる事になつた。

中島氏は遊廓の樓主たちと相談して、先づ傳染病患者の隔離室を設け、明治三十四年六月二十五日に女紅場といふ娼妓學校を創立して、これが監督者となつた。

東雲樓は熊本二本木第一の妓樓で、抱へ娼妓が七十餘名あつて、其の中の五十三名には、伏見、

大津、草津、石部、水口、土山、坂下、關、龜山、庄野、石薬師、四日市、桑名、宮、鳴海、池鯉
鮒、岡崎、藤川、赤坂、御油、吉田、二川、白須賀、新居、舞坂、濱松、見附、袋井、掛川、日坂
金谷、島田、藤枝、岡部、丸子、府中、江尻、興津、由比、蒲原、吉原、原、沼津、三島、箱根、
小田原、大磯、藤澤、戸塚、程ヶ谷、神奈川、川崎、品川など、東海道五十三次の宿名を娼妓の名
にして、高尾のやうにこれを世襲名にさせてゐた。此の五十三次の名の外に、小紫大夫、東雲大夫
などいふ特別の花魁があつた。つまり熊本二本木の遊廓中で東雲樓が王者の地位を占めてゐ、全廓
一千人に餘る娼妓中、東雲大夫、小紫大夫は其の最高の地位を保つものであつた。ところが自廢風
はたうとう此の東雲樓にも吹き荒んで、東海道五十三次は東西南北四方八方へ、ばらばらに散り全
盛を誇つた東雲樓も五十人の廢業者が出るといふ騒ぎ。千餘人の娼妓が立ちどころに三百四十人に
なつてしまつた。こんな時に自分から籠の中に残る翼無し娼妓は、低能かさもなくば廢業しても
食つて行く道を知らない者ばかりなので、遊廓はまるで火の消えたやうな有様になつた。
其の頃の流行歌に、ドンドン節といふのがあつた。これは明治二十八年頃流行した歌である
が熊本あたりでは、まだ歌はれてゐた。
祇園山から練兵場見れば ドンドン

海ぢやなけれど、たいばかり

さうぢやないか ドンドン

といふのは熊本の地理に合せて、誰かの作つたものであるが、自廢騒ぎが起つて、二本木の遊廓が
べちやんこになつた時、さしにも全盛を誇つてゐた東雲樓の悲運を憐んで歌ひ出したのが「東雲ぶ
し」である。それは例の如く作者未詳の俗謡ではあるが、忽ちにして此の歌が日本全國の津々浦々
まで大流行を見るに至つた。其の原歌は、

祇園山から二本木見れば

金はなかしま 家も質

東雲のストライキ

さりとはつらいね、てなこと仰しやいましたかね

といふので「さりとは、つらいね」は「齋藤はつらいね」の意味で、齋藤といふのは、東雲樓の帳
場主任をしてゐた男である。熊本辯では「さいとう」を「さりとう」と發音する。これが種々に文
句を變へて、

何をくよくよ川端柳

水の流れを見にくらす

東雲のストライキ

さりとはつらいね てなこと仰しやいましたかね

などと歌つたのである。

東雲ぶしが生れ出た程の熊本では、一時遊廓が廢滅するのではないかと思はれる程で、娼妓を新に抱へようとするものも無く、よしや抱へたとしても、従来千圓の前借を許した程度の者にも精々三百圓位しか出さなくなつたと、九州日々新聞は報じてゐる。

十二、再び來れる困難時代

此の勢で進むならば、日本の公娼制度は自然消滅に歸すべき筈であつたのに、いつの間にか娼妓の数は元の如くになり、自由廢業といふ事が、また／＼困難になつた。その理由は種々あらうが第一は「繫いで置いて解放した」からである。書面又は口頭で届け出ればよいといふのは解放であるが、娼妓自身が警察署へ出頭しなければ受理しないといふのは一種の束縛である。更に此の届出をなす爲に警察署へ出頭する事を、交番の巡查に届けて置かなければ一步も廓外へ出られない規則が其の奥にある。其の上に各自の妓樓に見張番があり廓内に巡警がある。此の四重五重の繩を切つた上でなければ廢業届を差出すことが出来ない。そこで娼妓の方では、どうしても非常手段に出なければならなくなる。つまり遊廓をうまく脱出する事である。兵卒の逃げるのが脱營で、囚人の逃げるのが脱獄なら、これは脱廓である。

脱廓したのであるから、抱へ主が不承知な事は明かである。そこで、いよく廢業させる前に警察では、實際此の女が其の届出の本人であるか否かを確める爲に、樓主を警察へ呼び寄せるのが警

察の常習になつてしまつた。だから逃げ出して来て救世軍本營に駆け込んだ娼妓も、救世軍の士官に伴れられて、警察署へ行くと、そこで樓主と士官が係り警部の前で對審する事になる。此の時、警察官の頭腦が人道上の意見、若しくは娼妓解放令の主旨の解つた人であるなら、無論救世軍の勝利になるが、古い吉原掟の頭で、樓主が大金を出して買ひ取つた女だのに、其の前借金の返済義務を果さない前に廢業を企てるとは詐偽行爲であるといふやうに、人身賣買が出来ると思つてゐる警察官であつたなら、其の警察官は必ず樓主に味方する。味方するばかりか、娼妓が無斷で廓外へ出たといふので、いきなり拘留處分にして救世軍の士官との縁を斷つてしまつて、樓主に引渡すやうな事も出来る。偶には基督教嫌ひな警官や、基督教と社會主義とをどつちやにした警官などは、自然樓主の方を都合よく扱ふ。さうなると救世軍の方では樓主と警察署とが、何だか特別の連絡があるやうにひがむ。其のひがまれる理由は、日本全國の置娼地に於ける町、市、縣會議員や代議士を調べてみればわかる。町會議員や市會議員府會議員になつてゐる有力な人々に女郎屋の主人が往々にしてある。府會議員、代議士などにもある。代議政體の世の中だから職業の如何を問はず代議員たる資格はあるが、娼妓によつて衣食する團體の中から議員を選擧する理由は何であるかといふに、それは一に彼等の團體と官憲との連絡を取りたい爲である。女郎屋の主人が府縣會議長

である時、其の府縣會で廢娼案が可決される筈はない。警察署長や警官たちは法の示す所を執行するので、代議士であり縣會議員であり、市會町會議員である女郎屋の主人の依頼を特別に受入れる筈は無いのであるが、あまり警察官が依估ひいきな處置をすると、いつしか、そんな疑惑を生むやうになるのである。警察官の方でも前借金を金錢貸借と思はず身代金だと思つてゐると、廢業することが大變悪い事だと信じざるを得なくなる結果、被害者たる樓主に便宜を與へるやうになり、其の親切が過ぎると飛んでもない事になるのである。其の一例を擧げると、洲崎遊廓の平野樓の萬龍といふ娼妓は三百圓の前借金で抱へられたが、二ヶ年間毎日五六人の客を取りながら、前借金が五百圓に殖えたので、たうとう廢業の決心を固めて、廢業届を警察署へ郵便で差出したが、本人が出頭しないからと云つて握り潰されてしまつた。そこで、救世軍へ手紙を出して救ひを求めると、早速一人の士官が行つて本人同道で警察署へ行つて名簿削除の手續をすまして、婦人ホームに引取つた。すると、三日の後に洲崎署から『相尋ねたきことこれあり候に付本日中に出頭すべし』といふ通達があつた。で、また先の士官に伴れられて出頭すると、係りの警部から三時間、樓の主婦から一時間、合計四時間の長話があつた。其の四時間の話といふのは、要するに『借金が五百圓もあるから、その始末をつけなければならぬ。その方法として某といふ醬油屋の主人の妾にならない

か。妾になるなら醬油屋の主人から前借金を拂つてくれるのだが、』といふのであつた。これなどは極端の例であるが、もう廢業して素人の娘になつてゐるものに、警官が妾奉公を勧めたなどいふ滑稽な話も、金銭貸借と身代金の區別が、頭にはつきりしないからである。

斯うなると救世軍の自廢運動事件は、最初よりも遙に困難になつた。打たれたり殴られたりする時代には、社會の同情もあり、輿論の喚起も出來たが、こんな警官との交渉では、これを問題にするわけにも行かず、却つて行き惱みの姿である。

警察の方でも、こんな審き方をするやうになつたのは、他に已むを得ない事情があつたからである。それは、救世軍が此の自由廢業をするやうになると同時に、これを食ひものにする無賴漢が出て、此の解放を種に、いろんな悪事を働くものがあつたので、それを取締る方法として、勢ひ樓主に味方するやうな態度を取つたのであらう。其の一例として、明治三十四年六月六日の九州日々新聞に掲載された記事をこゝに引いてみる。

「救世軍團長の處刑」

菊池郡清泉村大字神尾三百五十六番地平民、當時飽飢郡古町村字二本木に居住せる宮川俊藏は、昨年十月内務省令を以て、娼妓取締規則の發布ありてより、娼妓自由廢業の聲各地に起り、間に

は救世軍とやら救世軍とやらいふべき團體を以て、娼妓に自由廢業を煽動する様な無賴漢が續々起りて、古町村なる二本木遊廓には、此れらの氣運に乗じて入り込み來れる無賴漢頗る多くして續々廢業者を出し、今や遊廓の各貸席業者一般不安の念を生じ、大恐慌を極め居るを奇貨としたりる俊藏は、救世軍權張義團といふものを組織し、多人數の無賴漢を呼び集め、各樓主に於いて愈々恐怖の念を生じ居る弱點に乗じ金員を騙取せんとし、一面には右團體が娼妓に廢業する旨流布するの手段をなし、又一面には前記遊廓貸業者樺島、緒方、雨森方に屢々出入して娼妓廢業に運動すると吹きかけては金借を申込み、此要求を入れて出金する各樓には能く保護するも、金員を與へざれば速かに娼妓に廢業すべき旨を恐喝し、昨年十二月中緒方改平より金拾圓を、樺島伊徳よりは金七圓、雨森コトより金拾五圓、東雲町の組合中より金六拾圓を騙取した。本年二月十四日より同二十八日迄雨森より金四拾圓、林カメより金貳圓、何れも名を貸借に藉りて騙取し、尙ほ又本年四月二十八日に、二本木なる有山伊平方に於て、雇人の來ヨシの箆筒の抽斗より肩掛一枚を窃取し居りしが、何れも此頃發覺し、一昨日熊本地方裁判所に於て重禁錮一箇年、罰金十圓、監視六ヶ月に處せられたりといふ。

こんな連中も救世軍の士官も、警官の眼には時として同一に映るのである。だから、其の後の救

世軍の自由廢業運動は益々困難となつたのである。のみならず遊廓側から暴力團を差向ける事は、明治三十三年も昭和五年の今日も依然として變りはない。だから今日と雖も救世軍の婦人ホームはその看板に救世軍の名を記入してゐない。これは、暴力團の襲撃を避ける爲である。

婦人ホームは明治三十三年から山室機恵子夫人が主任となつて經營してゐたが、其の後大正二年から村松愛藏氏夫人きみ子氏が主任となり十五ヶ年間一身を犠牲にして盡力された。現今は上田まつ代氏が主任となつて働いてゐる。年々延人員五千人或は七千人、多くは一万人以上を收容してゐる。けれども此の人員の中には刑務所から送られし者、警察署から送られし者、其の他諸種の事情で保護監督してゐる者が混つてゐる。これでは自廢運動が完全に其の目的を達しられないので、昭和二年三月から藝娼妓の自由廢業者を専門に保護する爲め、澁谷の若木に「光の家」を設けて毎年百四五十人づゝを收容してゐる。大阪には「女子希望館」があり、大連には「大連婦人ホーム」がある。そして今尙ほ年々暴力團の闖入を數回づゝ受けつゝある。頭の古い警察官から強ひて樓主に引渡される者も二三名はある。此の光の家の現在の主任は杉田重吉、江藤みつ子の兩氏で、本部の救世軍婦人救濟關與者は瀬川八十雄、柴田専一、羽柴末男の三氏である。

大正三年から昭和四年まで十五年間婦人ホームに働かれた村松きみ子氏の事についてこゝに少し

く書いて置く必要がある。

明治四十三年の一月三日に、神田橋詰の和強樂堂に救世軍の特別集會があつて、其の集會の將に終らんとする時、ホツダー少將が壇上に立つて、「今夜は一人の名を知られたる紳士が我が軍隊に入り神の兵士となつて働く事となつた。」と言つた時、一人の老紳士が靜に壇の前に進んだ。ホツダー少將は老紳士の肩に手をかけ、「愛する戦友よ、貴下は今、神の家族に加へられた。神の爲に戦ひ、神の爲に活きんことを誓はなければならぬ。」と親しみ深き口調をもつて言つた。山室中佐が進み

出でて此の老紳士の爲に熱烈な祈を捧げ終るや、老紳士は來衆に一禮して言つた。

「私は村松愛藏と申します。只今救世軍の兵士として入隊するの光榮を得ました無上の快樂を感じます。私は代議士として體面を汚すやうな大失態を演じて赤衣の人となり、漸く出獄いたしました。肉體は警察官、裁判官の爲に捕はれましたが、私の靈魂精神は天の神の恵を受けて、生來會て覺えざる歡喜を感じました。私は残る半生を神の僕として十字架を負ひ道のために盡します。」

村松氏は愛知縣渥美郡田原村の士族で、明治の初年愛知縣下に於ける立憲自由黨の領袖であつた。明治十五年に愛岐日報を起して愛知岐阜兩縣下の爲に自由民權説を鼓吹したが爲、當時の爲政者から甚だしく迫害され、遂に明治十七年四月に、愛國正理社の人々と共に擧兵革命を企て、愛國

義黨、自由革命、天誅、自由萬歳の大隊旗を造り、

檄して我國三千萬の士に告ぐ。夫れ吾等が諸君と相生養して以て斯國を愛し、以て斯國の命脈を提繫するものは、豈に我が 皇上の尊榮と我が民人の幸福を盛んにせんことを欲するが爲にあらずや。而して今我政府及官吏の我 皇上と我民人に對し、日に行ふ所は果して何ぞや。今や吾輩は諸君と共に今日の政府の如何たる事を知得認識し共に其心を一にして而して斯國を正さざるべからず

と冒頭して、當時の政府が爲せる弊政を指摘すること無慮一萬字、最後に、

起てよ同胞諸君、奮へよや同胞諸君、進んで革命の義學を取り、速に賊魁を誅戮せよ。

と結び、更に激烈なる軍令を發し、

奮然として虎の怒るが如く獅子の狂ふが如く、突進勇戦、斃れても猶止まざるの剛膽勇氣を振起し、一日も早く壓制政府を顛覆し自由の凱歌を奏せよ……

と絶叫した人である。事顯れて輕禁錮七年の宣告を受けたが、憲法發布式に大赦復權を得、代議士として、名を知られてゐた。ところが、明治四十二年の日糖事件に連坐した同氏は、同年十二月出獄するや直ちに救世軍本營に山室軍平氏を訪ね、翌年一月三日決心して一兵士となつたのである。

明治四十四年五月には見習大尉となつて、京橋小隊長となり、諸所に轉戦して、大正二年十一月から本營の身の上相談部の主任となつて、昭和四年六月七十二歳の高齢で隱退するまで、凡そ二萬八千六百餘件の相談事件を扱つたのである。此の村松愛藏氏夫人がきみ子氏で、山室機恵子氏に代つて婦人ホームに働く事十五年、其の間に憐れな婦人たち二千五百九十二人を收容して其の面倒を見たのである。

此の村松きみ子氏が婦人ホームの主任をしてゐる最初の十ヶ年間、婦人ホームの婦人救済係として獻身的の働きをした人がある。姓を伊藤名を富士雄といふ。伊藤富士雄氏は、信州松代の眞田藩士伊藤録の二男で、測量機製造の熟練工だつたが、若い頃何とかして社會の爲に盡したいものだと思つてゐる矢先、片山潛氏の勞働世界か何かを読んで、同氏と一緒に社會事業でもやらうかと考へた事があつたやうだが、そつちへは行かないで、たうとう救世軍に飛び込んで來たのであつた。「あの男は何かやるよ」と片山氏は始終言つてゐたさうだが、明治三十六年四月に大阪で内國勸業博覽會が開かれた時、難波に救世軍第二小隊といふのを設けて、そこで盛んに傳道したのを手始めに、淫賣窟へ押しかけて行つて、随分有益な働きをしてゐたが、氣に食はない事があるといつて、明治三十七年に一時救世軍を飛出して、關西鐵道又は大阪砲兵工廠に入り、後上京して築地の海軍省工

場で工場長を勤めてゐたが、明治四十三年に長女に死なれたので、心機一轉して再び救世軍士官となり、大正二年四月から、非常なる決心を心に懷いて社會事業部に轉じ婦人救済係となつて、大正十二年六月二日、下谷救世軍病院で此世を去らるゝまで、滿十一年三月間、専心娼妓自由廢業の爲に努力して、九百八十七人の娼妓に自由を與へたのである。

昭和五年四月號の中央公論に掲載された救世軍少將、山室軍平氏の伊藤富士雄氏を評した一文を左に引用して、伊藤氏の總評に代へる。

伊藤君は凡そ千二百人の藝娼妓の面倒を見て、其のうちの九百八十七人を無事に廢業させ、それぞれ堅氣の生活をさせたのです。僕は伊藤君の事を思ふたびに實に偉大な男であつたと、つくづく感心する。何となれば、伊藤君があゝの救済運動をする上には、始終三つの大きな危険が臨んでゐたからです。三つの危険といふのは、第一に暴力です。いつかもお話したやうに伊藤君は毎日家を出る時、いつ、どこで殺されるかも知れないといふ覺悟をしてゐたのです。半死半生の目に會はされた事が二回、蹴られたり殴られたり石を投げられた事は何百回かわかりません。それでも伊藤君は平氣なものでした。第二の危険は金力でした。金錢でもつて人を賣買出来ると考へてゐる樓主たちです。随つてどんな人間でも金錢で左右出来ると思ふのは當然です。九百八十七人

の娼妓一人につき百圓づゝ樓主側から出して九萬八千七百圓ぢやないですか。それだけで稼業を續けさせたなら樓主は其の幾倍の利益を見る事が出来るのですから、伊藤君が若し少しでも金に眼が暮れたなら、どんな事でも出来たのですが、實に潔白に身を保つて下さいました。第三には異性の力でした。男子といふ男子は悉く餓鬼の様にして色を漁る者だといふ實驗ばかりもつてゐる婦人の前に、たつた一人伊藤君だけが眞實女の味方となつて生命がけに働いてくれるんです。而も親切が深くて男らしい勇氣に充ちてゐるんです。そんな男が千人からの女性の眞中に立つて神様の様に尊敬されてゐるんですもの、大きな誘惑の力が彼の上に襲つて來た事でせう。けれども伊藤君は、毅然として其の誘惑の上を踏越えて戰つてくれました。ほんたうに感謝に堪へません！

十三、娼妓自廢九百八十七人

左に掲ぐる實話は、著者が昭和五年一月から四月まで、雑誌中央公論に掲載したもので、終の三篇は本書編輯の際書加へたものである。篇中に「私」とあるは著者を指すものである。

其の一、一日四厘九毛弱の稼ぎ高

大正三年九月二日に、伊藤富士雄君の身上に恐ろしい事件が落ちて来た。それはその三日前の日附で、洲崎辨天町の米河内樓の娼妓歌之助と、中野樓の娼妓しのぶの兩人から、廢業したいから至急助けに来てくれとの手紙が来たので、早速面會に出かけて行つた爲に起つた事件であつた。

其の時、歌之助としのぶの兩人は、病氣の爲め洲崎病院に入院して居て、そこから手紙をよこしたので、二日の午後四時に伊藤君は洲崎病院に二人を訪問して其の決心をきいた所、どうしても廢業するといふので、伊藤君は早速樓主の所へ電話をかけると、二人の樓主は忽ち二十人ばかりの暴漢を率ゐてやつて来た。そして七時すぎに、伊藤君が二人の娼妓を伴れて警察へ出頭しようと、病院

の表まで出たところを、外に待つてゐた二十人あまりの暴漢と、院内に居た暴漢とは伊藤君等三人を挟み撃ちにして、打つ、蹴る、引倒す、踏む、といふ大暴行を働いた。半死半生の目に會はされた二人の娼妓は、人殺し人殺しと叫びながら近所の交番へ逃げ込んだので、巡査に保護されて直ぐ警察署につれて行かれた。二人は警察署で大體の様子を話して、「早くあの救世軍の人を助けに行つて下さい。もう今頃は多分殴り殺されてゐるかも知れませんが」と云つたので、警察署では驚いて二人の警官を現場に急行させたのである。

二人の娼妓から引離された伊藤君は、四十餘人の暴徒から滅多打ちにされた爲、全身に十三ヶ所の重傷を負ふて昏倒してしまつた。暫くして、「おい、しつかりしろ！」といふ聲が耳に入つたので、眼を覺して見ると、カーキ色の制服を着た憲兵が自分の上に馬乗りになつて人工呼吸をやつて居てくれるのに氣付いた。そこへ警察署から巡査が駆けつけて、廊内の上田病院にかつぎ込んで手當をしたので、やつと生命を取り止める事が出来たのであつた。

此の騒ぎのあつた一ヶ月の後、救世軍の本營に伊藤君を訪問すると、頭部へ斜に繻帶した伊藤君は、頻りに算盤をばち／＼いはせてゐた。「何の御計算ですか」と問ふと、伊藤君は吃り／＼こんな事を云つた。

「實に驚いた話です。今まで僕の所へ廢業したいからと云つて救済を頼みに來た娼妓の中の百五十八人に、樓主との貸借關係がどうなつてゐるかと訊いた間に對して、正確に自分の借金が何程あると答へた者は、僅か七十人だけでした。此の七十人を廢業させた際に、詳しく其の貸借關係を調査して見ますと、一人分の前借金は平均三百三十七圓七十四錢で、總計金二萬三千六百四十一圓八十錢になつてゐました。ところで此の前借金二萬三千六百四十一圓八十錢に對して、七十人の娼妓が悲しい稼業を強請された歲月は合計一百八十六年十月になります。即ち一人前平均二年八月稼いだのですが、樓主の帳面では、彼女らが合計一百八十六年十月の間肉を齧いで、やつと三百二十八圓五十五錢しか前借金の償却が出来てゐない勘定になつてゐます。つまり彼女らは平均二年八月づつ淫賣をさせられて、一人前たつた四圓六十九錢三厘の借金拂ひしか出来なかつたのです。散々淫亂男のオモチヤにされて、死ぬ程の苦しい思ひをしながら一ケ年に僅か一圓七十五錢九厘、一ケ月に割當てると、たつた十四錢六厘六毛、一日平均四厘九毛弱づゝしか借金が返せないといふ仕組になつてゐるのです。娼妓に自由廢業を勸告する事を、悪事でも犯すかのやうに思ふ人たちは、此の計算を一通り見るがよい。今この七十人が自由廢業をしないで、正直に樓主の言ひなり放題になつて稼いで、前借金の無くなる日を待つとしたならどうでせう。一日平均四厘九毛では、

實に百八十八年十月と六日の長い年月を稼がなければならぬ計算になるのです。如何に無病息災な婦人であつても、娼妓を百八十八年十月も勤められる筈のものではあるまい。どうしたつて、一日も早く公娼全廢まで漕ぎつけなければならぬが、先づ今日の所では娼妓自身に、「自分たちは金銭で買はれた身でない」といふ自覺だけでも與へてやりたいものです」

伊藤君は、もう洲崎に起つた恐ろしい迫害も暴行も、とんと忘れてしまつたやうに、熱心に自由廢業の事を考へてゐるらしい。

「しかし、あなた方が、そんなにして廢業させても、直ぐ元の娼妓になるやうな女があるでせう」これは意地悪い質問では無かつた。實際そんな事もあるだらうと思つて問うたのであつた。すると伊藤君は小形のノートブックをポケットから取り出して、

「そこです。君たちのやうな人でも、そんな質問をする。其の質問の裏には、君だつて自由廢業にケチをつきたいといふ精神が横つてゐるのでせう。世間には、そこに疑念を懷いて、自由廢業を面白く遣り方で無いと非難する人が随分あるやうだが、それは娼妓稼業が、どんなに苦しいものだからといふ事を知らない人の言ふことです。今、私が或る期間に取扱つた三百人の廢業者が、どんな所へ縁づいてゐるかをお目にかけてませう」と云つて、伊藤君は其のノートブックを机の上において、

大きな手で其の罫をのばした。そのノートブックには綺麗な文字で左の統計が記されてあつた。

工場職工	三七	革屋	二	印刷屋	一
社員	一六	醫師	二	製鉛屋	一
人力車夫	一一	運送店	二	薪炭商	一
日傭労働	一〇	鍛冶屋	二	藥種商	一
大工職	一〇	鳶職	二	自轉車屋	一
印刷職工	九	洋服屋	二	箸職	一
船頭	六	湯屋三助	二	洋傘屋	一
官吏	五	魚屋	二	蓄音器商	一
染物工	五	銀行員	二	劇場道具方	一
靴工	五	農夫	二	眼鏡職	一
新聞社員	五	豆腐屋賣子	一	蕎麥屋	一
洋食店員	三	馬丁	一	材木商	一
理髮師	三	帽子商	一	役場書記	一
法學生	三	砂糖屋	一	旅館ボーイ	一
洗濯屋	二	小學教員	一	劍舞師	一

とあり、其の次に少し大きな文字にて、

看護婦の手傳となりし者 二 人

樓主に引戻されし者 八 人

救濟後料理屋の酌婦に賣られし者 三 人

犯罪入監せし者 一 人

行方不明のもの 十三 人

親元に引渡したるもの 八十七 人

と書いてあつた。ずらりと並んだ其の職業別に興味を惹かるゝまゝ繰返し讀んでみると、伊藤君はにこゝ笑ひながら、こんな事を言つた。

『娼妓をした女の結婚は、案外幸福です。何と云つても人生のどん底を見て來た人間ですから、普

牛肉屋	一	古物屋	一	僧侶	一
活動辯士	一	桶屋	一	小間物商	一
瀬戸物商	一	算筒屋	一	ハコヤ	一
ブリキ屋	一	指物屋	一	妓夫	一
玩具屋	一				

通の女の知らない苦勞を知つてゐるので、自然亭主に對する心仕へもよいのでせう。唯一つ悲しい事は、子供のできない事です。しかし、それも皆無といふわけでは無く、此の統計中の理髮師の妻君となつた一人は、五ヶ年間も娼妓だつた女でしたが、結婚後間もなく、まるくした男の子を産みました。それから工場職工の妻君になつたのも、會社員の妻君になつたのも、男の子を産み、建具屋の妻君になつたのも同じく男の子を産んで、四人が四人とも達者に育つてゐます。此の三百人中に廢業前に出産したものが十八人ありました。ところが不思議にもその中の十七人までが女の子でした。しかも其の十八人の子供は、たつた四人しか育ちませんでした。娼妓稼業中に産む子供が九分九厘まで女の子で、廢業後産む子が、みんな男の子だといふ事に、何等かの理由がありさうに思はれます』

話してゐる所へ一人の若い士官が来て、『伊藤大尉、例の廢娼の歌は出來ましたか。今夜淺草小隊の集會で一つ歌つていたどきたいんですが……』と云つた。すると、伊藤君は其の統計を書きつけてあるノートブックの最後のページを開いて、

『では、歌つてみるから、きいてみて、遠慮の無い批評をしてくれ給へ』と云つて、顔に似合はぬやさしい聲で歌ひ出した。

天照す女神の建てし國

皇統連綿みちとせと

世界に誇る日のもとに

破倫不道の習ひあり。

紅燈ひるをあざむきて

絃歌の聲の湧くところ

活ける死骸の嬌々と

肉をひさげる淺ましき。

神より受けし人格の

自由を金の枷にかけ

牛馬に劣る憂きつとめ

身は人にして人ならず。

晝と夜との區別なく

肉は喰はれ血は吸はれ

死にまさりたる活地獄
死にまさりたる活地獄。
生命にまさる貞潔の
花は浮世の風に散り
泥土に委せし無残さを
心なき世は顧りみず。
無告の涙は千秋の
恨はあれど女氣の
弱きがまゝに日に月に
自暴の淵に溺れ行く。
あゝ大君の赤子をば
畜生道に墮し置き
斯くて天下に直やある
斯くて天下に法やある。

立て心ある人々よ
自由博愛貞潔の
正義の精兵動員し
いざたゝかはん世の爲に。
歌つてゐるうちに、三四人の士官たちが集つて來た。そしていろいろの批評をしてゐたが、結局、少し露骨だなあ』といふのが伊藤君自身の評語であつた。

其二、娼妓優待請願

立ち去らうとする前に、山室氏の話を思ひ出して、『あなた方が、そんなに必死になつて娼妓の自覚をお促しになつても、まだ警察官の中に其の意味を諒解しない方があつて、其の運動を妨害するやうな事があるんぢやありませんか』と問うてみた。すると伊藤君はニヤ／＼笑ひながら、『あなたは上野の東照宮に参詣した事がございますか』と途方もない事を訊く。

『はい、數回行つて散歩しました』
『あの社殿の前に、ずらりと燈籠が並んでゐませう。あれはみんな東照權現家康公の家來たちが奉

納したものです。あれを奉納した諸大名は有形無形に、必ず東照権現様の御功德があつたに相違ありません。そこで話は斯うなんです。日比谷の警視廳の表に行つてみると嚴めしい銅像が立つてゐます。あれは警視廳の初代様川路大警視殿ださうです。徳川幕府で云ふなら差詰め東照権現家康公といふ所です。そこで川路大警視は日光ならぬ青山墓地へ葬られたのであるが、まあ、あの墓に御参詣になつてごらん下さい。丁度東照宮の前に家來達が燈籠を奉納したやうに、常夜燈や石の鳥居が奉納されてあります。一番表の方にある大きな常夜燈一對には、「品川貸座敷中」と刻んであり、其の次の石の鳥居には、「洲崎貸座敷中」と彫りつけてあり、其の中の立派な常夜燈には、「新吉原貸座敷中」と刻みつけてあります。警視廳の御一代川路大警視殿と、品川、洲崎、新吉原の遊廓と、どんな關係であつたかといふ事は、私にはわかりませんが、東照権現様と大名たちの關係のやうなものがあるのだと、貸座敷の連中は已惚れてゐるのかも知れませんが、どうぞ自分たちを十分保護して下さいと頼みに出るかも知れませんが、もう今日の警視廳には、そんな主從關係をもつたお役人様は一人も居ないでせうから安心ですよ』

『成程ネ』

『そんな事はどうでもよいとして、私は其の筋へ娼妓優待の嘆願書を出さうと思つてゐるんです』

が……』

『娼妓優待の？』

『さうです。「娼妓に對して、せめてもに監囚徒だけの待遇を與へられたし」といふのです。其の理由は斯うです。』

一、懲役人は柿色の御仕着せが、別段借金にもならず、暑さ寒さに着せて戴けるに、娼妓の着物は襦袢のはてまで、高利の借金をしなければ着る事が出来ない。

二、懲役人は四分六の食物ではあるが、一日三度づゝ戴けるが、娼妓は一日二食で、しかも晝夜働かねばならない。

三、懲役人は堅固なる一室を無料拜借出来るが、娼妓は室代を遊客から支拂ひ呉れないならば、自分の座敷にも入る事が出来ない。

四、懲役人は夜分靜かに眠ることが出来る、大祭祝日には教師の教話を拜聽出来るが、娼妓は夜分安眠の時間なく大祭祝日には平常の數倍働かねばならぬ。

五、十八人の妊娠せし娼妓は、みな八ヶ月まで稼がせられてゐるが在監人の妊娠せる婦人に對しては自動車にすら乗せず、人力車にて靜に裁判所に通はしむる。

六、在監人は逃走しても四十八時間内に逮捕される時は、罰則の手心がある、然るに娼妓は自由廢業して眞人間になりたい爲に救世軍を訪問したりとて七日の拘留處分を受けたる者が數多くある。

158

七、在監人は逃亡しても、柿色の衣服横領の罪には問ふまい。然るに娼妓は廢業して廓外に出る時は、其の着衣を悉く樓主に奪はれる。若し羽織など着て出る時は衣服横領の訴へを受ける。

八、在監人は精勤次第にて刑期の三分の二にて假出獄を許されるが、娼妓には此の待遇法が無いばかりか、働いても働いても借金が殖えるばかり。

九、在監人は五六年働けば少くとも五六十圓の金を持つて出る事が出来る。しかし娼妓にはそんな望み絶えて無し。

これは無論私の駄洒落のやうに聞えませうが、まあ、こんな事でも言つて、自分自身をゴマカしてゐるより外に方法が無いのです」

言つてゐる所へ、郵便受から給仕が手紙を一束もつて来て、其の中の三通を伊藤君に渡した。

其の三、悲劇と喜劇

一通の手紙を讀んでゐた伊藤君の眼には、見る／＼涙が泛んで来た。そして、黙つて其の手紙を私の前において、他の一通を披いた。その手紙には斯う書いてあつた。

先生久しく御無沙汰致しまして何ともすみません。何卒病人と思召して御許し下さい。先生には其後御全快なされましたとの事、誠に喜ばしく病床の私も喜んで居ります。私も其後熱は下りましたから御安心下さい。尙一層神様にすがり生くるも死ぬるも、そんな事を考へずすべてを神様におまかせして、くるしみのうちにも喜んで日々を過さうと決心しました。次に先生、私は淺き信仰ながら今度決心して救世軍へ入隊致しました。先生どうぞ喜んで下さい。又私の國の伯父の許に二本も手紙を出しましたが、返事はありません。もしも先生の許へ来ておりましたら失禮ながらお送り下さい。私は伯父の許へ歸らうかと思ひますが、先生にいろ／＼御心配をかけるのを何とも申わけありません。どうぞお許し下さいませ。書きたき事は澤山ありますが、手はふるへて、もう書けません。どうぞ先生にもおからだ御大切になさつて下さいませ。

よし子より

159

『此の女は實に氣の毒な女だよ』伊藤君は涙ぐんだ眼をしばたゝいて言つた。『文中にある伯父といふのは、其のよし子を洲崎へ六百圓に賣り飛ばして置いて、病氣だと云つてやつても、ハガキ一枚よこさないんだ。よし子の妹が二人ある。その二人も伯父に紡績の女工に賣られて埼玉の工場で働いてゐるさうだ。此の間姉のよし子が大病だと妹の所に言つてやると、金五圓を送つて来たが、其の手紙を読んで全く泣かされてしまひました。三人とも善良な質と見え、此のよし子も、骨と皮とに痩せ衰へてゐるが、それでも度々斯うした手紙をよこすんだ。娼妓なんかした女には、兎角感謝と同情とが缺けやすいものだが、此のよし子は實に心かけのよい女だ。まだやつと二十歳だが、電話で醫員に様子をきくと、こゝ二三日むづかしいといふ話だ……』

言つてゐる所へ日比谷署から電話がかゝつて来た。

受話機をかちりと掛けた伊藤君は、帽子を手に取つて、『君、参考の爲に一緒に行つてみよう！』

『何です？』

『東京驛に誘拐されたらしい三人の田舎娘が泣いてゐたのを伴れて来てゐるから、救世軍の方で引取つてくれないかといふん？』

『誘拐した男は捉まつたんでせうか』

『ねえ、行つてみなければ、わからないが』

それから四週間程後に伊藤君に會つて、三人の田舎娘の話をきくと伊藤君は吃り／＼こんな事を言つた。

『三人の娘は奈良縣の月ヶ瀬梅林附近の産れで、都會へ出たい出たいと思つてゐる所へ四年前に其の村から東京へ来て、洲崎の梅川樓で娼妓を勤めてゐるうちに關節炎で片脚の自由を失つた爲、廢業して其所に働いてゐる妓夫の妻になつた女が、千住三の輪の新開地に銘酒屋が五六軒出来たので、郷里から若い娘をうまく欺して伴れて来て、一儲けしようと思つたのだネ。そこで其の關節炎夫婦は奈良縣へ行つて、嘘八百を並べ立て、東京の堅氣の家へ奉公口を世話するからと親たちを欺して旅費まで出させて伴れて来たんだが、東京へ着いた其の晩から十四歳と十五歳の三人の小娘に淫賣をさせたんだよ。たつた四十錢づゝでさ。可哀さうな娘たちは、あまりの意外に驚いて、直ぐさま其の銘酒屋を飛び出さうとしたが、さて途はさつぱり判らず、懐に一厘の金も無いので、可哀さうに三人は十五日間そこでひどい目に會はされたのさ。其のうちにたうとう一人の娘が、そこを逃げ出して東京驛まで辿りついたが、一文無しでどうする事も出来ないで、大聲を擧げて泣き出したんだ。それを驛内の巡查が取調べた結果、まだ二人が三の輪の銘酒屋に居るといふことが知れ、

早速其の關節炎夫婦を呼出し、嚴重に取調べた末、娘たちをも日比谷警察署へつれて来て、僕の方へ引渡してくれたんだ。僕は早速病院へつれて行つて診察を受けさせるとも強度の疾患を受けてゐた。そこで治療を受けさせて、郷里へ送り還してやつたが、關節炎夫婦は誘拐罪で二年と一年の懲役に處せられましたよ」

「さうですか。上京した時すぐ捉まればよかつたに」

「それからあの時、今一通の手紙が来てゐたでせう。あれは一寸喜劇でしたよ」

「どんな事でした？」

「茨城縣の生れで吉原揚屋町のさる大きな貸座敷に勤めてゐる「かし九」といふ娼妓から、「私は昨年暮に、父の大病ゆゑ或る桂庵に欺され五百圓の前借で六ヶ年の契約で、こちらへ来てゐる者だが、来て一ヶ月もたないうちに身體を悪くしてしまひ、今日はよろしいといふ日も無い有様故、このさき六年もここに居ては生命が無いから、思ひ切つて廢業したい。明日午前中に伺ふからは非面會してくれ」といふ手紙だつたのさ。で、翌日外出しないで待つてゐると、やつて来たネ。會つてみると、なか／＼確り者でした。徹底してゐるので早速所轄の日本堤署へ同行すると、警察署は例に因つて樓主を呼び出して應對させました。樓主が一人の妓夫をつれてやつて来ると、かし九

は樓主に對つて、「長らくお世話様になりました。誠に有りがたうございました。私は不幸にして虚弱でございますから、今日限り名簿の削除を申請致します」と平氣で言ひましたよ。ところが此の樓主も案外わけのわかつた人間と見え、「さうですか」と云つたきり、黙つてゐました。然るに樓主の連れて来た妓夫奴が人の悪さうな顔をして、「旦那、こいつはひどい奴ではありませんか、大金を旦那様からお借りして置きながら僅かの病氣を種にして自由廢業をするなんて、實に太い奴です。旦那は店を始めて日も淺く、萬事營業慣れぬから、娼妓まかせにして置いて、こんな事になつたのです」と云つて、いきなりかし九の着てゐる羽織を引きはいで、「百兩のかたに編笠一つだ、これだけでも取りあげなきやあ」といふと、かし九も負けぬ氣で、「今日から自由の身になるのだ、丸裸でもいゝから」といつて、警官の前で啖呵を切つた上、たうとう名簿削除といふことになり、僕と一緒に警察を出て本營の方へ歸りかけたが、その妓夫は意地悪くどこまでも尾行しやがるんです。もう公然廢業させてあるのに、怪しからん奴だと思つてゐたが、たうとう本營まで跟いて来て、僕がドアを閉めようとする、無理に身體を斜にして入つて来るので、「君に用はない。もう歸れ！」ツて怒鳴ると、不思議にもかし九が、「先生私はあの男に一寸話したい事があるんだから……」と頼むやうに云ふので、應接室へ案内してやると、二人は急に態度を變じて、僕の方に頭

を下げて、「實はお恥かしい事ですが」と來たんです。僕は直ぐわかつたので、「さうか、わかつたわかつた、警察署で樓主を前にあれだけの芝居が打てる位なら、君たちはこれからは壯士俳優になつて萬事を地で行くがよい。食ひはぐれは無いら」と云つて笑つたが、「もう吉原へ歸るわけにも行かないだらうから、これからさきどうするのか」と聞くと、妓夫君急に改つた顔になり、「私は今日直ぐ吉原へ歸り、一月ばかり忠實に働いて、それから首尾よく暇を取り此の女と結婚いたします。私の實弟が本所でメリヤス工場を経営して、五六人の女工を使つてゐるので、取敢へず今日はそこへ伴れて行つて預けて置きます。決して此の言葉に偽りはございせんから御安心下さい」と云つて、二人は手に手を取つて起ち上つたんです。僕も可笑しくなつて、「何でもいゝ無事に廢業出來たんだから、これからは兩人とも眞面目になつて、本道を歩くんだよ」と説いたら、妓夫君は涙ぐんで、「それはもう百も承知してゐます。維新前は妓夫や傭人が娼妓と關係をすれば、二人は傭人たちの前に引据えられて手ひどいリンチを受けたものです。そして丸裸で追つぱり出されたんですから」と云ふんでせう。リンチといふ言葉を知つてゐる位だから、丸きり無學な男でも無いと思ひながら外へ送り出してやると、出口の所で男がかし九に羽織を着せてやるぢやないですか。樓主の前で怒鳴りながら引き刺いだのを、實は樓主に取上げられないやうに妓夫君が保管して自分

の羽織の下に、大事に隠してゐたんだネ」と云つて、伊藤君は口を開けて笑つた。

『社會の人は、その妓夫君の小さい行爲を大變悪いやうに言つて、樓主の擄取を罪惡だとは思はな

いんだネ』

私がさういふと伊藤君は深くうなづいて、

『さうだ、これから後あの二人を導くのが僕の責任だ。自廢といふのは僕達の考へてゐる事業の端緒』と云つて、考へ込んだ。

それは大正三年十月二十一日の事であつたが、それから半年も経つて、かし九と妓夫君はどうなつたかときくと、二人は間もなく横濱に移住して、妓夫君は或會社に入つて、意氣な脊廣姿で通勤するやうになり、かし九も元の姿は何所へやら、一生懸命に手内職をして良妻ぶりを發揮してゐるうちに、目出たく妊娠したと伊藤君は答へた。統計表の中の會社員十六中の一人で男の子を産んだ四人の中に、此のかし九がゐるのだと後で知つた。

其の時伊藤君は樓主が、かし九の親の家に差押への執達吏を差向けたが天井裏の鼠同様差押ふべからざる物品ばかりで空しく引揚げた話をして、自作の狂歌だといふのを口吟んで聞かしてくれた。

差しおさへ無念ばらしの玉手箱　あけてくやしきあばら屋の中

此の外に四首の狂歌を紙片に書いて見せてくれた。

『自由廢業の勸め』を読んで廢業せる女に

なさけある勸めを読んで籠の鳥 けふより自由の空にさえづる

娘を娼妓に賣らんとする親へ

落ぶれて質草盡きて困るとも むすめを質に置くは人鬼

娘の廢業を望む親心

悪銭の身につく筈はけしてなし むすめの嘆き聞くにつけても

あはれむべき娼妓よ

人鬼のわなにかゝつて浮ばれず かせぐ程増す借金の淵

其の四、二貫目の下駄

大正四年四月十日の午前であつた。銀座の救世軍本營に自動車を取りつけた一人の婦人があつた。婦人係の伊藤君が會つてみると、新吉原京町一丁目の大まがき角海老樓の娼妓白縫といふのであつた。

白縫は樓主に虐待されて神經衰弱になつたから、今日限り廢業したいので、救世軍の助力を頼むといふので、伊藤君は早速それを引受けて、白縫の乗つて來た自動車を返し、電車に乗つて日本堤署に出頭すると、例により警察署から角海老の樓主に電話をかけると、間もなく樓主が見えて、警部補と伊藤君とに平等に頭を下げながら、

『旦那方、どうも此の花魁には閉口致します。此の花魁は元新橋の日野屋から小美代と名乗つて出てゐた藝者でしたが、私の所へ八百圓で下げて參りましたのですが、上方から母親といふのが來まして、貸せく〜とせがまれて、もう千三百圓からの貸しになつてゐるのでございます。そこへ蠣殻町の株屋で、此の花魁の馴染が悪い智慧をつけて、救世軍へやつて自由廢業をさせたんでございませう。どうも斯んなに借り倒して置いて、さつさと自由廢業をせられては、手前共の商賣は忽ちに潰れてしまいます。誠に弱い商賣でございませうから、ひたすら旦那様方の御同情を願ひます』

と云つた。其の態度から物言ひが、さすがは吉原一流の樓主と思はれる程丁寧で、少しも聞かずに反感を催さなかつた。すると白縫ははつきりした聲で、

『旦那、あなたは弱い商賣く〜と仰しやるが、弱い商賣どころですか、大まがきを看板にかけ、あれだけ盛んな商賣をしながら、私たちをあんなに虐待して、御自分ばかり懐を暖めてゐるんぢや

ありませんか。私はあんな虐待をされては堪りませんから、救世軍へお願ひして今日限り名簿削除をして戴くつもりです」と云つた。夫れを聞いた樓主は、憤然として、

「何を云ふんです。かりそめにも廊内で一番大きな構へを張つてゐる角海老です。娼妓を虐待したなんて、そんな見ツともよく無い事を言はれては黙つて居る譯には行かない。さ、どんな虐待をしたか、はつきり言つてごらん。旦那方にそれを聞いて戴いてそれが虐待であつたなら、唯今直ぐに廢業して貰ひます。さ、其の虐待の事實を言つてごらん」と云ひながら、ぢりぐくと詰め寄つた。そこで伊藤君は口を出して、

「兎に角、どんな虐待を受けたのか、それを一通り申し立て、みるがよからう。警察のお方にも御参考になりませうから」と云つたので、白縫は警部に對つて、こんな事を言つた。

「虐待をしないどころか、私は大變な虐待を受けたのです。此の間私が風邪氣で頭が重くて寝てゐる所へ、雇人が四五人私の室に来て、今は大正博覽會開會中で、東京へは全國の人たちが集つてゐるんだから、お客の吸収策に道中をするから出てくれないかと云ふんでせう。私は道中なんて全體どんな事だか知らないで面白さうなら少々頭痛位は我慢して出ませうと申しました。するとまあ、大變ぢやありませんか、頭痛のする私の頭へ、入髪を減茶苦茶に澤山して、何十本といふ

櫛や笄を挿すんですもの、堪つたものぢやありません。その上に長い厚ぼつたい着物を着せられ、大きな帯を前で結び、此のウン氣に襦袢のやうなものを着せられ、高さ一尺重さ二貫目の三枚齒の下駄を履かせられ、仲之町の端から端まで八文字を踏ませられたのです」

樓主は堪りかねて叫んだ。

「それは花魁の道中ではないか。それが虐待だとは途法もない！」

白縫は白い手を振つて樓主を制するやうにして言つた。

「無論道中ですわ。けれども其の道中が私には大變な虐待でした。全體旦那は御自分の頭にあんな重いものを載せた事がございますか、旦那の履いてゐらつしやる其の桐の下駄は何処ありますか。私は近頃リニューマチスでスリッパを履いて段梯子を昇り降りするさへ苦しいのに、二貫目の下駄を履かされて、すつかり神経衰弱になつてしまひました。それに持病の脚氣が再發しさうです。これでも虐待で無いと仰しやるのですか」

白縫の申立が餘りに意外だつたので、樓主も警部も啞然として居る所へ、白縫は更に言葉をつぎ足した。

「ね、警部さん、私は思ひましたの、唯今は昭憲皇太后陛下の御諒閣中で、まだ、どなたも喪章を

おつけになつてらつしやるのに、仲之町だけが治外法権ぢやありませんまい。いけませんわね、今頃花魁の道中なんて、あんな騒ぎをするなんか……」

御諒閣中と治外法権の二句に、警部は嚴肅な微笑を洩しながら、伊藤君に對つて、「どうすれば善いかね」と相談するやうに言つた。

元來ユーモアに富んだ伊藤君は、強ひて笑ひを嚙み殺しながら、

「二貫目もある三本歯の下駄を履かせられては、誰でも吃驚して神経衰弱を起しませう。リニューマチスも脚氣も萬更嘘ではありますまいから、兎に角名簿削除の御取計ひを願ひます」と云つた。

形勢不穩と見て取つた樓主は、俄に聲を和けて言つた。

「白縫さん、それは餘りひどい。あなたは平生我がまゝ一杯にして、其の上に自由廢業とは、あんまり我々の弱點につけ込み過ぎます。しかし御規則には勝てませんから、廢業なさるも宜しいでせう。しかし前借金はどうして下さる？」

「それは、私が働いてお返し致します」

「リニューマチスで神経衰弱で脚氣のあなたが、働いて千三百圓のお金を返せる道理はありません。

そこで物は相談だが……」

樓主が聲を落して、警部と伊藤君との前でした相談といふのは、一先つ白縫の馴染客である蠣鼓町の吉木某といふ相場師の所に外泊休業といふ事にして、千三百圓の前借金を、其の吉木某から月賦償還にして貰ふといふ話であつた。

そこで樓主は吉木某に電話をかけ、いよく白縫を預ける事に話が決り、娼妓の月賦落籍、一名娼妓の損料貸といふ事で、白縫は蠣鼓町に外泊休業の身となつたが、儲、その後吉木からは一圓の月賦償還もしない。請求すると、「是非預つてくれといふから預つてやつたのだ。室料、賄料、一ヶ月五十圓づゝ直ぐもつて来てくれ」との逆捻に、樓主も呆れ果て、たうく見放すことにしたので、同年八月二十九日に目出度く自由廢業して鯨里廣島に歸つた。

白縫が治外法権といふ言葉を遣つたり、諒閣中を擔ぎ出したりしたのは、それは彼女が郷里の高等女學校を卒業してゐたからであつた。

「やつぱり教育のお蔭だ。高等女學校を卒業してゐなかつたら、二貫目の下駄で神経衰弱と脚氣は起らないよ」と伊藤君は笑つた。

其の五、泣いた婆アさん

「お待ちせいたしました」

ドアを開けて入つて来た伊藤君は、不思議さうに二人の顔を見た。一人は年頃二十三四歳で派手なお召の袴に紫縮緬の羽織を着てゐる。職掌柄一見して夫れが娼妓とやり手婆である事がわかつた。娼妓に不思議は無いが、やりて婆が自由廢業に來ようとは、どうしても考へられない。

怪訝な顔で三人が暫く睨み合つてゐると、若い婦人は決心の色を面に泛べて、

「先生、私は新吉原揚屋町で勤めて居ります力代と申す娼妓でございますが、私がこんな稼業を始めまして僅か一年半の間に、銀行へ出てゐらつしやるお方が一人と會社員のお方が二人と、私の爲にお金の遣ひ込みをしまして、三人共今は監獄でお氣の毒な目に會つてゐます。そんな事を考へますと、私はもう一日も早くこんな恐ろしい稼業をやめたいと思ひます。どうぞ宜しく願ひ致します」と言つた。

力代が、さう言つてゐるうちに、側に座つてゐた婆アさんの眼の色が段々變つて來た。そして、いよく力代が自由廢業をするのだと知るや否や、飛び上つて力代に武者振りつきながら叫んだ。

「力代さん、あなたは人を馬鹿にしてペテンにかけるにも程がある。今日はお天氣もよし、前々の約束だから淺草へ散財に伴れて行つて上げようと云ふので、親方から一日のお暇をいたゞいて、活

動を見せて貰つたり、御馳走になつたのは有難いが、歸りがけに、まだ時間があるから築地の伯父さんに一寸會つて歸る、時間は長く取らせぬ、新富座の直ぐ裏だと言ふので一緒に跟いて來ると、こんな異人館につれこんで、何だか變だ變だと思つて、先生が出ていらつしやる前に、念を押して問ふと、私の伯父さんは此所に勤めて居るんだと……まあ何といふ嘘吐きなんです。今やつと私はこゝが救世軍といふ自由廢業の本場だとわかりました。あゝ口惜しい、口惜しい」

やりて婆アさんが、おい／＼聲を立て、泣き出したので、伊藤君は宥めて言つた。

「おばあさん、事情をきけば、あなたの怒るのも無理はない。しかし、おばあさんの職業も感心した職業ではないから、力代さんとあなたと、二人共今の稼業をおやめになつたらどうです」

すると、今度は婆アさん、伊藤君の腕に獅噛みついた。

「そんな事は出來ません、私の亭主はやつぱり揚屋町で妓夫をしてゐるんです。今、力代さんに自由廢業をされたなら、第一私は亭主から、年甲斐もない奴だと云つて叱られます。親方にも申譯がありません。ね、先生、願ひですから、兎に角一度私と一緒に力代さんを歸して下さい。で無いと私は今日から首になります。歸して下さいなら、私の腹一つで、救世軍へ出直しても、私は見えて見ぬ風をします。今日の所は是非二人ともお歸し下さい」

やり手婆アさんは、伊藤君の軍服の袖に涙をぼとぼと落しながら口説き立てた。これはペテンのかけ合ひだぞと思つた伊藤君は、ぢつと力代の顔を見てゐると、力代は突と立ち上つて、婆アさんを椅子に引据ゑた。そして言つた。

「お黙りなさいな。おまへさんたちは、毎晩々々お客さんに、おべんちやらを言つて、ポチを貰ふ氣樂な商賣でせう。それにいゝ氣になつて私たちの事を主人に告口ばかりして居るぢやないですか。私たちの苦しさと云つたら、まるで地獄の苦しみですよ。私は去年の六月に六百五十圓の前借金で、お職を張り通し、どんな月でも二百圓から三百圓の揚代を稼いでゐるのに、先月計算帳を見るに、借金は百圓も殖えてゐるぢやないですか。廓の掟だと云つて印形も帳面も主人の方へ取あげて置いて、勝手氣まゝに計算されてゐる事がわかつたので、私はそれを取返して此の通り持つてゐるんですよ。あんな所へ、もう二度と歸るもんですか。歸りたいなら、おまへさん獨りでさつさとお歸り、私はこれから警察へ行つて、ちやあんと廢業しますから」

力代はさう言つて、懐から帳面を取出して伊藤君の前に置いた。やりて婆アさんは、泣く泣く電話を貸せといふ。そして樓主へ、今力代さんにだまされて救世軍へ來てゐるから直ぐ助けに來てくれと電話をかけた。力代よりも先づ自分を助けてほしいのである。

間も無く樓主は番頭と書記とを伴れて、自動車で駆けつけた。そこで伊藤君は力代の計算帳を前に、寸分洩さぬ會計検査を始めた。九年間も測量器械の職工長をしてゐた數學的な頭腦で、ぎつちりに押し詰めて、樓主も番頭も書記も、ぐうの音も出なくなつた。そこで今度は伊藤君から貸座敷業廢業の説教。

「御高説を承り、大いに反省する所がありました。唯今直ちに稼業をやめるといふわけにはまゐりませんが、此の上はせめて娼妓の取扱ひに注意します」

樓主は、こんな挨拶をした。そこで伊藤君は力代と樓主とを伴れて日本堤署へ出頭して名簿削除の申請をすると、樓主は屑く「廢業の件は本人の意志通り、御規則の上で異存はありません」と申し立てた。樓主の態度が如何にも男らしいので、伊藤君は却つて其の心情を疑つて、「こいつ油斷はならない」と思つてゐると、果して直ちに力代の父親と加判者の伯父とは、財産差押への處分を受けた。父は代々木の鹽せんべい屋であつた。家具や衣類根こそぎ差押へて評價六十圓であつた。ところが其の話をきいた米屋と家主が、競賣の場所へ配當加入の異議申立をしてくれ、米屋から四十圓、家主から二十圓の先取權で、無事六十圓を取返してくれたので、父親も伯父も泣きの涙で大喜び、救世軍様々と拜んで、萬事の畫策に對して伊藤君を神様だと云つた。神様と言はれ序に、伊藤

君が出雲の神様になつて、靴下製造人と力代とを結婚させ、力代は靴下の刺繍を内職にして女工の三人も使つて、早稲田の常盤の森の片ほとりで、理想的な家庭をもつたといふ話。

其の六、最後の五圓札

『唯今新宿から一番電車で自由廢業をしたいと云つて駈け込んで来た婦人がありますから、直ぐお出で下さ』

電話がかゝつたので、伊藤君は大急ぎで本營に行つてみると、年頃二十歳ばかりの、教育のありさうな婦人が待つてゐて、伊藤君の顔を見るなり聲をあげて泣き出した。

泣く泣く語る所によると、此の婦人は十歳で父に死に別れ、十九歳の時母が大病して、ばつたり家計に困つてゐる所へ、見知りの桂庵が来て新宿一丁目によい奉公口があるから世話してやらうといふので、うまく欺されて行つてみると、そこは聞くも忌はしき女郎屋。どうしても嫌だと、泣いて泣いて泣き通したが、入り替り立ち替り説きすゝめられ、そこを出てしまへば、母が忽ち困つてしまふといふので、一週間に親方の言ふ通り泣く泣く稼業に出る事にした。ところが何と考へても堪へ切れない稼業なので、いつその事死んでしまはうと覺悟を決め、其の機會を狙つて居るうち

にふと救世軍の事を思ひ出し、今死んで母に悲しみをかけるより兎に角救世軍へ駈け込もうと決心して、裏口の錠前をねち切つて逃げ出して来たといふのである。

こんな若い女が、あの嚴重な貸座敷の裏戸を無理にこぎ開けたといふのは、些と合點が行かないとは思つたが、伊藤君は、そんな事は問はないで、早速新宿署へ同行すると、例によつて電話で樓主を呼び出す事になつた。程なく樓主は一人のやりて婆アさんを伴れて警察へ出頭した。やりて婆アさんは、女を見るとききなり、

『旦那方、此の女は泥棒ですよ！』と叫んだ。

『泥棒ですツて、さ、私が、いつ、どこで何を盗んだ。言つてごらん！』

若いながら女も氣色ばんで詰問した。

『盗人たけくしいとは、お前さんのことです。おまへさんは昨晚、お客から五圓紙幣を受取つて、それを親方に渡しもしないで、裏木戸を開けて持逃げをしたんぢやありませんか。さ、其の五圓紙幣をこゝへお出し！』

やり手婆アさんは詰めよつた。

『何を言ひなさる。貸座敷へ遊びに来る程のお客さんが、女郎衆に金を取られて黙つて歸るもので